

第3回外郭団体等検討委員会議事録

H24.7.23

9:45～17:00

第三応接室

◎ 部会 9:45～11:45

1 開会

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

本日午後から第3回の外郭団体等検討委員会がございますが、午前中、部会ということで、第1回目の部会を開催させていただきます。3名の委員の皆様には大変お忙しいところ、ありがとうございます。ご案内のとおり43団体から重点検討団体とさせていただいた6団体を除く37団体につきましては、基本的に部会方式による検討ということでお願いしてございまして、過日、各部局あて改革基本方針の見直しの必要性について、私どもの方で照会させていただいたところ、別添資料にありますとおり、14団体について、現時点で見直しの申出があったところがございます。始めに各団体の見直しの理由等も含めてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、そんなことで、委員長さんの方で進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【福田委員長】

それでは、この資料ですが、全部で43団体あって、その中で今回対象となってくるのが14ですが、他にも6つが重点検討団体で、14団体はこの○がついているところですね。これを全部一気に14というのは大変ですので、まず、8番まで、何をどのように見直しが必要とされているのかわかる形でご説明をお願いします。

(1) 土地開発公社

【事務局】

それではお手元にいくつかの資料をお配りさせていただいております。予めお配りをさせていただいておりますのは、今委員長さんの方からお話のございました、見直しの要否の総括表と、それから別紙で私どもから各部局へ照会をさせていただいて、回答を寄せられたものを集積したものの、調査表と銘打ったものをお配りさせていただいておりますが、他にもA4の横の資料でございますが、これは出資等外郭団体の改革進捗状況の検証シートというものでございまして、これは毎年整理をしておりますが、これは平成22年度の決算状況のもとで作ったものでございます。現在23年度分につきましては、調整中でございますが、これが現時点での最新版でございます。こちらの検証シートの方をまず、簡単にご説明させていただいた上で、該当の団体のどこの部分を直したいということをご説明させていただくということで、ご覧をいただきたいというふうに思っております。

では、おめくりをいただきまして、2ページめでございます。

長野県土地開発公社でございます。この団体は、特別法人ということでございまして、設置根拠は、公有地の拡大の推進に関する法律ということでございまして、48年に設立をされた団体です。設立の沿革のところがございますように、当初は道路公社として発足しながらも、いろいろ変遷を経まして、48年の段階で現在の特別法人の形をとっているところでございます。設立の目的でございますが、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うということでございまして、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与するというところでございます。具体的な事業内容でございますが、県からの委託に基づきまして、公共用地、公用地等の先行取得及び造成を行うところでございます。具体的には道

路でありましたり、河川でありましたり、県施設、教育施設、警察施設など多岐に及ぶわけでございますが、現時点ではこういう時代でもありますので、事業量がだいぶ圧縮されておりまして、建設部の関係の用地というものが、主流と言いますか、ほとんどになってきてございます。その指標もご覧いただきますように、公有地等の取得の事業費は年々低くなってきているということでございます。基本財産は、県出資等記載のとおりでございまして、県の出捐率が100%の団体でございまして、その下の役職員数にこの団体の特徴がございまして、実は平成22年までは記載のこの人数でございまして、現時点ではプロパー職員、団体のプロパー職員がおりません。そういう団体になってきてございます。と申しますのは、右上にありますとおり、「事業の縮小」というのが、改革の基本方針となっております。機能は存続となっております、この機能は残していきたいんですけども、専任のプロパー職員を抱えるということではなくてやっていきなさいという改革方針でございまして、()書きにございまして、公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施するという、プロパー職員ゼロの組織・人員体制としなさい、という方向性で今まで取り組んできたところございまして、後ほど申し上げますけれども、現時点でそのような体制になってきてございまして、今回はそういうことがありますので、私どもの基本方針の見直しをさせていただきたいと、要するに取組の進捗に伴って、改革基本方針が達成されてきたので、達成後のスタイルに表現を変えさせていただきたいと、こういったところが土地開発公社の内容でございまして、その下経営計画等の策定状況もご覧いただいておりますが、国、県等からの依頼に基づいてのみ事業を行っておりまして、国、県等の公共事業量に左右されますが、24年度でプロパー職員をゼロとし、公社等のOB職員を必要最小限採用して対応するというようになっておるわけでございまして、それらを踏まえた上で、タテの調査表をご覧くださいと思います。ちょっとこの部分だけではわかりにくかったので、前段でお話をさせていただきました。まず1番でございまして、改革基本方針の内容は、今申し上げましたように「事業の縮小(機能は存続)」、スケジュールとしましては、24年度末までにプロパー職員をゼロとするんですが、これはすでに達成してしまったということでございまして、具体策でございまして、機能・制度を活用することが有利な事業に限定して用地取得をする、プロパー職員の採用は行わない、この当時の状況ですが、公社の長期保有土地となっている産業団地用地の県による積極的な分譲、早期の整理ということでございまして、これについても、後ほどご説明申し上げたいと思いますが、整理をされてきているところでございまして、わかりにくくて申し訳ないんですが、2番目の進捗状況でございまして、2つ目の< >で評価結果に関するコメントのところでございますが、平成22年度末で長期保有土地、いわゆる産業団地が解消されているわけでございまして、しかも先ほど来繰り返しておりますように、24年度からプロパー職員がゼロという体制になってきておりますので、改革基本方針どおりの進捗をさせていただいているのではないかとございまして、従いまして3でございまして、包括外部監査人からの指摘は特に無かったということでございまして、しかし、6にございまして、進捗状況を踏まえまして、基本方針を見直す必要があるというのが、当該団体の考え方ございまして、めくっていただきますと、ちょっと長いんでございまして、整理をされております。見直しが必要な理由でございまして、繰り返しになります、平成22年度末で長期保有土地が解消され、また、平成24年度からはプロパー職員ゼロの組織・人員体制となっており、改革基本方針が達成されているためという理由でございまして、改革基本方針の現行を左に整理させていただいておりまして、右側が改革基本方針の新たなものでございまして、変える部分についてはアンダーラインを引かせていただいているところでございまして、ここは大事な内容が改革方針でございまして、「事業の縮小(機能は存続)」ということでございまして、改めまして、「公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定し、事業量に応じた必要最小限の職員体制により機能を存続」ということで改革方針を改正させていただきたいという内容でございまして、スケジュール面でも既に現行の計画が達成されましたので、スケジュール的にも変わりが、業務量に見合った職員体制による業務実施の継続という整理をさせていただきたいということでございまして、その下の団体の位置付け・改革の理由と具体策というところは、これまでの経過的部分も記載させていただいているところでございまして、重複する部分も

あるわけですが、1段目には、昭和三十八年からの経過が入ってきております。2段目には何故この公共用地の取得等が県本体ではなくて公社がやっているのか、公社は民間資金の活用が迅速にできるという機能もございまして、県が直営で行うよりも財源措置の選択肢が広がるというメリットなどがございました。そういうところからこの公社というものを設置してやってきたということでございます。

しかしながら平成九年以降公共事業が減少してまいりまして、国及び県から委託を受けて実施している公共用地等の事業規模が縮小したこともありますし、平成十六年度の改革基本方針において公社廃止が決定され、新規の用地取得を控えたこともありまして、平成十二年から十九年まで赤字というような状態であります。しかし、プロパー職員の早期退職や他団体への再就職、県職員の任用などによりまして、平成二十年以降は産業団地の長期保有土地解消のための特別損失を計上した平成二十二年度を除き黒字という状況になってきたわけでございます。

今後も、プロパー職員の新規採用を行わないで、県職員の公社職員の兼務の状態、それから公社OB職員等の雇用による事業量に応じた人員配置、プロパー職員ですと固定してしまっていますが、そうではない体制でやるということ、それから公社本社の売却等により、引き続き徹底した経営改善を図るとしているものでございます。

それで、なお書きがその下にございます。長期保有の関係でございますが、県の引取りが停滞してしまったということです。県が委託をして公社に取得をお願いしたわけですから、最終的にそれを県に戻さなければ行けないわけですが、県の引取りが停滞していたということでございまして、結果的にその土地を公社が長期保有する問題が当時ございました。しかし、平成二十二年末に公社の準備金約三十一億円を取り崩しまして、公社簿価と県の引き取り価格との差額を補填して県に引渡しすることにより、長期保有土地が解消してきたという経過がございます。最終的にその下にございまして、県は今後とも必要な公共事業を行っていく方針であり、そのためには、公社の機能・制度を活用することが有利な事業に限定して用地取得を行っていききたいということでございます。

今後の改革における留意点ということで一番最後を書いてございますが、こうしたことでプロパー職員がいなくなりますので、公社の運営方法のスキルの承継等を具体的にどうしていくかという問題があるということと、リニア中央新幹線が計画されてきておりますので、これらの関連事業への具体的な関わり方ということがこれから大きな問題になるという余地がございますけれども、基本的には現在の個々に記載のとおりの方針でいきたいということでございます。

繰り返しになりますが、過去の取組の成果を踏まえて、将来に向けての改革基本方針の記載を変更させていただきたいということが今回の提案の内容でございます。

【福田委員長】

最初の説明があったので、全体のことが良くわかりました。

【事務局】

説明が足りないところがありましたら、遠慮なくおっしゃっていただければ、次回以降の資料説明ということもさせていただきたいと考えております。

【福田委員長】

基本的にはよく分かったのですが、下線部のところが変わってきたということかと思うのですが、一点、改革実施における留意点とあって、これももう改革が終っているのに、新しい書き方というのはわかるのですが、職員や組織的な改革というのは終っていて、この内容は、改革実施における留意点ではないのではないかと思うのですが、これは留意点というよりも新しいことですよ。全く新しくできたことなので、課題みたいなものではないでしょうか。全く新しく出てきたことなので、留意点と言われてしまうとわからないのですが、今後出てくる課題みたいな感じの

ほうがわかる気がします。

【今井委員】

長期保有土地は県が引き取ったようですが、その後はどうなったのでしょうか。

【事務局】

細かいことは聞いていないので、確認しまして次回に説明させていただきます。

【関委員】

改革方針やスケジュールのところに、事業量とか業務量ってありますよね。これは具体的にどうやって測るのでしょうか。この事業にはどのぐらいの業務量があるというのは、わかっているんですか。

【事務局】

県として公共事業等を計画したところで、今後のスケジュールやどのぐらいの土地の購入が必要となるかということが見えてきますので、それに相応しい体制でどうやって進めていくかということも見えてくるということだと思います。それはまさに個別の事業に応じた対応をとっていくということになると思います。

プロパー職員もおりませんので、これからはより柔軟に対応していくことになると思います。

【福田委員長】

土地開発公社については、現行の改革基本方針がちゃんと進んだというイメージがありますし、ご説明もありましたが、道路とか河川とかの事業が起こるじゃないですか。それ毎に課があって、事業毎に担当課があって、すごい数がある中で動かして、用地買収って相当大変なことなんですけど、よくやられているなというイメージがありますね。

【事務局】

昔は用地取得の事業量というのは、平成の初年度から非常に多い年が続きました。平均的に 500 億近い事業量があった年もありましたが、現時点では、平成 23 年では 6 億くらいで、当時から比べればかなりの業務量の減少となっております。そういう面では改革基本方針が必要であった理由もあるかと思えます。今は事業量が見えやすいという状況かと思っております。

【福田委員長】

今日はこれで結論ということではなく、説明を一とおりに聞きして、持って帰って考えて、最終的には 14 団体まとめてということにしたいと思えます。

それでは次の団体の説明をお願いします。

【今井委員】

細かいことですが、改革方針とスケジュールのところで、改革方針は事業量に応じた必要最小限の職員体制と書いてあるのですが、その下になると業務量に見合った職員体制と書いてあって、細かく言うと意味合いが違うのではないかというところもあります。

【事務局】

わかりました。担当課の方と調整させていただきます。

(2) しなの鉄道

【事務局】

続きましてしなの鉄道株式会社でございます。この会社は、株式会社ですので設立根拠は会社法でございます。平成8年の設立でございます、沿革でございますように平成2年に整備新幹線の着工等についての政府・与党申し合わせにより、軽井沢・篠ノ井間が並行在来線としてJR東日本から経営分離されることになったところでございます。

平成3年に県、沿線市町、経済団体等の出資による第三セクターにより、その区間の鉄道事業を営営するということで地域合意がなされまして、記載のような段取りを経まして、平成9年10月に開業されました。

設立の目的は、当然旅客鉄道事業が中心になりますが、旅行業、倉庫業、駐車場業、広告業等でございます。具体的な事業内容は、記載のとおりでございます。

この会社の一つの懸念材料といたしましては、そこがございますとおり乗車人員が年々減少してきていることが問題として認識されているところでございます。

基本財産のうち県の出資額は75%ほどございまして残りは沿線市町や金融機関が出資をしている会社でございます。

役職員数はそこに記載のとおりでございますが、県職員の関係で申し上げますと一番末尾にありますように非常勤職員を除きまして県職員は一人という状況でございます。

収支状況等は記載のとおりでございます。

この団体は、平成16年度の改革基本方針のときは対象外だったわけですが、前回の改革基本方針のときに県が出資している団体だからということで加えたという経過がございます。

改革基本方針は、事業推進に対して県は積極的に支援するというところでございます。

平成16年以降の実施状況は記載のとおりです。平成19年6月には運賃の値上げなども行っております。ただ、他の会社との均衡等を考慮するとこれ以上の値上げは難しい状況にあります。

繰り返しになりますが、軽井沢・篠ノ井間は65キロの延長距離がございまして、平成10年当時は、年間の輸送人員が1200万人程度ありましたが、この10年間は年々減少してきてございまして、平成23年には幸いにも1000万の大台は超えたもののこのあたりが課題となっております。

そんなことから、この会社は経費の削減に熱心に取り組んでございまして、人件費の削減では、ピーク時が平成11年だったわけですが、平成23年までに35.6%削減してございまして。

その他の経費の節減でも、旅客収入以外の収入の増収策にも積極的に取り組んでおり、2倍を超えるような状況で、平成10年に比べ、平成23年度では額にして1億円以上の増収に取り組んでいる状況です。

【福田委員長】

旅客事業以外というのと、例えばどのようなことをやっているのでしょうか。

【事務局】

例えば、ビール列車などのいわゆる企画列車や駅の遊休スペースを改造して店舗を誘致したり、列車内にDVDの広告を新設するなど民間会社としていろいろな工夫をされています。

人件費についても列車のワンマン化や駅の委託による人員削減、退職職員の再雇用等できる限りの人件費の圧縮に務めております。

先ほど申し上げたのですが、平成16年には県から103億円余の公的支援をしてございまして、合わせて減損会計も適用してございまして。平成22年の決算におきましては、累積損失は解消された状態となっております。このように経営改善に取り組んできたところでございます。

調査票に戻りまして説明させていただきますが、改革方針は事業推進に対して積極的に支援ということでございまして、スケジュールも記載のとおりでございます。

3にございますが、包括外部監査からどういう指摘があって、どのように対応したかということでございますが、輸送人員の減少が見込まれる中で、現状の財務体質の維持が課題ということでございます。それからこの会社にとって大きな問題なのは、長野以北の並行在来線に関してですが、これを引き受けることが正式に決定されております。長野以北の並行在来線の経営上の問題等について議論し、コンセンサスを得ることが重要、これは当時の話でして、当時としてはこういう指摘をいただいております。

また、長野以北並行在来線の経営引き受けに当たり、中長期的な課題への対応方針の明確化が必要ということでございます。

対応としましては、沿線地域等と連携して先ほど申し上げたような増客策を積極的に講じるとともに、経費節減等により一層の経営効率化を図るということ、それから、新たな状況としまして（ ）書きに平成 24 年 4 月とありますが、しなの鉄道が長野以北の並行在来線の経営も引き受けることが決まったということでございます。そのような新たな情勢が生まれてきているということでございます。

改革基本方針の見直しの要否については必要ということでありまして、理由は、長野以北並行在来線の経営引受けが正式に決定したということや、累積損失の解消など、状況の変化等を踏まえ、内容を一部修正させていただきたいということです。

それから平成 23 年度の包括外部監査における将来の資金需要に係る意見を踏まえ、内容を一部修正させていただきたいということです。

改正案でございますが、この団体は事業推進に対して積極的に支援するという改革方針の大きい変更は必要ないという判断でございまして、団体の位置付けとか改革の具体策について、アンダーラインのような変更を加えさせていただきたいということでございます。

経過の部分もございますので、文言の修正ということもございます。平成 9 年から長野新幹線の開業に伴いまして J R から分離された軽井沢・篠ノ井間の旅客鉄道業を営んでいる。輸送人員の減少傾向には歯止めがかかっていないけれども、今、申し上げてきたようないろいろな対策によりまして、平成 22 年度に開業以来初めて累積損失を解消することができたということでございます。

ただ、今後に残された課題もいくつかございます。今後は、老朽化した車両や設備の維持・更新等のための資金需要が見込まれるが、積極的な増客策等を通じて収益を強化するとともに、組織の見直し等による人件費の抑制、新規借入金の抑制、設備の規模の適正化、遊休資産の有効活用や処分等を通じて、健全な経営体質を維持したいということで、必要な資金の確保に努める。また、平成 26 年度中にしなの鉄道が長野以北並行在来線の経営を引き受けることから、しなの鉄道が今後も安定的な経営を維持できるよう、引き続き支援していく必要があるというように改正させていただきたいということでございます。

なお、この会社につきましては、長野以北並行在来線対策協議会という協議会が設置をされておりました、県や会社だけでなく沿線市町なども一緒になって、具体的にこの会社の運営をどうしていくかということを考えております。

長野以北の状況につきまして資料になくて申し訳ないのですが、議会等でも大きな課題として受け止められているところでございますが、長野以北の並行在来線を引き受けたとした場合に、現時点でランニングコストを見ますと、収支で平成 27 年度以降、3 億円くらいの赤字が見込まれてきております。

開業 1 年目の平成 27 年度には、予測では 3 億 2 千万ほどの赤字が予測され、平成 31 年度の開業 5 年目では 4 億円くらいということで数字をいただいております。

それでは、具体的にどう対応していくかということが問題になったわけでございます。

長野以北を引き受けるにはその赤字の解消が大きな問題だったわけですが、これについては新たなスキームといたしまして、国から新たな支援策が示されておりました、現時点での県の試算では毎年 4 億円強という数字を見込んでいます。

これらの新たな支援策というものも踏まえて、この新たな経営基本計画というものが立てられてきていると承知しております。このようなこともあって、今回長野以北の並行在来線についてもしなの鉄道で引き受けることが決まったと思っております。

詳細につきましては、ご要望があれば担当課の説明の機会も設けたいと考えておりますが、現時点では、これまでの改革を踏まえて、また、将来も見越しながら新たな基本方針を改訂させていただきたいというのが担当課の考え方です。

【福田委員長】

そもそも長野以北をしなの鉄道が引き受けることとなった大きな理由、背景はどういうことだったのででしょうか。

【事務局】

私もつぶさに承知しているわけではございませんが、県内では既に第3セクターとして、軽井沢・篠ノ井間、実質的には長野まで通じている鉄道があるわけです。別に新たな会社を作るということは非常に大変であり、ある意味、しなの鉄道が、長野以北を引き受けていただくのがもともと大きな選択肢であったものと思います。ただ、現在でも非常に苦労して効率化に取り組んできた会社でありますので、その会社の本体に影響を及ぼさないようにという中で、条件整備が進められてきたものと思いますし、新たに国からも支援される見込みがついてきたということが、引き受けるに当たっての大きな要因であったのではないかと思います。

【福田委員長】

在来線の引き受けは全国で起きている問題なので、長野県としてはここで引き受けさせていただくということで支援をしていくのですが、経営が回復してきたところに長野以北の問題で負担をかけてしまうという立場ですね。

【事務局】

そのようなことでよいと思いますが、ただ、県としても重要な施策であり、長野以北の住民の交通手段をどのように確保していくのが非常に大きな命題だったと思いますが、しなの鉄道に引き受けられることで解決に向け芽が出てきたのではないかと考えております。

【今井委員】

長野以北を引き受けることによって職員の数が増えることになるのでしょうか。

【事務局】

当然、増えることになると思います。承知している範囲では、60人程度増員する必要性があるかと思われまして、これにつきましては、計画的に社員を採用し養成していく必要性があると思います。

また円滑な開業に向けては、要員の派遣受け入れについても、JR東日本との協議というものも必要になってくると思います。

【今井委員】

更には借入金等も新たに発生することになるのではないですか。

【事務局】

具体的な中身まで私の方で申し上げるものがないのですが、収入の部分と支出の部分の差引勘定で先ほど申し上げた数字が出されてきておりまして、そのままでは難しいところだったわけですが、国からの新たな支援のスキームが出てくることによって、方向性が出てきたという整理ではないかと思

います。

【今井委員】

その点ではこの改正案に「組織の見直し等による人件費の抑制」とか「新規借入金の抑制」ということが出てきていますが、今のことを踏まえると、なにか少し逆というか、違和感のある表現かなと単純に思ったのですけれども。

【事務局】

一定程度お金はかかるのだろうけれども、それを圧縮していく努力をしていくという趣旨だと思います。

【今井委員】

そうだとすれば、ここの書き込みが、長野以北を引き受けることによって、いろいろ人的体制とか、収支の状況等が変わってくるのだけれども、しかしながら、引き続き何々といったような話が入ってくればいいのだけれども、それがなくて、人件費を抑えるとあるが、逆に今の話では人件費は増えるのではないのという話が出るのではではないかなと思いました。もちろん、今までの方針に対しての改正案ということであるので、こういう表現になるのかもしれませんが、もう少し現状に踏み込んだ書き方があるのではないかなと思います。

【福田委員長】

今後は老朽化したというところと言ってしまうと、老朽化とか施設の更新という形だとこれでいいのかもしれないのですけれども、26年度からとなってきた時にどうなるかっていう問題があるので、ここの人件費とか新規借入金という部分が入ってくるというのはおかしいのではないかなと思います。

収益力を強化していくと、ただ、26年度以降長野以北を引き受けて、人件費や新たな借入金の問題が出てくるかもしれないけれども適正に対処していくとか、そういう形なのかなと思います。

【今井委員】

長野以北を引き受けるという大きな変化があったのだから、ここのところはもう少しそれに対応するものが出てこないと、大きな変化があったにもかかわらず、文面の訂正みたいで簡単になってしまっているから、もっと複雑な話ではないかと思います。

それはそれで分かる話で、いけないわけではないので。

【福田委員長】

この真ん中の部分を下に持って行って、そこを変えるというような感じですかね。

【事務局】

わかりました。それにつきましては、担当課とも調整させていただきたいと思います。

【福田委員長】

先ほど国からの支援と言われていたのですが、これはいつ決まるかわからないし、今はそうかもしれないのですが、その確定要因がそこまで書く必要はないのですけれども、いただいたイメージとしてはあまりにも不確定要因だなと感じます。

【今井委員】

細かいことなんですが、文面の細かいところで気になるところもあって、例えば現行の一番最後の「今後も地域の交通体系を存続させるため」といっているのが、改正案でなくなってしまうたり、それではどういう位置付けになったのかみたいなの。大きな枠組みには関係ないからいいんですけど。

【事務局】

わかりました。その辺も踏まえて担当課に投げかけさせていただきます。

(3) 私立幼稚園協会、私立短期大学協会、私学振興協会

【事務局】

それでは点検シートの6ページをご覧ください。

私学関係3団体は関連しますので、まとめて説明させていただきます。

はじめに社団法人長野県私立幼稚園協会でございます。設立年は昭和42年という団体でございます。設立の経過はそちらにございますように、どちらかというと、県がというより、むしろ私立幼稚園側が動いて作った団体ではないかと思えます。長野県における私立幼稚園の相互連携と幼稚園教育の健全な発展に寄与したいということで、主には、教職員等の研修会の開催や会員に対する事業資金の貸付を行っております。県からの出捐金は5000万円で出捐率は43.3%となっております。他には、県内の学校法人の皆様が拠出をされているということでございます。県職員の派遣の関係は希薄で、収益等の状況は記載のとおりでございます。

団体自体が、こういった団体でございますので、他の団体とも絡みますので、その位置付けは後ほど説明したいと思います。現時点での県の方針は、県の財政的関与の廃止でございまして、実施状況にあるとおり、県の貸付金の返還や貸付事業の統合を順次進めてきております。

それから、もう一つの団体私立短期大学協会も同様の状況でございますので、そちらも説明させていただきます。社団法人長野県私立短期大学協会でございます。先ほどは幼稚園でこちらは短期大学でございます。昭和44年の設立で、記載のような沿革で現在に至っているという状況でございます。設立の目的は、私立学校教育の振興を図り、もって本県教育の発展に寄与するというもので、主な業務の内容は、学校法人に対する、施設・設備の整備に必要な資金の貸付、学校経営に必要な資金の貸付、私立短期大学の広報事業などでございます。同じように県の出捐金は5000万円でございまして、出捐率は、44.8%、残りは県内の学校法人が出捐しているというところでございます。県職員の派遣の関係は記載のとおりでございます。改革基本方針は、県の財政的関与の廃止となっております。これも先ほどと同じように、平成16年以降、県貸付金の一部前倒し返還から始まって、貸付事業の統合なども行ってきております。実はこの2団体につきましては、これから申し上げるもうひとつの私学振興協会との関係で、簡単に言いますと、私立幼稚園協会と私立短期大学協会の2団体につきましては、県の外郭団体としての位置付けを外させていただきたいというのが提案でございます。と申しますのは、出資金をこれから申し上げる団体の方へ統合しますので、ここの団体と県との関係は全く無くなるということでございまして、外郭団体としての扱いがそもそも不要となってくるのではないかとございまして。

3番目の私学振興協会でございます。これにつきましては、既に公益法人の中で名称が変更されておりまして、現在は社団法人なのですけれども長野県私学教育協会となっております。当然、私どももこれによって、基本方針の見直しが必要となっております。シートで説明申し上げますと、私学振興協会は昭和36年に設立されております。どちらかというと高校の関係を所管していたと考えていただければよいと思います。長野県での私学は、今は、小学校や中学校もありますが、従来は、高校、幼稚園、短大とこの3つが私学の皆さん方がやっていた分野でございまして、中学校というのは今までなかった、今では小学校も中学校もありますけれども、今まではありませんでした。

そして、この私学振興協会が高校関係をやっていたと認識しております。そんなこともございまして昭和 33 年私立高等学校校長会が組織されるといったような沿革をたどっております。具体的な事業内容も、他の団体と同じであります。学校法人に対する施設・設備整備に必要な資金、また、学校経営に必要な資金の貸付といったことが大きな仕事でございます。県の出捐金は 5000 万円と他と同額でございますが、全体が大きいもので県の出捐率は 27.8%という状況でございます。県等との関係は記載のとおりです。

それでこの改革基本方針は、県関与事業の統合、県の財政的関与の廃止ということでありまして、ですから従前の計画の中では、他の団体のやっていた事業を統合していきましょうという内容でありました。

先ほど申し上げた幼稚園と短大はそれに従って貸付事業をこの団体に統合しましたので、事業としましても県との関わりが無くなったということでございます。ご覧いただいておりますように同様なスタイルで取り組んできたというところでございます。調査票を 3 枚同時にご覧いただきたいと思いますが、幼稚園と短大はほとんど同じことが書いてございます。改革方針は、県の財政的関与の廃止ということでありまして、スケジュールにつきましては、平成 23 年度末までに貸付事業については 1 団体へ統合、その 1 団体というのは先ほど申し上げました新しい私学教育協会、ここへ統合していくんだということでございます。具体策を申し上げますと、ちょっとわかりづらいのですが、私学学校の関係の団体のうち、教職員の退職金社団というのと、私学振興協会が合併して新たに私学教育協会というものを作り、その協会へ貸し付け事業を事業譲渡するというところで事業統合を図っているということになっております。

この背景は、それぞれの団体が貸付事業を行っていたのですけれども、短大などでは事業量があまり無い一方で、高校などでは事業量があるということになっておりまして、全体の資金融通をスムーズにしていくためには、貸付事業を統合したほうがよいという判断が働いたのだと聞いております。それで 2 番目の評価結果のコメントにありますとおり貸付事業の統合という方針に従い、3 団体で資金融通を図りながら貸付事業をしてきたというところなんです。包括外部監査における指摘は、いずれの団体も特にございませんでした。ただ、そういったことで、これまでの取組の終着点といたしまして、また、公益法人改革に対する対応ということもあり、4 にもありますとおり、平成 24 年 3 月 1 日をもちまして、新しい協会へ貸付事業を統合、移管したわけでございます。それで平成 24 年度中に一般社団法人への移行申請を行う段取りになっているとのことでございます。

改革基本方針の見直しは必要で、見直しの必要性は、繰り返しになりますが、貸付事業について、社団法人長野県私学教育協会へ県からの出資金を含めて事業譲渡したため、平成 23 年度末において当該団体に対する出資金はない。したがって、県の出資等外郭団体として改革基本方針を定めておく必要性は乏しいということございまして、改正案は改革基本方針の対象から除外してはどうかという提案でございます。

私立短期大学協会も同様の趣旨で、記載内容、改正案も同じでございます。

3 番目の私学教育協会につきましては、これまでは、県の財政的関与は廃止ということございまして、スケジュールといたしましては、平成 23 年度末までに貸付事業を 1 団体へ統合するというもの、具体策としましては、私学振興協会は教職員退職社団と合併した上で新しい私学教育協会を作って、そこで引き続き貸付事業を行っていくというものでございます。あとは記載のとおりで、包括外部監査における指摘もございませんでした。4 の上記以外の課題及び対応につきまして、統合等の課題を着実に解決する必要があるというものでございます。6 の改革基本方針の見直しは必要ということで、その理由ですけれども、出資関係 3 団体の事業統合が行われ、県出資に係る貸付事業の一本化が図られたことにより、改革基本方針で求められた外郭団体の改革について一定の成果を挙げることができた、今後、当該団体の貸付事業について、新たに財政的関与を行う計画は無く、当該団体における事業の自律的、効果的な運営が図られていくこととなるため、改革基本方針の文言を見直す必要があるというもので、担当課の見直し案といたしまして、現行が県の財政的関与の廃止とありますが、

団体の自律的・効果的な事業運営の継続という方向へ修正を提案しているものでございます。
説明は、以上でございます。

【福田委員長】

これは手続き的に簡素化しただけなんですか。額としては、1 団体に 1 億 5000 万円が集まったということですか。

【事務局】

額としては、1 億 5000 万円で変わらないと承知しています。

引き続き、需要に対し県として応援していくという姿勢だと思います。

実は、私は以前に私学教育課長を務めておりました、その当時のことを考えますと、長野県というのは私学に対して基本的に施設整備というような支援をしていない県でございまして、運営面での支援が中心でハード面での支援はしてこなかったのですが、これは、こういった出資を通じて支援してきたというところが一つの整理になっているように思っております。

そんなことから担当課としてはこのような対応を考えていると思います。

【福田委員長】

だから逆に言えば 1 億 5000 万円の事業規模は変わらないので、短大があまり事業が起きていなかったようなお話しでしたが、その分、幼稚園や高校の使い勝手の自由度を高めるという形ですね。

【事務局】

そうですね、それまでは枠があってそれぞれの資金需要に対してお応えしたということなんでしょうけれども、それが変わってきて、高校とか幼稚園ではそれなりの需要があるのかなと思います。

外形的には、二つの団体への関与が消えて、一つの団体に集積されるということでご理解いただければと思います。

【福田委員長】

現行の文言で県の財政的関与の廃止というのがあって、今回は、自律的、効率的な事業運営の継続となっていて、出資をしている中で、県が財政的関与を廃止するというのはどういう関係になるのか、整理が難しいですね。

【事務局】

文言の整理が難しいのだと思いますけれども、出資をしているとなれば財政的関与でないかといわれれば、財政的関与なんですけれども、ここのレベルで使っていたのはそのような意味ではなくて、出資のほかに貸付金などが別途あり、それはもう引き上げたので、その点では財政的関与の廃止に向けて実際にやってきたんですね。もう一つ、この団体の場合は特殊性がありまして、宗教法人が運営している幼稚園等に対しては、憲法上の制約から県が直接支援できないことになっています。このような中で、この団体がそれらに対して支援を行っていたことによって、宗教上ということではなく、子どもたちへの支援ということが行われてきました。

このように運営ではなく、事業としての必要性が残っているわけですし、そういうことに対して、財政的関与ということが当時どのような整理だったかが不明な点があり、後々分かりづらい表現になっていると思っております。特にこのような団体にとっては改正案にあるような表現が適切ではないかと考えております。これから新たに出資枠を増やそうとか貸付金を増やそうということを考えているわけではなく、そういう面では新たに財政的関与を行う予定は全く無いわけですから、今後は団体の自律的、効率的な事業運営を継続していくということかと思っております。

そこをシート上でどこを見ていただくかと申しますと、長野県幼稚園協会の右下の県費受入状況の欄に補助金額 365 万円と記載してあります。他の団体には補助金はありません。幼稚園数に応じて変更があり得るのかなと思います。他の私学と同様の運営費を助成させていただいているものです。これは財政的関与というものではないと思います。支援といっても団体に対する支援ではなく、私立幼稚園に対する支援という趣旨であるということです。

(4) 長寿社会開発センター

【事務局】

続きまして「長寿社会開発センター」です。

平成元年に設立された団体です。設立の沿革は昭和 61 年に遡るわけですが、活力ある高齢者社会を目指すという県民参加の懇談会が設置されたことを皮切りに記載のような流れの中で財団法人として県、市町村、賛助会員の出捐という形で成り立っているものでございます。

設立目的は、高齢者の積極的な社会参加活動ということで、高齢者の生きがいとか健康づくりの推進ということで、具体的には情報誌の発行、ホームページの運営、セミナーの開催、シニア大学やねりんピックの開催などを主な事業としてやっています。シニア大学の卒業生数などは記載のとおりでございます。県の出捐が 65.7%ですから約 3 分の 2 です。あと賛助会員、市町村、一般会員となっております。一定程度県職員の派遣もさせていただく中でやってきたわけですが、右の実施状況の経過をご覧くださいますと平成 23 年に県職員の派遣 2 名を削減しておりまして、現在では、1 名に絞り込んでいるところです。

改革基本方針は 2 つに分かれております。必要な県関与の継続、老人大学、今のシニア大学をセンターの自主事業化、県は運営費の一部を補助していくと。それから事務局体制の整備を図るため他団体との事務局統合を検討していったらどうか、なお、県派遣職員の削減は実施済みとなっております。

実施状況は平成 16 年から、県職員の派遣を順次切り上げてきております。18 年にも 1 名、最終的に平成 23 年に更に 2 名を削減し、現在 1 名の派遣となっております。順次、県との関係を希薄化してきております。

それから通常の監査等で指摘事項はなかったということでございます。

調査票をご覧ください。改革基本方針は、必要な県関与の継続でございまして、スケジュールとしては、老人大学をセンター自主事業化、他団体との事務局統合ということでございます。

進捗状況ですが、シニア大学の自主事業化は実施済み。ただ、他団体というのは県社会福祉協議会のことですが、県社協との事務局統合は非常に難しいという結論になっております。

そのほか、センター事業の事業効果検討会議の開催というようなことをやっております。

包括外部監査の指摘でございまして、県の施策への貢献度を評価することが必要ではないかということで、これが先ほど言った事業効果検討会といったものでございます。それから公益法人としての持続可能な事業規模や人員構成を検討し、健康福祉部関連事業の効率化を図ることが必要といった指摘でございまして。

これに対する考えといたしまして、公益財団法人として評議員会、理事会で事業の評価を行い、その結果を受け、県の施策である元気高齢者の増加や高齢者の社会参加活動を進めるため、シニア大学のカリキュラムの変更や実践活動の橋渡しなどに活かしているということ、それから、シニア大学にかかる経費を全額授業料で賄うため授業料の値上げをし、併せて賛助会員の拡大により、長寿社会開発センターの自主財源の確保に努めている。また、定年退職後の職員を活用することで人件費を抑制しているといった対応をしております。

5 のその他でございまして、老人大学のセンターの自主事業化ということで、平成 20 年度からセンターの自主事業として実施しておりまして、そのときから名称も変更しております。

それから受益者負担としましては学生から授業料を徴収していたわけですが、24 年からはこ

れまでの 5000 円から 8500 円と大幅に上げることで利益を得るといいますか、学んだ人から徴収する形をより徹底したということでございます。

それから他の団体との事務局統合の検討ですが、双方の会計基準や関係規程の相違等から事務処理が非効率になるということで、平成 21 年 12 月時点でこれは難しいという結論が出されています。

今回、見直しが必要な理由は、老人大学をセンターの自主事業にしたと進捗したということと、県社協との検討で統合は難しいという結論になったという 2 本立てで、それぞれがスケジュール等へ反映する形での改正案を考えています。ひとつは、平成 20 年度、シニア大学のセンター自主事業化を実施済みということと、平成 21 年度に県社協との事務局統合が困難と結論したということ、それから高齢者の社会参加活動について市町村や市町村社協など関係機関との連携を検討ということがスケジュールにあがってまいりました。

団体の位置付け、改革の理由、具体策につきましても、同様の趣旨を具体的に書いております。

「老人大学」を「長野県シニア大学」に改称、元気高齢者施策を一元化、シニア大学の授業料の値上げし自主財源の確保に努める、また、事務局の体制強化を目指し事務局の統合を検討したが双方の会計基準などの相違等から事務処理が非効率となるため、統合は困難という結論になったというところが整理されたということです。

説明は以上でございます。

【関委員】

改正案の中に授業料の値上げってありますよね。確かに収益改善策としては良い改善策だと思うのですが、検証シートの方を見ると、平成 20 年度から 22 年度まで大学卒業者が減っているということは、入りも減っていると考えてよろしいんですか。つまり入学者が減っているから卒業者も減っているということですか。

【事務局】

シニア大学の入学者は、一時期に比べると全体の数的には若干減ってきていると聞いております。

【関委員】

これだけ経済状況が悪化している中で、収支改善策ということで学費を上げるということがかえってマイナスに作用するってこともありますよね。だとしたらそれ以外のところ、例えば 2 番のところにあるいろいろな事業、そちらの方で補い得るような対策をとることが必要なんじゃないかと思います。私たちの大学でもそうなんですが、学費を上げるとかは受講者を減らす要因にもなりかねないので、幅広く勉強させるという趣旨であれば、これは 3,500 円上がるわけなんで、ここはもう少し検討する必要があると思います。

【福田委員長】

それは私も全く同感で、値上げの影響で受講者が減っているというのもあったのですけれども、もう一つご高齢の方はどんどん増えているにもかかわらず減っていると、今、都市部ではそうなんですけれども、新たな団塊世代というのは、昔のプログラムというのにはほとんどついていけない、新たな需要と新たなプログラムというのをやっているんで、この考え方というのは、全くついていけないと思います。団塊世代を新たなターゲットとしてどうやるかというのは、抜本的にプログラムからやらないと本当に難しいと思いますね。今、文化、趣味なりスポーツジムにしても全部違いますから、パソコンにしても何にしても。だから、考え方というか理念から変えないことには無理としか言えないなという感じがします。団塊の世代はニーズが多様でシニア大学なんて行かないというふうにいる人が多いと思うので、そこの考え方を変えないと経営がますます難しくなるのではないかと、考え方が時代に合っていないのではないかと思います。

【事務局】

今まさにお話のあった部分ですが、シニア大学の事業は事業仕分けでも対象となりまして、今、委員長がおっしゃられたように、シニア世代のカルチャースクール的なものも以前は県でやっている老人大学がボリュームを占めていたかもれないのですけれども、今、民間のものもだいぶ選択肢が増えてきて減少していく理由の一つになっているのかなと思います。それから、民間のカルチャースクール的なものに比べると、県でやっていた老人大学、シニア大学は、受益者負担という点から負担いただく金額が低いのではないかということで見直しをしてきた経緯がありまして、今委員長がおっしゃったプログラムなどの中身も事業仕分けの結果を受けて、長寿社会開発センターと県の担当課で検討の場を設けてプログラム自体も見直してきているということも聞いていますし、今のままではという意識は持っているようです。

ただ、改革方針の改正案ではその辺の具体的なイメージが見えてきていないかなというところだと思いますが、問題意識としては持っていると聞いております。

【福田委員長】

国のゴールドプランは問題だと思っていて、社会参加の中でご自身がどう輝くかということという観点で難しい問題ですね。そこに66%も県が出資しているというのもあって、ただひとつ、都市部と過疎地とか地域によっても違うと思うので、逆に言えば、都市部の施設ではなくて、過疎地とか高齢化率が40とか50になっているところを見て差し上げるとか、そういう役割分担をしないといけないと思います。団体の位置付けとして、過疎化や高齢化に対する役割をきちっと持ってもらいたいなと思います。

【事務局】

先ほどシニア大学はカルチャースクール的なメニューが増えてきたという話もしたのですが、シニア大学というのはカルチャースクール的な部分もあれば、今、委員長がおっしゃられたような地域づくりとか、過疎地域を活性化させるためのリーダーを育てるような講座もありますので、カルチャースクールだけということではなく、地域によっての違いもあり、一概には捉えられない難しさはあるのかなと思います。

【福田委員長】

位置付けのところですね。やっぱり高齢化、過疎化が進む中でそこをどうサポートするかという役割をきちんと持ってもらいたいなと思います。

【今井委員】

事務局統合の基本方針云々よりもむしろそっちの方を、目的、事業内容みたいな大きな流れのビジョンをどうするのかというのが大切なことだと思います。それで、市町村との連携がどうなっているのかが、よく見えてこない、市町村も会員になっていて出資しているんだから、市町村にだっているような取り組みをやっていますよね、民間レベルでも。

【福田委員長】

それは、町村でもノウハウがないなど苦しんでいるところだと思うんです。ここはセンターとして拠点になるんだけど、それぞれの町村の中でそういった活動をしているところと、ネットを張って何か考えるとかやっていかないと本当に良い形にはなっていないのかなと思います。22億も入っているんで、しっかり役割を位置付けていただきたいと思います。

【事務局】

それでは、この団体については、今ご指摘いただいたようなこと、これからのビジョン、位置付けのようなものを明確にわかりやすいものにさせていただいて、それに伴った改正案になるようにということで、次回までの宿題にさせていただいて整理したいと思います。

【今井委員】

事務局統合の話は、改革方針で挙げて、検討してこうなったということなんですが、県としては、困難ですか、わかりましたということでもいいんでしょうか。向こうが検討した結果で難しかったという結論で県も了解したということでしょうか。

【事務局】

実は県職員の派遣を減らしてきているところが、この問題を惹起した部分にありまして、当該団体とすればもう少し県の支援をとという考えがある中でこういう話があったのかなと思われる部分が率直に持たざるを得ないと思いますが、そういった中でこの事務局統合というものについては、仕事をやりやすくするということが大きなテーマだと思うわけですが、仕事がやりにくくなるという話が当該団体からありますと、県としてはどうしても実行していかなければならないところまでたどり着くかということは難しいところがありまして、これによって県民負担が増加してしまうとかこれをやらなければどうにもならないというレベルであれば、もう少し考えなければならぬと思うのですが、そこはもう少しご指摘を踏まえて関係課と整理をさせていただきたいと思います。

【今井委員】

結論はいいんですが、少なくとも相手が困難とした基準とか考え方を一応確認した上で、判断するというプロセスがいるのではないかと思います。相手が困難と言ったからということでなく、県としてのチェックのプロセスが入らないと我々もああそうですねとはならないので。

【福田委員長】

団体の役割というのが問われてしまう、仕分けにかかった意味がわかるかなというか。今日、結論を出さなくても良いので。

【事務局】

わかりました。ご指摘を踏まえて整理したいと思います。

(5) 社会福祉事業団

【事務局】

社会福祉事業団でございますが、昭和 39 年に設立された団体でございます。昭和 40 年のところをご覧いただきますと、自らの施設といたしまして知的障害者支援施設「水内荘」を運営してきたという経過もございまして、最近はどうらかという事業の拡大が期待されているのは、県の指定管理の受託ということで、有名な施設としては西駒郷、そういったものも県では、今、直営はしておりませんで、この社会福祉事業団に指定管理をお願いしております。

従いまして職員数も随分増えてきていることが、この団体の一つの特徴でございます。

例えば平成 23 年のところでは、長野県信濃学園と松本あさひ学園を受託、いずれも社会福祉施設でございますが、指定管理者を受けていただいているところです。

具体的な事業内容は、水内荘の設置経営、西駒郷、サンアップルの受託経営などがございます。

事業の執行状況を示す主な指標は記載のとおりでございます。

この団体には、県は出捐しておりません。役職員数は、今申し上げましたように常勤職員数はだいぶ増えてきております。なお、県職員は少なくなってきました。収益等の状況は記載のとおりです。この団体の改革推進の状況でございますが、改革基本方針は、県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直すということであります。

例えば、平成 16 年、水内荘の県職員派遣の廃止など逐次進めてきております。西駒郷は、平成 17 年から指定管理、障害者福祉センターの県職員派遣の廃止などです。

ただ、指定管理をいたしますと、一時的に県職員の派遣が増える傾向があります。ただ、それはずっとではなく順次引き上げてまいります。というのは事業を引継いでいかなければいけない、事業団の職員に引き継いでいくためには、数年間かけて、徐々に派遣を減らしながら引き継ぐということをしてしております。監査結果などでも意見はございますが、平成 20 年度から自立的運営に向けて、県職員の派遣の段階的廃止など記載のような方針で進められているということでございます。

私どもの認識といたしまして、指定管理者としての関係はありますけれども、基本的には自立している団体ではないかと考えております。出資もございません。

調査票にお戻りいただきまして、基本方針は、県の人的関与を廃止し、財政的関与を見直しということでございまして、本部事務局は平成 20 年度末で県職員の派遣を廃止、西駒郷も平成 22 年度末で県職員派遣を廃止して、平成 25 年度から基本的に自立支援給付費のみの管理運営に移行。ただし、次の 4 種類の経費については、県が負担、地域生活移行の推進に係る経費、これは施設で暮らすのではなく、地域で暮らしていくことの推進を図っていくための経費。それから、重度の入所者という方がいらっしゃいますので、それにはどうしても特別の経費がかかる。県有地及び県有施設の維持管理にかかる経費は当然県が負担するべきものなどです。

それから、具体策としましては、県準拠の給与体系から民間社会福祉法人に準じた給与体系への移行、長期的視点に立った経営計画の立案ということでございます。

包括外部監査の指摘による課題及び対応でございますが、ほぼ自立的な経営を行っており、引き続き、県の財政的関与の見直しが必要である。対応ですが、平成 24 年に新たな長期構想を策定し、引き続き経営の効率化と経営基盤の安定に努めるとなっております。

改正の理由でございますが、包括外部監査人の評価及び意見を踏まえての修正と平成 23 年度から信濃学園及び松本あさひ学園の指定管理業務を受託したことに伴う修正です。

現行の改革方針は、県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直すというものでございますが、改革方針は、自立的運営の継続とさせていただきます。

スケジュールは、そこに記載のとおりでありまして、アンダーライン部分が、追加、変更の部分でございます。松本あさひ学園、信濃学園とそれぞれ平成 25 年度末、平成 27 年度末で県職員派遣の廃止としております。それぞれの施設の状況により県職員派遣の廃止を明言しているところでございます。

団体の位置付け等でございますが、当事業団は、独自事業として先ほど申し上げましたとおり障害者支援施設等の運営をしてきておりますが、県有施設であります西駒郷等も指定管理者として管理運営を行っていただいているということでございます。あと記載はほとんど変えてありませんが、信濃学園、松本あさひ学園の指定管理などアンダーラインの記載のところの変更ということでございます。

私ども行政改革課としては、当事業団がしっかり運営していただくことによりまして、県が直営していた福祉施設をこれらの専門家集団にお願いができるということで、県のスリム化に繋がってきている部分があり、大変ありがたいと思っております。ましてや、給与体系も民間の福祉施設に準じたものに変えておりまして、この団体の存在は私どもにとっても大変ありがたいものとなっております。現在、指定管理に当たっては、西駒郷以外は非公募でなく公募で行っておりまして、他の民間との競争原理の中でやっていただいております。

ただ、逆に言いますと職員の採用面で見ますと、今 5 年というスパンでお願いすることが多いので

すけど人材確保等ではなかなか難しい面もあると聞いておりますので、今後の課題といたしましては、公募、非公募の扱いですとか年数をどうするのかといった問題は、指定管理全体の課題と考えております。

【福田委員長】

指定管理の年数が期限付きの中で、人材の確保に課題があるということは書かないんですか。ずっと続いていく方がよいと思いますが。

【事務局】

その辺は、担当部局ともよく相談してみたいと思います。とりあえず担当部局からは上がってきておりませんので。

【福田委員長】

ずっと続いていく方が本当はいいと思いますけどね。

【事務局】

正直、課題としては私どもも認識しているのですが、競争性の原理というものと自前の職員をどう育てるかというところは、ある意味二律背反的な要素でございまして、その辺のところはそれぞれの団体の事情も考慮しながら、ということかなと考えております

西駒郷は、非公募となっておりますが、やはり対人関係というのが大変大事な職場なわけですね。入所している方と職員との信頼関係、これはお金に代えられない部分もあると思いますので、私どもとしては指定管理者制度の運用の中でそこをどう考えていくか、すべて一律ではなく少し個別に考えていかなければならない課題かなと思っています。

それで、今回の検討委員会の中でお願いしていきたい中身に指定管理との関係に触れさせていただいている所以はですね、一つにはこのようなことがございます。我々としてはどうしていくかということをご相談させていただきたい部分もございまして、その点について、県の単独の考え方よりも、やはり委員会の皆様方とキャッチボールをさせていただく中でこういった方法が妥当ではないかということで位置付けていただければと思っております。

(6) 地域包括医療協議会

【事務局】

続きまして、地域包括医療協議会でございます。これは設立が昭和 48 年でございまして、その後県の総合健康センターというのが若里にあったわけですが、その管理運営受託もしていただいたわけですが、その後健康センターも廃止というようなこともございまして、また、平成 18 年度には私どもの改革方針に則りまして県からの人件費補助の廃止というような中で動いてきている団体でございます。設立目的は、県下の医療関係団体、そこに書いてあるとおりでございまして、それとの連携を図る中で県民の健康増進を図るということ。相談事業とか、予防治療及び機能回復というもの有機的に提供する地域医療の整備、拡充を推進、言葉ではそういうことになっております。具体的な事業内容では健康相談、健康管理事業等々、記載の中身でございまして。実は県からの出資、出捐がございません。ゼロでございまして、また、職員の方をご覧いただいても県との関係はございません。県費の受け入れ状況をご覧いただいても県との関係はございません、という団体でございまして。ただ、経過がございまして、現状は団体のあり方について関係者と協議という位置付けになっているわけです。非常にある意味では珍しい位置付けなんですけど、これには経過がございまして。平成 18 年の 4 月時点のところをご覧いただきたいのですが、県からの本部事務局職員の人件費補助を廃止しまして、そういうようなこともありまして、協議会は活動が休止の状態になったという状況でございまして。その後、団体のあり方について平成 20 年の 2 月以降、県、協議会、医師会、歯科医師会等々で

協議を行いまして、活動の再開に向けて色々協議が進んでおりました。実際に平成 22 年の 6 月に活動再開を決定していただいて、平成 23 年度から具体的な事業というような形に動いてきて、やっとそこまでたどり着いてきたという状況でございます。15 ページの一番下の県記載欄のところに書いてありますように、このようなところの 3 行目でございますが、医療提供体制を構築していく上で、医療関係者、行政が一同に会する地域包括医療協議会が果たす役割は極めて大きく、とりわけ県本部には各地域に目配りしながら県全体の均衡ある発展を目指すという管制塔の役割を担っていただきたいということで、県としましては、直接的な金額面での関わり方は薄いんですけども、非常に重要視している団体でございます。従いまして、調査票の現状は団体のあり方について関係者と協議となっているわけでございます。平成 19 年度から協議会のあり方を再開に向けて関係団体と協議ということで、スケジュールが動いておりました。県からの補助によらない団体の運営について協議会及び長野県医師会と協議していくということでございます。進捗状況でございますけれども、コメントの欄でございますように、医師会を中心とした関係団体からの地域包括協議会への県からの直接的な支援の要望が強く、引き続き県としての関わり方を協議していくということでございます。包括外部監査では、ここは対象外でございますが、今回の包括外部監査が、規定上は対象外のものでも、一応全部ご覧をいただきコメントもいただいている形ではございますが、実質的には見ていただいております。特段のものはなかったと思います。上記以外ということで、課題でございます団体のあり方について関係者と協議すべきと、引き続き自主、独立での活動を継続すべきということで、対応でございますが、団体のあり方につきましては、三師会を中心に今活動をしていくということで県も支援をしていくということにしております。今後も県、団体のあり方について関係者と調整しながら団体の自立した運営が継続されるようアドバイスを行っていくというところでございます。裏面でございます。改革基本方針は、こういう状態でございますが、一応必要ということでございます。理由は、平成 16 年度から活動を休止していたが、県及び関係者の協議により平成 22 年 6 月から再開したためということで、改革方針は、団体のあり方について関係者と協議ではなくて、自立した団体の運営について協議を継続していくほか、連携して事業を実施していくという表現にさせていただきたいということです。スケジュールは、今申し上げたように、アンダーラインが引いていなくて恐縮でございますけれども、記載の内容での変更を行っていきたいという内容でございます。平成 23 年度時点におきましても、事業費補助等はしてございません。従前のおりの状況でございます。正直申し上げまして、色々経過があつて動いてきた団体でございまして、そういう意味では書き方にも、ちょっと難しさがあつてこういう書き方になっているところでございますけれども、引き続き、良好な関係のもとに、しっかりと連携してやっていかなければいけない重要な団体ではないかなと思っております。

【福田委員長】

県からの直接的な支援の要望が強いとあって、県の方が支援したいということで、色々あるのでしょうけれども、先方は県が入るメリットというのは相当あると思うんですけど、どういったところなのでしょう。

【事務局】

廃止になった経過が経過でございますので、申し上げていいのかわかりませんが、当時のですね、状況下においてなつたということで。実際問題、それぞれの地域ブロックでは熱心な活動も営まれてきておまして、こういった皆さん方と協力しながらですね、こういった部分の行政を推進するということは言わずもがなと言いますか、非常に大事なことと思っております。なかなか県の財政状況が厳しい中で、最終的には政治判断も必要な部分になるのかもしれないけども。

【福田委員長】

休止して、新たにスタートしたけれども、事業内容というのは変わっているわけですね。事業の

内容としてみると、1 から 48 までありますけども、中身的にはそう変わっているわけではない。

【事務局】

それほど大きくは変わっているかどうか、勉強不足で大変恐縮ですけれども、もし必要であれば、このところについては関係者の方に連絡を取りましてご説明をさせていただくか、もう一度再度資料を調整させていただく必要があるかと思っておりますけども。

【福田委員長】

やっていることは同じで、ここに例えば現行の方では、当協議会があって 18 の支部があって、松本サリンという中でこれらもだと思っておりますけど、多分地域で実行ある活動をしていくという形で、地域ごとのまとまりの方が強かったんですけど、今、地域ごとであればもちろんんですけど、更に医療関係のこととか複雑になっているので、それを、こちらにも書いてありますけども、統括本部ってどうか、地域ごとじゃなくて、その情報を集めて、司令塔とか書いてありますけれども、そういったところが重要になったから、要するに全体の体制なり、地域ごとであったり、そういったつながりとかそういうものも含めて作り直したっていう考え方でよろしいわけですか。

【事務局】

すみません、明確にお答えするだけの材料を持っていません。過去に廃止になった経過、休止になった経過を踏まえつつ、今後どうしていくかということをお熱心にご論議いただいて、ようやく活動が動くようになったということまでは承知をしております。飯伊地区などでも、面白い取り組みをしているというようなことも承知をしているんですけども、例えば共有カードみたいな。確かカルテを共有化するといった取り組みとかですね、そういう面白い取り組みをされてきているということも承知をしておりますが、具体的な話になると弱いものですから、ここには確かに平成 23 年度から事業を実施しているというように書いてありまして、そこまで深く私も追求していなかったものですから。

【福田委員長】

ここの県記載欄で、病院完結型から地域完結型ってあるんですけど、地域完結型にして更に司令塔という、この部分がどういうことかなと、もうちょっと分かればなと思います。すごくいいことだと思うので。

【事務局】

わかりました。そこは整理して、PR できるように資料を作りたいと思います。

(7) 中小企業振興センター、テクノ財団

【事務局】

中小企業振興センターでございまして、17 ページでございまして、昭和 46 年設立でございまして。この団体は、次のテクノ財団と同様に実行部隊ということで非常に大きな役割を果たしていただいているように認識してございます。逐次ですね、マーケティング支援センターとかですね、そういうものも設置しながら機能の強化を図って来ていると認識しております。具体的な事業でも、マーケティングの支援とかですね、相談、助言、商品化、販路開拓とかですね、そういったことで、県内の中小企業者の経営革新等々に寄与するという位置付けであろうかと思っております。県としましては、出捐率で 73.5% ということでございまして。過半を投入させていただいております。ここの団体につきましては、必要な関与は県が継続ということでございまして、実際、県の職員数を増やしてございまして。積極的

に私ども県としましては、関わって、応援していくべき団体という位置付けでございます。相談事業というものは民間の経営コンサルタントでやっている部分はあるんですが、一般的に費用が高額というような部分もございまして、中小企業の利用という面ではですね、こういった組織の必要性があるのかなということでございます。必要な県の関与の継続につきましてはですね、一旦色々入り練りがあるんでございますけれども、記載のように順次職員数も増やしてきているということでございます。あとは記載のとおりでございますが、また、実は県の商工労働部ではですね、ものづくり産業の振興戦略プランというものを新たに作ってございまして、この中ではですね、中核的な中小企業みたいなものを育成するというにですね、中小企業振興センターに非常に大きな役割をお願いしているところで、具体的には、磨けば光る有望な中小企業を選定していくプロジェクトチームによる集中継続支援ということも、このセンターで実施をしたりですね、総合相談窓口なんかも設置させていただいたりしておりますし、それから、国際展開の支援ですね、海外実務経験者や語学に堪能な職員等を配置するというようなことで、そういった中小企業がこれからは海外に打って出ていくというところもですね、そういったものの支援というものも実施をさせていただくということで、商工労働部にとりましては、県全体の商工労働行政を担っていく上で大変重要な役割を期待していると、こういうことに位置付けられるのかなと理解をしております。時間の関係もございまして、次の調査票の関係ですが、必要な県関与の継続でございまして、そこでも言っておりますが、産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するために県職員を派遣という位置付けでございます。マーケティング支援センターであったり、様々な取り組みをしております。包括外部監査の方ではですね、商工労働部が所管する他団体との経営統合の検討が必要ではないかということで、お話を受けてございますけれども、対応にございますように、他団体との経営統合につきましては出捐母体の相違や県の産業政策施策上の役割の相違等を踏まえまして、将来に向けて十分な検討が必要ということで、すぐには対応方向が出ていない状況でございます。それから、上記以外でございますが、県派遣職員につきましては、最高裁の判決によりまして、給与支給の適正化、実績給分は団体負担により、一部自己財源を充てなければならないというようなことがございまして、県職員の派遣に代わる県の支援のあり方について、今後検討する必要があるというような状況もございまして、これらの対応につきましては長期的な視点から財政負担の少ない方法で高度で専門性の高い企業支援を行う人材の確保が必要となっております。平成24年度からは任期付き職員でございますとか、プロジェクトマネージャー制度を導入しまして、それに向けての県費補助というようなことも変更してきているという実態にあるということでございます。それから、その裏面でございますけれども、先ほど申し上げましたように経済のグローバル化等厳しい経営環境の中、新たな課題への対応が必要となっているということでございまして、海外取引の検討段階から展開段階までの一貫した国際展開支援でございますとか、国内連携の強化というようなことが必要になってくるということでございます。7番でございますが、見直しの必要性は、先ほども触れました、この3月にですね、長野県ものづくり産業振興戦略プランが策定をされたということでございまして、改革基本方針をこのプランに沿った内容とする必要があるということでございます。大変申し訳ないんですけども、原課は一生懸命やっていたんですが、なかなか最終形までたどり着いておりませんで、今まさに作業中でございます。他の団体と同じように現行と改正案のところはまだ最終的な詰めが終わっておりません。ここにございますように、新しい戦略プランに沿った内容ということで、今詰めさせていただいておりますので、大変恐縮でございますが、これにつきましては次回の部会までにはですね、ご報告をさせていただきますので、そこでまた改めてご議論をいただかざるを得ないのかな、というところでございます。内容としましては、今申し上げた方向性ということで、必要な県関与の継続ということはテーマでございますが、一部最高裁の判決等のことをきっかけにですね、やり方というものを工夫していかなければいけないというところでございます。それから、方向性として、ものづくりの産業の振興戦略プランに沿った内容へ、というところでございます。それが中小企業振興センターの関係でございます。テクノ財団の関係もちよっと同様でございますので、一緒に説明をさせていただきたいと思いますが、テクノ財団の方は平成13年の

設立でございますが、先ほどの中小企業振興センターはどちらかというと県の関わりが強い、県主導的な要素がございますけれども、このテクノ財団はどちらかというと民主導で設置、動いてきたのかなと思います。八十二銀行さん等にも参画をいただく中で取り組んできたということでございます。経過でございますが、長野県内におきましては昭和 60 年ぐらいからですね、色んなテクノポリス地域とかですね、色んな取り組み、テクノハイランド構想というようなことで、産業立地みたいなものも非常に積極的に取り組んできた経過がございますが、それらが終了した平成 13 年、そういった構想の終了に伴いまして、それらに伴う財団を解散する中で、研究開発事業を核としつつ、産学官交流や人材育成等の支援事業を一貫して行う必要があるということで、この財団を作ったということでございます。具体的な事業内容は、ちょっと専門性が強くて分からない部分もございますが、産学官交流や国際交流事業等による共同研究開発促進基盤の確立でございますとか、記載のとおりの内容でございます。県の出資比率は 47.7%で約半数ということでございます。この団体に対しても、県は一定の関わりを持っておりまして、県職員も 4 名ほど派遣するというようなことで取り組ませていただいているところでございます。それから、右側でございますが、これも事業推進に対して積極的に支援をしていくという県のスタンスでございます。平成 16 年度以降若干県職員の派遣数も少なくなってきた部分もございますけれども、ここにきて必要な取り組みを強化してきているということでございます。24 年の 4 月には公益財団の方へ移行という流れでございます。このテクノ財団につきましては、先ほど申し上げましたように技術開発的な部分が非常に強いです。テクノ財団にですね、イノベーション推進本部を設置するというようなことで、次世代産業分野の専門家グループを配置しまして、国際的な産学官連携プロジェクトを推進するとか、また、同様にこの本部にメディカル産業支援センターを設置するというようなことで、健康福祉というように、長野県のこれからを担う分野ということで、メディカル関連機器の研究開発事業化を加速するというように、非常に重要な役割をテクノ財団には期待をしているというところでございます。中小企業振興センターと並んでですね、重要な役割を果たしていただいていると理解をしております。調査票でございますけれども、ここではですね、今申し上げたように積極的に支援をするということで、引き続き県職員の派遣、人件費補助により支援を実施していくということでございます。具体策といたしましては、先ほどの部分の答えもありますが、県職員の派遣及び人件費補助につきましては平成 23 年度から派遣法に基づき県からの直接給与支給に切り替えるというような措置もしてきております。あと、コーディネーター等に人件費補助とかの支援ですね、ナノテクノロジー等々の研究開発を行う部分の運営支援等記載のとおりでございます。包括外部監査からはですね、ちょっと違った視点でのご指摘をいただきました。いわゆる仕組み債の問題にご指摘をいただきました。資産運用においてということでございますが、リスク回避のため長野県の公金管理基本方針を踏まえたものとすべきと、ここで何を言っているかということ、国債とか県債とか、そういう非常にリスクのないもので運用するべきだという指摘をいただいております。対応としましては、この団体におきましては資産運用規程を定めまして、安全性の高い金融商品を購入しているという理解でございますが、仕組み債の問題等もマスコミでも取り上げられた経過もございます。今後どうするかということがございますが、いっぺんにですね、現在やっているものを売り払ってしまうということにはできないものですから、今後徐々に切替えていくということにはなろうかと思っておりますが、今申し上げましたように県としても非常に期待する分野の事業を行っていただいております。その財源としてですね、この運用益というものが大変貴重な役割を果たしているということも一方では事実でございます。そのあたりの兼ね合いを考えながら取り組んでいく必要があると思っております。それから上記以外の課題ということで、赤字決算のためというようなことなんですけれども、C 評価ということですが、事業の推進状況等も勘案し、財務状況のみに依存しない評価方法について検討いただきたいという注文がでています。長くなって恐縮なんですけれども、裏面でございますが、改革基本方針につきましては基本的には変更はないわけでございますけれども、現状に即した記載に変更が必要と。新たな事業がスタートするなどということで、そのあたりも踏まえた記載ぶりになっております。従いまして、改革基本方針には変更はござ

いません。大きな流れは変わらない。人件費、その下でございますが、引き続き県職員の派遣、人件費や事業費の補助、共同事業の実施による支援を実施ということで、新たなメニュー的なものが追加されてきております。それから、公益財団法人の移行のスケジュール的な部分も入っております。こうなったということでございますけども。あとは、財団コーディネーター等の人件費や財団事業費の補助、共同事業の実施等について支援を行っていくような記載とかですね、アンダーラインの部分が加わってございますのでこれは、大変長くなりますので、ご覧をいただきたいと思います。中小企業振興センターも長期的にはそのような内容が盛り込まれてくると考えてございます。これまでの経過の整理とそれから、新たな産業づくりの振興プランに基づいてどんな風に取り組んでいくかという内容が具体的には入ってくると思います。説明は以上でございます。

【今井委員】

振興センターのところに商工労働部の所轄している他団体との経営統合とありますが、他団体とはどういう団体ですか。

【事務局】

一緒に説明をさせていただいたテクノ財団だと聞いております。

【福田委員長】

テクノ財団とは全然違いますよね。

【事務局】

なかなか難しいというところが正直に言っているもので、こういった評価をいただいたわけですが、そこは将来的な、ということで位置付けさせていただいております。

【福田委員長】

中小企業振興センターは、今あるところを支援して、収支にしても頑張って経常損益とかプラスですけど、テクノの方はすごく大きくて、絵に描いた餅になりがちで、これの成果は、計画はありますけれども、どういう形で見えて、利益なり、県にとってどういう評価になっていくのですか。こういうものって泡のように消えていってしまうものが結構多いんですけども。

【事務局】

詳細については私も説明するだけのものは持ってないんですけども、かなり具体的に動いてきている部分があるのではないのかなと思いますけれどもね。我々としては商工労働部の方もですね、新しい分野の開拓、実現というか、非常に大きなテーマだという風に、長野県のこれからの産業を考えていく上で。これまでも長野県の産業は釈迦に説法ですけども色々な危機を乗り越える中では、色々な新しい産業分野にどんどん進出してきているということございまして、その中でも先ほど若干触れさせていただきましたけれども、健康産業みたいなものですかね、そういった分野への進出みたいなものもこれからは意図していかなければならないし、それから環境分野もあるでしょうし、そういった新たな分野へですね、県、それから民間のみなさんと一緒になってこちらの分野へ大きく乗り出していきたいという大きな振興プランというものを作っておりますので、皆さん方へまたお配りさせていただきたいと思いますが、こういったプランを掲げる以上はですね、それについての成果というものは整理していくのだろうなと思います。

【福田委員長】

そうですね、具体的にプロジェクトで、どんなものが見えているのかみたいな、絵はいっぱい描けるし構図は描けるんですけど、具体のプロジェクト化ですよ、事業名、どういう企業とか、それが

今タマとして挙がってないんだったら、うーん、っていうこと。別にどうこうこちら言える立場じゃないんですけども。それはどうかな、と思います。

【事務局】

わかりました。きちっとやって動いているものがあるというように私も承知しておりますので、説明をさせていただくように次回、させていただきたいと思います。

【今井委員】

その中で当然経済団体だとか、県とテクノだとか、あるいは市町村の商工行政との連携だとか、やはり現場の下へ降りていった時にどういう仕組みで効果がでているのか、というところが私は極めて重要だと今現場に近いところにいて思うんです。どうしてもテクノの話というのは今委員長おっしゃったように、リーディング産業の方へ行くので。根底には中小のものづくり産業を含めた底辺があるので、その振興だって片や当然やっていかななくてはならないので。

【事務局】

それは私では荷が重い部分がありますので、担当部局のほうでお願いしましてですね、説明をさせていただくようにしたいと思います。

【今井委員】

機能を十分発揮することが重要だと思うんですよ。構想はかなりきちっと作られるので。

【福田委員長】

神戸なんかは震災以降メディカルで世界にとなっているし、今東北の方でもメディカルとか言い出して、みんながメディカル、メディカルと言い出している中で、新しい需要というのはわかるんですけど、先進的なところはどんどん辞めているし、今どのくらいでというのも含めてイメージが欲しいですね。

【事務局】

わかりました。

【福田委員長】

それでは、ここまでですかね、今日は。ちょっと今後のことを考えていかなければいけないと。今日は14個のうち頑張って10個やれたんですけど、残す4個は本会議に併せて、くっつけてこのような形でやってということと、宿題になってしまったところは資料を追加で出させていただくなり、事務局さんの方でご説明できなければ補足の点を含めて4個プラス補足のものを次やらせていただいて、それで、こちらとすれば、ここにあったようなものは忘れてしまいますけれども、文章とかの表現を含めて。

【事務局】

今日ご指摘いただいて、文章面での変更を示唆いただいた分については、一回戻しまして、新たな文面でもう一回お諮りをさせていただきたいと思います。

【福田委員長】

わかりました。

【事務局】

積み残し分と、そういった整理でお願いできればと思います。

【福田委員長】

そうしましたら、4つと、新たな資料の説明と先ほどのものを含めてもう一回見直しなどそういったキャッチボールを含めながら、これはこちらがまとめるというよりも、最終的に文面固めるとか、ちょっとした課題に補足をつけることでよろしいわけですかね。

【事務局】

はい。

【今井委員】

その他の団体についても一応資料をいただいているので。一通り目を通して、本来の目的、役割がどうなのか、私なりに見たいと思います。

【事務局】

はい、またご指摘があれば言っていただければ。

【福田委員長】

3人でそれぞれ適宜に。

【事務局】

私どもも今庁内で一応こうやって14団体を整理させていただいておりますが、これからの推移の中で、ですね、もしかしたら、追加をお願いせざるを得ない部分も、もしかしたらあるかもしれませんので、それは次回以降でお話というか、ご説明を、今回の追加分と併せまして、積み残し分と併せまして、お話をさせていただくかもしれませんが、それだけはお含みをさせていただきたいと思えます。そう多数はないと思えますが。

【福田委員長】

次回の本会議の方は8月31日金曜日だったので、8月31日の午前中、今日と同じように9時45分からということよろしいですか。

【事務局】

よろしいですか。申し訳ございません。次回はもう少し資料面でですね、お出ししてご説明、ご理解いただきやすいものが何かありましたらご用意させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【福田委員長】

そういうことで、4つ残ってしまいましたけれども、こういう形で進めていただくと大分全体と、どういうところの課題なりどういう立場にあるかが分かるので。ありがとうございます。

◎ 委員会（13:00～16:40）

【事務局】

本日は第3回となります、長野県外郭団体等検討委員会ということで委員の皆様には大変お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。これから委員会を開催させていただきます。本日は住宅供給公社、信州・長野県観光協会、松本空港ターミナルビル、文化振興事業団の4つの団体の概要説明、議論をお願いしたいと考えております。概ね17時を目途に終了させていただきたいと考えておりますので、大変長丁場ではございますが、よろしく願いいたします。それではここからの進行は福田委員長をお願いいたします。

1 住宅供給公社

【福田委員長】

早速入らせていただきたいと思います。4時間ありますので、だいたい1個について1時間ぐらいでできたらなとは思っているんですけども、説明の方から手短によろしく願いいたします。住宅供給公社お願いいたします。

【北村建設部長】

建設部長の北村勉でございます。県の建設行政につきまして、日頃より御支援をいただいております。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。これから建設部が所管いたします、長野県住宅供給公社につきまして、昨年度の包括外部監査の結果を踏まえた今後の対応について御検討をいただくにあたりまして、公社の概要について御説明申し上げます。お手元に長野県住宅供給公社についてという緑色の資料、A3の資料がございますけれども、御覧をいただきたいと思います。緑色のラインが引いたA3の資料でございます。長野県住宅供給公社は地方住宅供給公社法の制定により昭和40年に設立されております。以来本県の住宅行政の一翼を担う団体といたしまして、住宅宅

地分譲事業を中心といたしまして県民の良質な住宅を提供し、住環境の向上に寄与してまいりました。その後、住環境が成熟してきたこと、また、法律の改正等に合わせまして、近年では県営住宅をはじめとする公営住宅の管理を主な業務として現在に至っております。平成23年度の決算を見ますと、これまでの主要事業でありました、分譲事業が収益の10%程度となり、逆に管理受託、住宅管理事業が50%を超えるなど事業ごとのシェアは大きく変化しております。経営状況といたしましては、分譲事業の縮小に伴い、売り上げ自体は縮小の傾向にありますけれども、10年前の平成14年度に100億円余りありました、事業収益は平成23年度には32億円程度にまで縮小しております。しかしながら、設立以来の黒字経営を維持し、堅実な経営を心掛けていただいております。昨年度の包括外部監査では今後も黒字経営を継続し、将来の県民負担を招かないような持続可能な事業内容と組織体制について中期的な経営戦略を持つよう御指摘をいただいております。本日は将来を見据えた公社経営の進め方につきまして、御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは引き続きまして資料の説明をいたします。

【宮島住宅課長】

お世話様です。住宅課長の宮島と申します。よろしくお願いいたします。それでは以前お配りしてある資料1ということでお願いをしたいと思います。おめくりいただきまして資料1から説明したいと思います。住宅供給公社が関係します県の施策の全体像を示すということでお願いされておりますけれども、住宅施策の全体イメージということでお示ししてございます。住生活基本法という法律がありまして、その中で住生活基本計画を作って進めるということになっておりまして、この2月に長野県の基本計画を作ったところでございます。これは県民の住生活の安定の確保ということで考えて、進むべき方向性を計画作りをしているということでございます。その中で主要事業などの説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、この計画を作るにあたりましては、左側にいろいろ人口の減少以下現状課題を整理いたしまして、真ん中の2番の計画を作ったところでございます。それをもとに右側の主要施策ということでいくつか事業を挙げてございますので、そんな形で御覧いただきたいと思っております。真ん中の計画でございまして、基本理念に、信州の気候、風土、資源を活かし、心の豊かさが実感できる住まいづくりを目指すというふうに書いてございますけれども、1つは今まで住宅を作って壊すという住まいづくりから、今度は良いものを作ってきちんと手入れをしていこうと、大切に使いいこうという視点の方から考えておりまして、住宅を家族や世帯を越えた資産として活用しようじゃないかという考え方と、それから美しい景観があるので、それをもとに人と人の支え合いとかコミュニティ、魅力ある街づくりを進めるというのが基本的な考え方になっております。そんな中で5本の柱を整理させていただいております。1番最初に人と環境が共生する住まいづくりということでございます。昨今の環境への配慮という観点から省エネ、あるいは、再生可能エネルギーを活用した住宅の普及ということで、人と環境が共生する住まいづくりに取り組むというのが1つはございます。右側でございまして、そんな考え方の中で、県の施策・事業としましては、新築の整備やリフォームをした場合、省エネ型住宅とか、県産材を使った公共建築物とかの推進のためにですね、新築あるいはリフォームの個人住宅への助成などの事業を行っております。2番目の真ん中に移っていただきまして、真ん中の誰でもが安定した居住を確保できる体制作りという考え方でございます。特に住宅の確保が困難な人のために公営住宅等の公的賃貸住宅の供給だとか、民間賃貸住宅への入居支援、いわゆる住宅セーフティネットの充実ということに取り組んでまいりたいと思っております。この事業の中で右側でございまして、県営住宅それから、市営住宅、公営というところだけありますけれども、特に県としては県営住宅の建設並びに住宅の管理事業をしていこうとしております。住宅供給公社がこの中で管理代行ということで県営住宅の維持管理をお願いしているということで住宅供給公社の役割がこの中に、計画の中にも位置づけられているところでございます。それから、真ん中に戻っていただきまして、3番目でございまして、多様な居住ニーズに対応できる住まいづくりということで、ライフスタイル、ライフステージ、あるいは体の特性に応じた適切な住ま

いづくりを提供していこうじゃないかというようなことで、右側に住宅相談だとか体制事業をやっていますし、ここには書いてありませんけれども、高齢者社会に対応したサービス付きの高齢者向け住宅の推進というようなこともやっております。それから、真ん中に戻っていただきまして、4番目ですが、安全安心な暮らしを支える住まいづくりということでいわゆる建築物の耐震化、あるいは、ユニバーサルデザインの普及等の事業を行ってまいります。右側には事業でございますけれども、促進事業を行っているところでございます。それから真ん中に戻っていただきまして、一番下でございますけれども、美しい景観とかコミュニティを育むまちづくりという事業の中では右側に景観育成推進あるいは市街地再開発事業。以上これらが住宅施策の全体のイメージということでございます。住宅供給公社に関連したのは専ら真ん中の2番目でございます。資料1につきましては以上でございます。

資料2をお願いしたいと思います。今、申し上げました県の施策と今度は住宅供給公社の位置づけといいますか、役割について記載させていただいております。先ほど部長から話がありましたけれども、四角の一番上の段でございますけれども、40年以降、住宅を必要とする勤労者に対して住宅供給、分譲を中心にやってきたところでございます。その後、外郭団体の改革基本方針、20年でございますけれども、ここでは、分譲事業を縮小し、公営住宅の管理受託業務を中心とする県や市町村の支援業務に事業をシフトしなさいということでございまして、県の住宅施策におきます住宅供給公社の役割も順次変化をしてくるところでございます。左側の1番は先ほど申し上げました県の事業体系でございますが、真ん中以降右側の2番でございますけれども、住宅施策に対する住宅供給公社の役割ということで、記載させていただいておりますが、改革基本方針に基づきまして、今後の役割の考え方を説明してございます。最初に公営住宅の管理機関としての安定した居住の確保への対応ということでございます。今まで平成18年度、県営住宅の管理を受託しまして、市営はありませんでしたけど、26%全体シェアがありました。それが現在、23年度では、県営、市営それぞれ2万戸の受託をしまして全体シェア6割までできております。県営にあっては約9割を維持管理していただいております。基本方針によりまして、この事業につきましては、公営住宅管理という分野では拡大をしていこうというふうに考えております。それから、2番目でございますけれども、今度は公営住宅の整備機関としての支援ということでございます。今までの整備の支援の実績が表に記載してございますけれども、市町村の公営住宅の建設、それからリフォームのお手伝いをさせていただいております。特に23年度は災害のありました栄村の建設住宅等も住宅供給公社で造っていただきまして、やがて村の方で買い取りをするというような形の中で市町村への整備支援をしていくということが、これも拡大をしていこうと考えております。それから、3点目でございますけれども、今まで主流を占めていました分譲住宅、あるいは賃貸住宅事業についてでございますが、これについては基本方針のとおり縮小をしていこうとしております。実績が表に書いてございますけれども、平成23年度は分譲住宅の販売実績が41戸でございましたし、今、2行目に分譲土地残面積とございますけれども、現在、平成23年度で住宅供給公社が保有しております分譲土地の面積が約15ha、15.2haでございます。それから、住宅供給公社が管理しております賃貸住宅につきましては、現在、433戸を管理しているところでございます。それから、下から2番目でございますが、技術的支援による安全安心な暮らしづくりへの対応ということで、主に県とか病院機構とかありますけれども、県やあるいは市町村への支援ということを中心にしております。これについては、拡大をしていくという方向でございます。一級建築士が大勢おり、技術職員14名を抱えておりますので、そういう面で市町村への支援、例えば公共施設の設計監理だとか、耐震改修、あるいは長寿命化の計画の策定等の支援をしていくということでこの辺については順次拡大をしていきたいというふうに考えてございまして、住宅供給公社全体の役割としては以上でございます。

それでは資料3でございますが、これは実は住宅供給公社で既に外部監査の結果も踏まえまして、中期経営計画が策定されておりますので、この辺は住宅供給公社の方から説明をさせていただきます。

【住宅供給公社小林総務部長】

住宅供給公社の小林といいます、よろしくお願いたします。それでは限られた時間ですが、一応資料3の中期経営計画の概要ということで、本文の方は用意していただきました資料4の後ろ側に本文がありますので、こちらの方もご覧いただければと思います、とりあえず概要ということで説明いたします。課長さんの方からもありましたけれども、私ども公社では改革基本方針を受けまして、公社の事業は縮小ということで、管理事業に移行していくという方針が示されておりますので、こちらの方も採算性という課題もありますが、今後は業務の転換を現在は進めているというところでございます。今後も健全経営を続けるために平成28年までの5年間の経営方針を定めましたので次により御説明をさせていただきたいと思っております。まず、経営方針でございますが、課長さんの方から説明がありましたように、まず、公社としては公営住宅の管理を一生懸命やっという点、それから、市町村の建設業務支援事業についてやっという点、それから、公社の所有しております、宅地分譲の販売促進を進めるという点、それから、公社賃貸住宅の管理、それと損失補償案件等の適正管理、以上5つの点を重点事業としてこの後実施をしていきたいと考えております。それからその事業の展開、具体的な取組でございますが、まず県営住宅の管理につきましては、現在、128団地の13,000戸を管理代行により管理をさせていただいております。県民サービスの提供に努めるとともに収納率の向上を目指して頑張っていきたいと考えております。それから現地の管理事務所の拠点ということで、管理事務所はこれまで平成22年に上田、諏訪の管理センターを開設いたしまして、23年度からは佐久、伊那の管理センターを順次開設しております。この後も現地管理事務所をその都度開設し、対応していきたいと考えております。県営住宅につきましては、効率面のこともありますので当面23年度以降はこのままの体制を維持して進めていきたいと考えております。

続きまして、市営住宅の管理でございますが、現在、長野市と松本市の市営住宅について、3年間の指定管理者ということで管理業務を受託しております。既に受託しております県営住宅の業務等の連携を図りながら今後より一体的な管理を目指して高齢者等への配慮もしながら、今後入居者サービスや家賃収納率の向上に努めていきたいと考えております。それから、今後管理センターの機能を充実させながら、そこを拠点として周辺の市町村公営住宅の管理の拡大を目指して現在取組を行っているところでございます。なお、先ごろ佐久市の市議会の議決が得られまして、佐久市の市営住宅について向こう5年間、管理代行で公社が行うということが決定されております。また、長野市の指定管理者の更新時期に現在なっておりますが、先ごろ、長野市さんも公社が向こう5年間、指定管理者を行うということで決定となっておりますので、御案内をさせていただきました。それから、2つ目に市町村等の建設業務支援事業につきましては、これもそれぞれの市町村が持っております様々な事業を積極的に受託し、技術的な支援や業務的な支援を行ってこの先やっしていきたいと考えております。それから3つ目といたしましては、公社が所有する宅地の分譲、未造成の土地の譲渡につきましては、なかなか厳しい経済環境にあります、早期完売となるよう販売促進に努めてまいりたいと考えております。それから4つ目の公社が所有する14団地433戸の賃貸住宅の管理につきましても空家の解消に努め、入居率を引き上げていくというような考え方を持っております。それから最後の5つ目ですが、損失補償案件等の適正管理につきましても、これも処理の特殊性がありますので、顧問弁護士の教示を受けながら適正な管理をやっしていきたいということでございます。以上5点が重点項目というふうに考えております。

次に今後の経営の見通しでございます。事業収益の見通しでございますが、事業の縮小ということで平成16年から減少傾向になってきておりまして、平成25年度には約29億円台に減少していくと推計されます。23年度の事業収益の事業別を見ましても、県、市町村等の受託事業で全体収益の7割を占めており、ますますその比率は高まっていくだろうというふうに予想されております。支出につきましては、人件費等一般管理費につきましては、毎年6億8千万程度必要と見込まれ、人件費につきましても、5億3千万となっておりますので、人件費の縮減が課題となっております。経常利益につきましては、損失補償案件の適正管理に努めることによりまして、計画期間中の5年間は若干の経常利益を確保できる見通しとなっております。今後はさらに経費の削減に努め、健全経営を維持す

ることにしたいと考えております。こちらの方の5年間の収益見込みにつきましては、資料4の後ろに本文の9ページに一覧表で表を付けくわえてありますので、収益見込みの一覧表を御覧いただければと思います。それから、この計画達成のための基本的事項といたしまして、組織の統廃合をはじめ、組織の簡素化、効率化を図るために業務内容に即して順次組織体制の見直しを予定しております。また、市営住宅の管理受託拡大に伴いまして、本年4月より佐久、伊那管理センターを格上げし、センター長を配置し、管理機能の充実を図ることにしております。なお、25年4月には小諸管理センター、塩尻管理センターの開設も予定をしております。経費の見直しによる支出削減でございますが、現在、役職員39名になっておりますが、平成28年までには退職職員もおりまして、31名を予定しております。今後は、費用負担の少ない退職者の再雇用や非常勤職員を採用することで人件費を抑えたいと考えております。一般管理費の経費削減につきましても毎年継続的に3%程度の削減に努めてまいりたいと考えております。以上今後安定した健全経営を維持していくことにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【福田委員長】

はい。何か質問とか、御意見とか。

【住宅課長】

委員長さん、よろしいでしょうか。

資料4というのがございます。資料4でございますが、包括外部監査結果を踏まえた課題と対応策ということで左側が包括外部監査の結果を提案いただいたものでございます。3点ございまして、1点目は改革基本方針の取組状況及び今後の課題ということで、これは改革基本方針は事業の縮小というような確認のために明記されておりました、監査人の評価としては分譲も管理受託も19年、22年未達成だということでございます。監査委員の意見でございます、③と書いてありますけれども、公営住宅の管理等受託機関として、県、市町村の支援業務に特化する方向性は妥当であると。その下でございますが、管理業務は赤字であり、管理業務が安定的に継続させるための戦略が必要ということで追加で意見がございます。それから監査の視点2番目でございますが、県の関与の状況でございます。①の意見としていただいておりますのは、公社は公営住宅法で管理代行の唯一の機関に位置づけられているということ。それから住宅管理事業につきましては、一部を除き民間事業者でも行えるために差別化等について経営戦略が必要ではないかということをお願いしております。(3)の監査の視点の3番目ですけども、経営状況等について記載されておりますけれども、黒い字でございますけれども、長期的に公営住宅管理事業の赤字とそれから不良債権の代位弁済による経営悪化を避けるために、公営住宅管理事業にシフトした場合の組織、あるいは人員体制や人件費の管理費の合理化を想定した中期計画を作ってくれと。将来像についてのシミュレーションが必要というご指摘をいただいております。それから②で市町村への支援業務ということで、市町村に対する個別の管理代行の導入意向を確認し、一層受注拡大ができるように努力が必要である。3番目は中期計画の作成と組織の合理化を図るべきだという意見。以上、3点が監査委員からの指摘でございました。それを課題整理しましたものが四角の表でございます。これにつきまして、右側に整理させていただいておりますけれども、今、公社の方から24年から28年の中期計画について説明がありましたので、住宅供給公社の方針につきましては、省略をさせていただきますが、長野県としましても、設立団体としての責任の義務ということで経営計画の進捗管理をさせていただく中で、例えば組織改正だとか、職員の採用等は事前に協議をいただいたりする中で、人件費等についても適正に相談させていただくというようなこと、それから、公営住宅の管理の拡大の部分につきましては、県住や市町村、公社の公社住宅を一体的に管理できる公社のメリットがございますので、そういう優位性を活かしながら市町村への導入の拡大を支援していきたいというふうに考えております。それから、未販売分譲住宅の販売促進等につきましては、例えば自然エネルギー用地等として使えないかというようなことの制度の研究なども引き続き公社と一

緒になってやっていきたいというようなことが県の立場であろうかと思っています。説明は以上でございます。

【福田委員長】

何か質問とかありましたらお願いします。

【丸山委員】

質問や意見というふうには何でも聞くんじゃなくて、委員長がもしあれでしたら、どなたでもいいんですが、この組織自体のですね、本来の設置目的とか、現状、世の中の動向に照らしてどこが課題でどこを重点的に議論したらいいか言っていただければ助かるんですけど。

【福田委員長】

最初の資料にあるように、社会的な情勢を踏まえて、資料2にありますように、住宅施策に対する供給公社の役割という部分で拡大する部分と縮小する部分とかが出てきたというか、そのような形で業務内容が変わって来ているのに対応しているという部分までは御理解いただけてますでしょうか。まず、そこまで。仕事内容として新しい分譲を作って売ったりする業務からは基本的には撤退している。市町村とか、そういう説明があったんですけど、それまでの背景とか、少子化の問題とか経常利益とか、今までの中でどういうふうになっていますというのがそこまで、まず、ここまですべてを御理解いただくことが必要だと思っております。

【丸山委員】

住宅供給公社は公的な機関であるわけなので、ここしかできない仕事というのはどうなのなのか、教えていただけますか、もう1回。簡単でもいいですから。

【住宅課長】

公営住宅の管理機関というのは公営住宅法で決まっています、住宅供給公社しかできません。管理代行という方法です。

【丸山委員】

それは公営住宅の管理代行は法律で設置された機関でしかできないということですか。

【住宅課長】

はい、そうです。

【丸山委員】

これは、拡大というか、やらざるを得ないですか。

【住宅課長】

そういうふうに思っております。

【丸山委員】

2番目の、市町村の作る住宅の建設とか、整備、メンテナンスを支援していくと。それは拡大するんですか。それはなぜですか。

【住宅課長】

それも拡大をしていこうと思っています。

【丸山委員】

これは民間の会社ではできないんですか。の技術的などところとか民間で、できるんですか。

【住宅課長】

それは民間の会社でもできると思います。

【丸山委員】

これは競合しているんですね。

【住宅課長】

はい、それは競合している部分はございますけれども、今までのノウハウとか考えると市町村も結構住宅供給公社に頼る部分があるんじゃないかというふうに考えております。

【丸山委員】

次の、分譲住宅賃貸の縮小なんですけど、これはもう撤退したんですか。縮小と撤退とどう違うんですか。

【住宅課長】

今、もう新しいものはやらないということです。

【丸山委員】

そうされているんですか。

【住宅課長】

はい。今、その残の部分売り切ろうと頑張っているところでございます。

【丸山委員】

ちょっと、委員長ね。僕の印象なんですけども、いろいろやられているみたいなんですけども、全体としては、役割がかなり限定的になっているので、合理化をして最終的には民間、マーケット、市場にゆだねようという方針だと思うんですね。組織もそれに応じて縮小するなり合理化してこうということですよ。ただ、この計画を見ていると、そういうふうになっていないんじゃないかと思うんだけど。

【福田委員長】

市場に任せようと思ってらっしゃるかどうかは。それよりもむしろ、町営、公営ってものすごい数があるんで、維持管理で毎年のように建て直しなりリフォームなりが起きたり、だとかその公的住宅、市町村住宅、県営住宅だけでものすごい数だから、その管理費だけで、管理業務という部分では民間と同じということだと思います。だから、この公営住宅管理というのはむしろそういう形ですね。でも全部で2万戸ぐらい。市町村の方では、市町村とかになってくると、小さな町や村とかになってくると、逆にそういうところに職員さんがいない、専門の職員さんがいなかったりとかで管理できないということもあって、という部分だと思います。だんだん増えてくるっていうか。ただ、それが民間に任せようとしていこうとされている意図があるかどうかというのは、ちょっと私は分からないので逆に聞いていただく部分です。

【住宅課長】

公営住宅は今全部で約 34,000 ございまして、県はもう 9 割、13,700 ですね。それで市町村はまだ 4 割ですので、順次拡大していこうということになります。公営住宅の管理としては民間でやった場合には指定管理というやり方があることはあるんですけども、それについては、入居者の決定とか、そういうことができなくて、業務範囲が今の管理代行という法律で決められた形をとりますと、ほとんど一連の事業ができるという大きなメリットがありますし、公社としてのみなし公務員と言いますか、中立性、効率性、それからいままでやってきた部分がありますし、そういう部分で特に県営も市営もそれから自分で持っている賃貸住宅も一体的に管理することによって、住民の皆さまの空き情報とかも流動的に範囲が広がれば融通が利くサービスができるというような大きなメリットがございしますので、その民間にやってもらうと指定管理という形になると、何年か一遍にくるくる変わる可能性もありますので、そうすると入居者については、接点というか接触する部分で非常に安定感がないという部分もございしますので、民間というよりも今の管理代行という法律で定められた形をとることが一番ベターではないかというふうに考えております。

【丸山委員】

あえてこの公社の仕事というのをもっと限定的にやって、少ない経費でやると、そういう立場をわざと取った場合、それに対する反論というのは、公的な住宅のストックがたくさんあるので、そのメンテナンスをせざるを得ないと、こういうことですね。

【住宅課長】

そうですね。

【丸山委員】

細かいところまで 1 時間ではできませんので。本質的なところだけよく理解したいと思いますが。

【今井委員】

市町村の要望は多いんですか。数を見ると H28 末で 9 ですよ。そうすると全県市町村数からいうとそんなに多いってわけじゃないですね。

【住宅課長】

市町村の管理代行という、一番上の部分でいくと、先ほど申し上げた 4 割。市町村の公営住宅は 18,000 ぐらいあるんですけども、今 6,600 戸でございしますので、4 割だということで、それを順次ですね、今年、佐久市とかですね、そのほかいくつかの市でやりたいと言っているところもございしますので、そういう部分で、管理代行あるいは住宅管理という部分について拡げていくということです。

【今井委員】

4 割の 152 団地というのは市町村数でいくつなんですか。3 つか 4 つではないですか。

【住宅課長】

長野、松本だけです、今は。

【今井委員】

そうですね。それを受託拡大すると言っても H28 末にも 9 市町村しかないんですよ。

【住宅供給公社小林専務理事】

住宅供給公社専務の小林といいますけれども、今お話し計画期間中、5 年後 9 市町村なんですけ

ども、とりあえずうちのほうの受け入れ体制として、全市町村受け入れてもいいんですけども、当面受け入れ体制もございまして、一気に受け入れてもうまく機能しないということもありまして、順次市町村の方をお願いしていくと、こういった方針でございまして、とりあえず計画期間中9市町村、こういう状況になっております。

【今井委員】

ただ、ざっと見たとき、さっき丸山さんおっしゃったとおり、片や管理センターはどんどん作りましょうという話ですよ。だけど人件費は削減して、経費も毎年3%削減となっているけど、本当にそういうふうになるんですか。

【住宅供給公社専務理事】

計画に載っておりますけれども、正規職員を今38名を31名に7名を減員すると。それ以外にも監理員等については、非常勤職員でできるだけ対応していきたい、そういう方針です。

【丸山委員】

人件費の削減で、やり方としては3つあって、1個は単価を下げることでございます。一人ひとりの。今おっしゃったように正職員よりも契約的な人の方が賃金が安いということですよ。あと、人数を減らすということがありますよね。単純にね、仕事をやめて。それから3つ目が仕事の仕方を変えることによって人件費を削減する。それが本当は本丸なんですけど。今のお話しだと、平均730万円ぐらいの職員の給料をもうちょっと給料の少ない人にしようと、こういうことで賃金抑制を図るといふことですか。

【住宅供給公社専務理事】

そうです。

【丸山委員】

それが28年だと、今の34、5人が31人になるということ、役職で。全体でいうと103人が115人になるんですよ。

【今井委員】

増えているんですよ。

【丸山委員】

要するに、今いる人の給料よりも平均的に給料が低い人たちを雇って人数は増やして、それで管理業務の増加に対応しようと、そういうことですか。

【住宅供給公社専務理事】

例えば、公営住宅、さっき話がありました9割やっていますけども、市町村を受けることによって、人的に効率よくできると、こういったメリットもあると思うんです。単独で県営だけやっていると人員の確保が必要になりますけども、ここに市町村も含めると、効率よく人員も配置できると、こういったメリットもございまして。

【今井委員】

管理センターを増設しなければだめだっというのはどういうことでそうなるんですか。

【住宅供給公社専務理事】

これはオープンになってないんですけども、将来的にはその市に受託を予定していると、こういうことでございます。

【今井委員】

センター長も置くわけですよ。

【住宅供給公社専務理事】

センター長は今のところ置かない予定で、例えば、佐久で、小諸は佐久管内になりますけれども、佐久にセンター長がおりますので、その一部の機関ということで運営したいと、こういうことでございます。

【今井委員】

単純にごめんなさい。仕事は受託して、強化していく、センターも増やす、センター長も配置するとなっていながら、人件費は削減して、経費も削減してと、その論理がよくわからないんですけど。

【住宅課長】

センター長も嘱託なんですよ。だから、正規の職員は38から31に減りますけども、地域、地域を受託すればするほどマンパワーが必要になりますので、嘱託とか監理員、そういう人を、安い賃金でお願いしているという形になってくるわけです。

【丸山委員】

正規職員というのは、正規職員の給料というのは基本的にはここは公社なので県の給料表と同じですか。

【住宅課長】

県の給与と同じでやっております。

【酒井委員】

伊那市においても、県営住宅と市営住宅があって、同じ団地の中に県営と市営が隣接しているという団地もあるんですよ、いくつか。そういうことからいくと、伊那市はまだ委託していないわけですけども、県の住宅供給公社に管理を委託すれば、それは当然効率的な運営ができるということになるんですよ。県全体で考えたときに、県営のものと市町村営のものがあって、それを民間機関である県の住宅供給公社に委託をすると、今は直営の市町村の職員が管理をしているものが、安くできると言われている、供給公社にお願いをすれば、それは市町村プラス県のトータルコストでいけば、当然安くなるということで、そういう面では非常にメリットがあると思うし、そういうことが進んだ場合には、住宅供給公社の体制というのは現状ではたぶん無理で、職員を増やさざるを得ない。その分市町村の職員が減るわけですけどね。それでいいと思う。それが当面の前提としてはそういう形がいいと思うんですが、20、30年先ということを考えてときに、例えば伊那市の場合は、今の市営住宅の戸数でいいかどうかということを考えているんですよ。今、公営住宅のマスタープランというのが、数年前に作ったものがあるんですが、これは縮小していくべきだ、というのは非常にお金がかかりますので、新しい建物建てたり更新するには。そうではなくて、一部は民間の住宅に入居した方に対する家賃補助をした方が非常に安くなるという方法があるわけですよ。そういうこともやっていくことだとか、今まで通り同じように公営住宅というのを持っていきやいけないのかどうなのか。福祉目的のものに限って、低所得者なり高齢者のための公営住宅というものに縮小していくという方向がこれから各市町村、県もそうだと思うけど、出ると思うんです。そうなってきた場合に、管理業

務がどの程度出るかっていうのが、20年30年先になると、そういう業務がある程度同じように確保できるのか、あるいはそういう管理業務が減ってくるのかという議論、やっぱりある程度考えていかないとね。当面はたぶん県の住宅供給公社の仕事ってずっと増えてくと思うんですよね、ある所まで行ったら水平になって、数十年先には減っていくと、いうことも想定はされると思うんです。

【福田委員長】

まさにそうだと思います。さっきの資料2に戻って、一時期作ったものの老朽化がものすごく、そういったときに公営の管理だとか次のリフォームだとかという部分、新規をやらなくても、こういう部分、リフォームとかが出てきて、高齢化に伴っての対応とかもものすごく出てくると。分譲、賃貸と、そういった特定優良なんていう部分はまったくやらないという形になってくる中で、当面は、当面というのはどのくらいで考えたらいいかわからないんですけども、低所得者とか御高齢の方とか、という形での対応が続いても、この委員会でそこをどうまとめるかというのものもあるんですけども、その管理業務すらどうなってくるのかなというのは中期的にはわからないかなという感じがちょっとしますね。ただ、短期的には増えると思うんですよ、そこがちょっとあるんで、どう考えたらいいのかなと思います。私はそこが一番分からないところです。

【住宅供給公社専務理事】

戸数の関係でよろしいですか。戸数の関係で言いますと、さっきお話しにございましたように、今、県9割、市町村35%となっていますけども、この計画期間中の5年後には県・市あわせて74%ぐらいまでは想定しています。県は9割は動かないんですけども、市町村分で増やして74、5%までは増やす予定であります。将来的には計画に載っていますけども、8割まであげたいなど。8割がマックス、その辺まで上げたいというふうに考えています。

【福田委員長】

10年、15年ぐらいはまだずっと続いていくということですか。

【住宅供給公社専務理事】

10年ぐらいで8割ぐらいに。公社は事務所、現地機関で6事務所ございます。その6事務所の管内の市町村に積極的に働きかけを行って8割まで持っていきたい、こういう方針であります。

【丸山委員】

住宅を管理する会社として一般管理費が7億円のうち人件費が5億円というのはそんなに高いものなんですか。

【住宅供給公社専務理事】

どうしてもこの事業自体はマンパワーということで、監理員さんはじめ、マンパワーに頼るということがありますので、人件費というのがどうしても主体になってしまいます。

【丸山委員】

一方人件費削減というのは、対応案の表にもありますけど、基本的には自然減ということですか。要するに、職員、あえて正規の職員を減らすということをしなくて、定年になられますよね、そうすると辞めますよね、それをまた嘱託で雇うと、そういうことで賃金を自然に削減していく、こういうような方針ですか。

【住宅供給公社専務理事】

そういう方針です。

【丸山委員】

それだったらあえてやる経営的な方針ではないですよ。経営的に当面何かを改革するとかということじゃなくて、人件費自体が問題になっているのであれば、自然に対応していくと、こういうことですね。

【住宅供給公社専務理事】

採用を抑えて、正規職員が辞めた後には非常勤職員で対応するということです。

【丸山委員】

実態を指摘したいんです。これだとあたかも組織のですね、全面見直しをして、仕事を合理的にやるとか、あるいは一人で何戸も仕事をやる、そういうことをすることによって、総人件費をね、かなりのスピードで下げていくように見えますけど、そうじゃないですよ、これは。

【水本委員】

25年度に、今の人員の絡みで、103人から114人になるという計画なんですけど、センターを2つ出すということですけども、さっきの11人、役職員2人ほど、24年度に増えるんですけど、これは何か大きな理由はあるんですか。

【住宅供給公社専務理事】

これはですね、今のところ予定している市町村で25年度に4団体お願いする予定でおりまして、それに伴う人員増です。

【丸山委員】

現場では実際どんな仕事があるんですか。いわゆる住宅のメンテナンスとか管理ですよ、修繕の仕事をされているわけですよ。

【住宅供給公社専務理事】

監理員の仕事ですね。

【丸山委員】

はい。管理の仕事が主だと思うんです。役職員、嘱託職員、監理員、といらっしゃいますけど、この中で現場で本当に入居者の面倒を見ているというのはどの方なんですか。

【住宅供給公社専務理事】

監理員と嘱託の中にですね、窓口業務をやっている職員がこの嘱託員になっております。

【丸山委員】

これは立場で書いてあるので、実際仕事の内容でいうと、役職員は3人とか4人しかいないんですよ。

【住宅供給公社専務理事】

はい。

【丸山委員】

あの方、100人ぐらいの方というのはみんな、いわゆる現場でそういうことをやられているか、サポートをしている人たちということですか。

【住宅供給公社】

公営住宅の管理につきまして、主な業務といたしまして、入退居の業務がありますが、修繕、それから家賃の収納というような業務があります。一番入居者の方に近い位置にいてもらうのが、監理員さんの仕事になります。今現在、公営住宅につきましては、高齢者世帯が30%を超えているような状態ですし、それから、心身の障害者、ひとり親の世帯、生活保護世帯、これらの世帯だけで7割を超えている状況があります。住宅にももちろん困窮しているんですが、生活に困窮してされている方ということなんです。それらの方の住宅の管理をしていく上においては、経済性の追求だけでは絶対入居者も満足してもらえないというのがあります。生活が非常に苦しくなっていますから、精神的な余裕も非常に少なくなっている状況があります。日常的に苦情でありますとか、入居者同士の問題でありますとかというのが潜在的にあります。それらはほんとに金銭だけでは計算できない部分というのが非常に多い状況があります。

【丸山委員】

嘱託職員の方というのも仕事の内容は同じで身分が違うんですか。

【住宅供給公社】

はい、そうですね。役割はそれぞれ入退居担当と募集業務を担当する者、それから修繕を担当する者、家賃の収納を担当する者というふうに分かりますけれど、正職員、嘱託職員、監理員が3者一体となって管理をしている状況になります。

【丸山委員】

私は、実態を踏まえてというんですか、人件費の縮減が課題とか、組織の簡素化と効率化が、効率化はともかく、簡素化とか人件費節減というのが正しい方向なのかかわからないので、お聞きするんですけど、そう書いたらやんなきゃならないですよ。

【住宅供給公社専務理事】

やります。

【丸山委員】

でもそれが正しい方向かどうか分からないですよ。現場の実情から見て。

【住宅供給公社専務理事】

今の予定でいきますと、住宅管理の方は人を増やすということになりますけども、それ以外の部門で、例えば分譲事業についても分譲部門を廃止するとかですね、そういった組織改正も行っていくと、こういう予定であります。

【福田委員長】

そもそもこの公社の住宅にどういう人が入っているのかというのが最初の説明になかったから、今御説明があったように、生活で困窮されている、30%が高齢とか、母子、父子とか、そういう方々ですね。だから公社の提供されている対象が一般の民間住宅と競合できないような部分があるという説明が最初がないから、ちょっとつかみにくくなっちゃっている。そこをちょっと補足、もしあったらしていただけますか。そういう対象の方に向けてやっている事業だという部分がないと。もしそうだ

としたら、美しい景観とかいうところまで、どこまで逆にやるのという話にもなりますよね。どこまでが保証するサービスなのか。

【住宅課長】

公営住宅というふうに限って言えばですね、説明がなくて申し訳なかったですが、そもそも戦後の混乱期に住宅を供給するというのを国策でずっとやってきたわけですけど、公営住宅というのはやっぱり住宅に困窮するだけじゃなくて、低所得者の人に入っていただくというのがそもそもの出発です。県もやり、市町村もやりということで一緒になって住宅を造ってきたと。40年代に盛んに作ってきたわけでございます。40年台の途中で世帯数を上回ったんで、やれ一応落ち着いたんですけど、そうはいっても今度は充実ということになるんですけど、そういう低所得者を対象にするということなものですから、そういう人になってくると、金銭面の部分と、それから体に障害がある人だとか子育ての人だとか、高齢者の人という部分には单身でも入れますよという制度を設けておりますので、全体的には今、7割ぐらいの、いわゆる弱者と言いますか、そういう人たちが入ってきているという部分がございます。

【丸山委員】

今委員長がおっしゃったようにね、先ほどの御説明の中にも実際高齢者とかいう言葉があったんですけども、エコとか県産材とかね、あと、資料1の人と環境が共生する住まいづくりなんかは低所得者をターゲットしたものではないですよ。政策目的と経営目的がわからなくて、どこを見ればいいのか。

【住宅課長】

全体イメージというのは住宅課がやっているいろんな施策の部分の拾い出したもので住宅供給公社がこれを全部やっているという意味ではもちろんございません。今言った一番上の部分というのはどちらかというと省エネとか県産材利用ということで、低所得者とかそういう部分ではない。事業をたまたま羅列したものですから。

【事務局】

それは行革課からの指示です。

【丸山委員】

これは長野県の住宅行政の全体像なんですか。

【建設部長】

そうです。住宅行政の全体図です。

【丸山委員】

だからちょっと、ゴチャゴチャになっちゃって。

今供給公社のことを議論しているんですもんね。今、委員長がおっしゃったように供給公社がなんで必要で、事業を一部拡大する必要があるのかがちょっとわからなかったの。高齢者とか低所得者の方が、大変で、建物もたぶん古くなっていますよね、そのメンテナンスがかかるとかはわかるんですが、これ以上合理化できるんですか。数字的に。というのはこれ、償却は入ってないですよ。P/Lには。損益計算には入ってないですよ。だから普通の会社と違うわけで、その中で2,000万ぐらいの利益しか上がってない、当期利益が700万、ぎりぎりですよ。それで人件費が、ここではもっと削減しなきゃいけないと書いてあるんですけど、僕はその真偽のほどはわからないんですけど、

どうやって経営していくんですか。

【酒井委員】

いずれにしても公営住宅の場合には、コストに対する使用料、家賃はきわめて低額なわけですね。10のコストに対して1割とか、そんなもんじゃ収入はとれないというか、できない。その残りの部分は市町村費や県で税金なんですね。そういうことからいくと、維持管理を1円でも安くすることが一番求められているわけですね。そうしたときに住宅供給公社の仕事をするのが、安く管理ができるとすれば、これは一番いいこと。そうなってくると、あんまり儲けが出るとおかしいというわけではないですけど、要は差し引き、必要分を住宅供給公社に県から負託金なり委託料で払っているということなので、だからぎりぎりのお金がたぶん支出されているということなので、体質的にはそんなに大きな黒字になるとか赤字になるとかそういうことは考えられない。ですから、いかに経費を節減していくと、効果的な経営をして経費節減をするかということが一番求められるということだと思っ

【丸山委員】

それについて、ここはどういう判断が出来るんですか。

【酒井委員】

経費の面から言えば、直接公務員である職員が相当程度の給料で直接やるよりは民間会社である住宅供給公社が安い賃金で効率的に良好なサービスが提供できるとすれば、それはそれなりの意味があるし、市町村なり県全体にとっても税金の使い道とすれば、いい使い方というか、効果的であるということではないかと、我々市町村職員にとってみるとそういうことです。

【丸山委員】

職員の平均年収というのが書いてありますけど、他の方は相当違うんですか。大体でいいです。7掛けぐらいですか。高い低い、を言っているわけではないですよ。給料を削減しろと言っているわけではないですけど、どのくらいの正規の職員を減らして、契約的な人を増やす、非正規雇用を増やすことによってどのくらい経費削減ができるのか参考までに知りたいんですけど。

【住宅供給公社専務理事】

監理員の手当はですね、月15万ぐらいなんです。正規職員を雇うということと比べると相当の削減になると思います。嘱託員は大体18万ぐらいです。

【丸山委員】

240万円ちょっとということは、正規職員の3分の1の手取・給料ということですか。

【住宅供給公社専務理事】

監理員は大体60歳過ぎの人をお願いしていますので。

【丸山委員】

そういった方を増やしていくということですか。

【福田委員長】

事務的なものと、あとはさっき一級建築士と言われましたけど、技術職の方でのハード面の管理ということがある中で、一律には15万、18万の善し悪しは言えないので、先ほど酒井委員さんも言わ

れたように、管理をなされていくんだったら経費削減で努力されているかといったことを評価することが一番いいのではないかと思うんです。

【丸山委員】

いいか悪いかは別として、そういう現実はあるんです。手取り 20 万円以下の方で、こういった仕事をフルタイムですよ。

【住宅供給公社専務理事】

フルタイムではないです。非常勤なので、常勤職員とは日数が違います。

【丸山委員】

私も職員を抱えるよりも安い人が雇えるということに価値判断しているわけではないですが、現実を知った方がよいと思ったんです。実際そういったメンテナンスの仕事をしている人がいるわけですよ。

【酒井委員】

例えば伊那市に振興公社という第三セクターがあるのですが、そこは市の施設の維持管理をするために指定管理者として仕事をしています。そこで働く方はほとんど 60 歳以上なんです。第 2 の人生というか、非常に元気な方なので、仕事もできるし経験もあるし、かといってそれほど高い給料は求めない、高くなくてもいいとする方がほとんどなんです。仕事は体力、気力、経験もあるものですから、相当程度の仕事ができるということで回しているんですけども、そういうやり方は共通部分があると思います。数百万円なくてもいいと言う人が相当程度働いています。

【福田委員長】

今日結論を出すわけではないので、現状の押さえとして、追加の資料請求とかあればまたということで、後でお願いしたいんですけど、資料の 4 を見て頂きたいんですけど、監査人の評価としては、受託計画が未達成だとか、方向性は妥当なんだけれども安定的に継続させるであるとか、これは先ほど 10 年先ぐらいまでは安定的だという説明がありました、それはこの委員会としてどう考えるか、例えば短期的にはこれでいいんだろうと言うのかどうかとか、あとは経営状況、将来像、人件費とか管理の受注額とか、やれる範囲というようなことも含めて、こちら辺はどのように委員会として受けていったらよいかというのが、次の課題としてあるんですけども。

【丸山委員】

ちょっとわからないんですが、将来の代位弁済によって不良債権、債務が発生しかねないのでそれに対して今から対応するというのはどういうことなんですか。平たく教えていただければ。

【住宅供給公社専務理事】

かつて公社の事業としまして、民間アパート等の建設に対しまして公社が連帯保証している金額が 150 億ほどあります。将来その債務者が払えなくなった時点で公社が肩代わりすることになります。

【丸山委員】

民間の企業に対する公社の債務保証はどれくらい焦げ付きそうなんですか。

【住宅供給公社専務理事】

今、不良債権が 51 億ほどあります。毎年公社が代位弁済をしています。金融機関ないしかつての住

宅金融公庫、今の支援機構に、去年の実績で6億円の代位弁済をしています。

【丸山委員】

51億円というのは増える可能性があるんですか。

【住宅供給公社専務理事】

毎年返済して、9億減っていきます。

【丸山委員】

ではローンが51億あってそれが毎年10億減っていくということですか。それがまだ7～8年続くということですか。

【建設部長】

平成53年まで、公社の利益から出していくということです。

【丸山委員】

それがなくなると、キャッシュとしてかなり楽になるんですか。

【建設部長】

そうです。平成50何年には楽になる、段々経営上は楽になるということです。

【丸山委員】

そうすると何が起るんですか。委託料・受託料が下がるんですか。

【建設部長】

経営状態で、黒字を出してはいけないということになれば、経費としていらなくなる分をどういう形で出すかということです。

【丸山委員】

そうすると、公的補助が少なくなる。職員のボーナスが少なくなるということですか。

【建設部】

職員の人件費を安くするという事ではないですけど。

資金繰りが円滑になります。ただ、赤字を発生させるような公営住宅の管理はお願いできませんので、先ほどから申し上げているとおり、ぎりぎりの中でお願いしていくということになります。

【丸山委員】

公営住宅のことを県全体で見ようと思ったら、住宅供給公社とそれから県がどれだけここに補助しているかとか、県のスタッフがどのくらい使われているかというようなことを理解しなければ全体像はわからないですよ。今日、公社の方はわかったけど、公的な住宅供給に対して今、県の経営資源がどのくらい使われているかということを理解するには、本庁側の施策もわからないと理解できないですよ。

【福田委員長】

監査の視点にあるように、今後の課題の議論から進めないというか、妥当であるということと、安定的にしていくことが必要であるということ以外は、同じ繰り返しでまとめられないから、委員会とし

ては公社と県の役割をどうもっていくかとか、今後方向を出していくに当たって、県側が経営資源、人件費なり補助的なものとかをどれくらい出しているかなどが資料としてありましたけれど。

【水本委員】

住宅分譲事業は普通に考えると取得価格の方が高い感じがするんですけども、これはどうなっているんですか。取得したときの価格の方が高いので、それはどう処理しているんですか。それには県も関与しているということですか。

【住宅供給公社】

分譲については、新規の開発とかはしていませんので、今はかつて取得したものを売っているだけです。取得価格の件は、会計基準の関係で低価格法が摘要されまして、平成20年度から棚卸資産の評価について、正味売却価格から下落した場合には、評価損で落としなさいという形になっておりまして、それで毎年3月末日の保有土地に関しまして、価格調査をやりまして、毎年洗い直しをしています。

【水本委員】

それで、プラスになっているということですか。

【住宅供給公社】

事業外の経常費用でもって評価損を出しまして、簿価の方を下げているということですか。

【丸山委員】

供給公社の中の帳簿上ということですか。

【住宅供給公社】

そうです。

【水本委員】

5年で200じゃなくて全部売ったらどうですか。これからもっと価格は下がると思いますし、少子化も進みますんで、売れ残りも多くなっていくと思うんです。ですからこの5年間で場合によれば人も増やして、一気に売るという積極的な施策はとれないんですか。

【住宅供給公社専務理事】

景気もあってなかなか売れないのが現状です。

【水本委員】

でも4年間で200近く売った実績があるんですから、今後5年間でやれば同じ200ですんで。

【住宅供給公社専務理事】

リーマンショックで販売戸数がガクッと落ちました。

【水本委員】

ただ、いけばいくほど売れなくなってくると思うんですけども。

【住宅供給公社専務理事】

消費税が上がれば駆け込み需要は期待できると思います。

【福田委員長】

それについての、販売戦略はあるんですか。

【住宅供給公社専務理事】

今、年間約40戸で、374戸売れ残っていますけれども、大都市でのPRとか情報誌を通じてのPR、それから不動産業者やハウスメーカーとも連携しながら販売促進に努めているところです。

【丸山委員】

未造成のところは、もう造成しないんですか。ただ保有しているだけですか。

【住宅供給公社専務理事】

今の改革基本方針の中でも、分譲はダメだということになりましたので、分譲はしませんが、工場用地などの目的外使用を考えています。

【丸山委員】

あと何区画残っているんですか。

【住宅供給公社専務理事】

未分譲が8箇所あります。面積でいくと5ヘクタールほど残っています。

【福田委員長】

監査の視点にこういうのがありましたとありますが、これに対して次にどういう対応なりどういったプランを作っているかというのが見えた方がいいという感じがします。監査結果がこうでしたというだけではなくて、指摘に対してこう考えていますというようなものがあれば、議論がしやすくなると思います。

【住宅課長】

それが中期経営計画です。その中に包含しています。

【酒井委員】

伊那市にも住宅供給公社の土地がありまして、相当程度残がありますが、これは私の解釈だと過去に政治的な配慮の中で設置をせざるを得なかったというものがあると思うんですよ。ですから、今の方は一生懸命やっているんだけど、なかなか売れないところに造成してしまったという、過去の負の財産的なものがあって、そういうものに今非常に苦勞されている部分もあるかと思います。やはり右肩上がりの時代には、そういう住宅を増やすべきだということで、じゃあうちにも作れというような綱引きがあってやってきたという経過が多分あると思うんです。しかしこういう時代になってしまうと、これはなかなか経営努力だけでは解決できない団地もいくつかはあると思います。

【住宅供給公社専務理事】

当公社の土地は幸いに銀行からの借入れをしていないものですから、塩漬けにはなっていません。

【福田委員長】

監査人から出ていることの次なる行動としては、中期計画を作っていますということだとすれば、

それがどのような方向に行くかというところが見えないので、先のことというのは今言えないんですけども、委員会としてどうまとめるかは今後検討ということで、今日聞いておかなければならないことってありますか。市町村に対しての指定管理導入の予定というのは、管理代行のことですね。

【住宅供給公社専務理事】

そうです。

【福田委員長】

今後どうまとめていくかは、委員会の方で話すとして、今日はこれで。

2 観光協会

【事務局】

それでは、委員長さんよろしゅうございますか。

【福田委員長】

はい。よろしくお願いいたします。観光協会お願いいたします。

【事務局】

じゃあ、続きまして観光協会さん、よろしくお願いいたします。

【野池観光部長】

じゃあ、よろしいですか。それでは、お世話になります。観光部長の野池でございます。今日は私も観光協会の関係ということで、観光企画課の浅井課長。それから、協会の方の塚田専務理事、小野事務局長でございます。よろしくお願いいたします。それでは、冒頭、ポイントのみということで、恐縮ですけども、資料に従いまして説明の方をさせていただきたいと思います。

まずは、資料1ですけれども、これは現在の長野県の観光の取り組みの一番寄って立つものということで、観光振興基本計画というものを持っております。20年から、今年度24年が最終年度、5年計画ということで、今年度新しい、来年度からの計画作りにとりかかっているところでございます。上の右側に、長野県の観光の将来像とありますけれども、達成目標のところにあります。観光に対する満足度、それから観光消費額、観光地の利用者数、それから外国人の宿泊者数、こういったところに、その下に吹き出しがありますけれども、もう一箇所もう一泊もうワンコインもう一度、というような合言葉のもとに、取り組みを進めておまして、それぞれ目標値を、かなりハードルの高い目標値ですけど、掲げております。現在は厳しい景気動向ですとか、趣味の多様化、必ずしも旅行に行かなくても世の中楽しいことがたくさんあるという時代の中で、観光についてはどこも苦戦をしている状況でございます。その1ページめくった、3ページ目でございますが、これは今現在、新しい方向性を審議会の方で議論をいただいているものでございます。これにつきましては、真ん中より下の5番目の参考とありますけれども、現在の審議会での議論の到達点ということで、どんなところに軸足を置いていくかということで、まず一番左に地域経済への寄与ということで、地域経済に観光を通じてきちんとコミットしていく、そのことこそ、最も意識しなければいけないことということ。それから、その右でございます、観光地域づくり、観光地づくりではなくて観光地域づくりということで、幅広い地域の主体が地域経済という一点で参集をする観光地域づくりに目をもう一度向けようということを取組んでいるところでございます。

次は資料の2というものがございます。タイトルに、一般社団法人化を契機とした協会の使命の転換ということで、来年4月に今の社団法人観光協会は一般社団法人化を目指すということで手続きを

進めているところでございます。それに伴いまして、協会の使命、軸足を転換をしていきたいということでございます。一枚表紙をおめくりいただきますと、観光協会の概要というのが、まず冒頭にあります。協会の変遷がありまして、昭和 35 年に、長野県観光開発公社というものがまずできております。これは観光施設整備とか、別荘の開発、販売、分譲、そういったものを行ってまいりました。それから、昭和 44 年には、長野県観光連盟が設立をされておまして、それが平成 13 年に統合されまして、観光協会ということで発足をしております。3 のところに会員数、会員構成がありますがけれども、県とそれから 77 の全市町村が会員になっております。また、旅行会社とか地域の観光協会ですとか、放送局、メディアなど、総勢 149 の会員から構成をされております。事務局ですけれども、常勤役員、専務理事 1 名、それからプロパー職員が 11 名、県から 5 名派遣されておまして、総勢 33 名の事務局体制でございます。主な事業は、2 つの柱から成り立っております。観光振興事業と、施設事業でございます。観光振興事業の方は、県からの負担金事業、これは連携事業ということで呼んでおりますけれども、プロモーションですとか、海外からの誘客促進事業を行っております。それから、県からの受託事業ですけれども、県外観光情報センターの運営を県から委託をされております。それから、協会の独自事業ということで、物産販売等を行っております。それから、県と市町村の会費事業で、会員連携の誘客宣伝、各種ガイドブックの作成等を行っております。次のページですけれども、決算の状況でございます。平成 14 年から概ね 10 年間の決算の状況でございます。ただいまの観光振興事業と施設事業、それぞれの収入、費用がございまして、国民宿舎の事業、これは軽井沢の国民宿舎事業をやりまして、これは 17 年度までで廃止をされております。全体のところを見ていただきますと、平成 16 年度までは収支でプラスをぎりぎり維持していた状況ですけれども、その後は、7 年間連続して赤字決算ということでございます。正味財産は平成 23 年度末で 16 億でございます。次のページでございます。公益法人制度改革の対応ということでございます。平成 25 年 4 月から非営利型の一般社団法人に移行をいたします。このことは、既に協会の総会の方で議決をしている方向でございます。この議論の過程で、本来は協会の目的、長野県全体の観光振興を図るということでございますから、公益社団法人への移行というのも選択肢にございました。ただ、公益法人の場合には認定基準が非常に厳しいものがございます。1 つは公益目的事業にかかる費用が法人全体にかかる費用の 50% 以上なければいけないというような基準がございまして、将来的な県からの負担金事業が伸び縮みをした場合に、50% を公益事業が下回る場合もあり得る、そんなことがございまして、一般社団法人を選んだ訳でございます。しかし、その下の矢印がありますけれども、一般社団法人におきましても、公益事業の実施は義務付けられておりますので、協会の目的に合致した選択と考えております。一番下にありますけれども、民の感覚を活かして、柔軟な事業展開をするということに加えて、これからは更に自主事業とか、営利、収益に軸足を置いた事業を拡大することによりまして、より自由度の高い、かつ自立度の高い事業展開をしていきたいと考えております。その次のページですけれども、使命の転換で、4 点でございます。上のほうに、これまでの協会は、とありますけれども、今の観光振興基本計画で適切な役割分担のもと、互いに協働ということで、県は総合調整、人材育成、国際観光、県境を越えた広域観光。協会は商品造成、営利に結びつく誘客宣伝と書いてありますけれども、必ずしも県との役割分担が明確であったかという、難点があったと思っております。それからもう 1 つ、民間だからこそできる会員のニーズ、1 人でも多くのお客さんに来てもらうという会員ニーズに応える、少しでも沢山のお金を落としてもらうという経済効果に直結をする事業の展開がどうであったかという、会員ニーズに十分に現状応えられているかという、まだまだこのニーズに応える余地があるんじゃないかと自覚をしております。真ん中に、協会の立ち位置、使命の転換をする 4 点がございます。大前提として、観光振興を経済活動ということで、きちんと認識をする、位置付ける、それから 2 番目に、県の観光協会ですので、県の観光振興のグランドデザインと齟齬があるということはありません。同じ方向性の中で、取り組みを進めていくという大前提のもとで 1 つは総論から各論へということで、総花的な事業展開ではなくて、個別具体的な事業展開をしていくということ。それから 2 番目は、全県主義から地域主義とっておりますけど、全県一律底上げと

というのは、公的といった場合に一望望ましい感じがするんですけども、今はピークを引き上げる、牽引力のあるところに一緒に事業を展開して、ピークを上げることによって、観光の裾野を広げていくことによって、全県に効果を及ぼしていくという方向に転換をしなければいけないんじゃないかと考えております。それから、3番目は、実態消費活動に寄与するというで、観光商品、各種ありますけれども、その企画から販売までを通じて経済効果というものをきちんと追求していく組織に脱皮をしていこうということ。それから4番目は官から公へということ、あくまでも行政の補完ということではなくて、県全体の観光振興という公益を主体的に担っていく組織に変わっていこう。この4点でございます。その次ですけれども、6ページは、大前提となる観光協会の自立的な運営に関する2つのポイントということでございます。1つは観光協会の改革ということでございます。自己改革ということなんですけれども、経費の節減につきましても、給与を含めた賃金体系自身の見直しにまで立ち入っていかないといけないんじゃないかと考えております。それから、これから収益事業の方にシフトをして参ります人員も固定的な考えではなくて、それに相応しいシフトをしていかなければいけないと思っております。それから、自主財源の確保ということで、収益事業の拡充ということで、ウェブ活用ですとか、その土地ならではの着地型の商品を地域と一緒に企画段階から入っていこうということがございます。人材育成ですけれども、現在人材育成方針、あるいは、人材育成計画というものを持っておりません。こういったものをきちんと策定することによって、職員の能力向上、外部からの刺激の受入れ、それから、人事評価制度もまだ段階的に導入をしているところでございます。評価結果を例えば、給与に活かすというようなことはまだ行っておりません。こういったものも検討していかなければいけないと思っております。それから②で、県負担金事業のあり方ということで、協会側の人件費のあり方にも関わってくる問題でございます。観光協会の大きな収入、事業の柱の1つが県からの負担金事業、イコール連携事業と言っておりますけれども、これについて、包括外部監査から、県は事業費のみを出していて、人件費は出していないという実態があります。事業を委託するからには、人件費のセットというのが一般的ではないかというようなご指摘をいただいております。確かに人件費を事業に伴って受け入れてないということが、収益構造を厳しいものになっている要因の1つということは事実でございます。その中で、3通りについて検討していかなければいけないと思っております。1つは、人件費を事業費にきちんと盛り込んで、そうすると民間も協会も同じところということになりますので、協会に随意契約ということが成り立つのかどうか、一般的な競争環境の中に入っていくということになるのかどうか。それから、負担金事業に人件費をセットするんですけども、協会には一定のこれまでの蓄積、ノウハウがありますので、その分を加味して、人件費を理論的な額より低い額で積算をする。それから、現行どおり連携事業の連携の意味、事業費は県、人件費は協会というものを継続する、この3通りを検討していかなければいけないんじゃないかと思っております。最後のページは財産目録ということでございます。正味財産16億、うち、遊休って、ちょっと聞いたところが悪いんですけども、余剰財産が5億7千万円ということでございます。

その次の参考資料が、協会の組織図でございます。協会の方では、知事は顧問という位置付けでございます。阿部知事が就任をしてから知事は顧問ということで、理事長には野原莞爾さんということで、経営者協会の観光委員会の委員長をしておられる綿半ホールディングスの社長でございます。専務理事は塚田でございます、民間からということで、JR出身でございます。黒い網掛けが県の派遣職員ということで、事務局長、それからそれぞれ部に一人ずついる状況でございます。その次の資料が、今年度の施策体系、その次の2ページ目でございます。施策体系と、さきほどの会費事業、自主事業、県負担金連携事業、このいずれか、どれに該当するのかというものを一体的に整理したものでございます。右上の方に、会費、自主、県負担金とありまして、それぞれ例えばキャンペーンですと、信州四季旅キャンペーン連携事業、この横棒が伸びているのが会費事業で止まっていますので、これは会費事業としてやっている。どこまでいっているかによって、3種類の事業の位置付けが決まっております。それから、一番右下に3億1千万の事業費があるわけでございますが、会費事業、1,958万7千あります。会費につきましては、県と77市町村、県がこのうちの半分、77市町村合計で半分、

ということで、折半で会費事業は負担をしております。

それから、資料の3でございます。包括外部監査結果を踏まえた課題と対応ということでございます。A3の横長でございます。これが、包括外部監査結果を踏まえた課題と対応ということで、左側がご指摘をいただいた事項、右側がそれらの対応ということでございます。課題の1の1で、包括外部監査として、「自主財源の確保」だとか「効率的」、「自立的」と文言があるんですけども、その定義や水準が示されていないので、評価が困難というようなご指摘をいただいております。これにつきましては、県、協会が実施する事業の見直し、協会の自己改革、収益事業のこれからの実施計画等を見ながら、この定義や水準についてはきちんと明確に定めていかなきゃいけないんじゃないかという風に思っております。自立的な水準につきましては、単年度で収支均衡が図られる状態と、ある意味当たり前の表現ですけども、単年度で収支均衡という水準を自立的という風に考えております。それが、何年度にそうなるかというのは、今シミュレーションの作業をやっているところでございます。それから、課題の1の2で、県支出金のあり方で、これは先ほどご説明をさせていただきましたとおり、包括外部監査で事業費に人件費がのってないのが一般的ではないということで、これに対する対応を3通りの中で、メリット、デメリット等を検討していかなきゃいけないという風に思っております。それから、自立という中で、派遣職員、県からの派遣職員をどうするのかというお話も指摘をいただいております。現在5名おりますけれども、最終的には2名削減をして、県から3名ということにしたいという計画を持っております。最終形の3名というのは、県と協会の総合的な連絡調整を行う事務局長の立場1名、県との負担金事業、連携事業を行う職員2名という風に考えております。課題1の3の、その下ですけども、人材育成のための方針または計画は策定をしていきたいという風に思っております。それから、課題の2というところで、協会が実施すべき事業の整理ということで、協会が実施すべき事業か否かを見直して、県の負担金として行っている事業について、整理をする必要があるという風に思っております。これはすべての事業について必要性、役割分担、専門性、効率性の観点から見直しを行いたいという風に思っております。ご指摘いただいた過程で、海外誘客事業について、再委託をしているものがあって、非常に問題じゃないかというようなご指摘もありますけれども、これは海外での事業ということで、専門的な事業者でなければできないものを再委託しているという状況でございます。それから、その下の課題の3ですけども、人件費等ですけども、先ほどのお話のとおりで、給与を含めた賃金体系の見直しまで踏み込んでやっていかなきゃいけないんじゃないかという考えを持っております。それから右側に、包括外部監査の指摘で、モニタリングを毎年やっていく必要があるというご指摘をいただいております。これにつきましては観光部長、それから協会の専務をトップとして毎年、翌年度の事業計画に反映できるような時期に、間に合うようなタイミングでモニタリングを行って、その結果を翌年度の協会の事業計画の改善に活かしていくことを考えております。課題の4の公益法人制度改革の取り組みということでございます。来年4月に一般社団法人に移行して、この後なんですけれども、16億の余剰財産というものは、いずれかの時点でゼロにするように公益的な使い方をしなきゃいけない。これがずっと減って参ります。減りっぱなしだとゼロ、ひいては赤字に転落をしてしまうということですので、その間に収益事業というものを右肩上がりの線で、収益事業の方を伸ばしていかなきゃいけない。そのマイナスとプラスである程度まで下がっていくけれども、ゼロにならないで、右に上向いていくというようなイメージを描いております。何年度に設定をして、上向きにしていくのかということを経営シミュレーション作業をしているところでございます。最後に長野県観光の現状と課題ということで、データでみる長野県観光というもので、添付をさせていただいておりますので、またご議論の中で使わしていただければという風に思っております。時間の関係でまずは一通りの説明ということで、恐縮でございます。

【福田委員長】

はい。資料1で県の政策の中で、観光の中でということでは特にないと思うんですけど、資料2からですね、こう色々課題とか出てきて、監査の方からの指摘を受けてこういった資料に、特に5ペー

ジあたりから県との役割分担とか会員ニーズに応えられていないみたいなこと。7ページですか、数値的なものも出ています。このような形での経営が実際なされているということだとか。監査を受けて何をしているかということではなくて、24年度の施策体系という中で、会員事業、自主事業、県負担金委託事業というか、この表があつて、県委託という中で、県との関係というものがまた見えたりとか、こういった中で見ていく中で、ご質問とか、追加資料請求とか色々あれば。

【酒井委員】

会費収入で、民間の事業者はゼロなんですか。さっき県と市町村という風に言われましたが。

【野池観光部長】

民間もございます。

【酒井委員】

どのくらいあるんですか。収入のうちの会費収入というのは。

【観光協会】

77市町村から1,375万円いただいております。そうしますと、1,900万円が会費事業ということになりますますので、その差額が民間からの会費となります。

【丸山委員】

それは、旅行会社とかそういう。

【観光協会】

そうですね、はい。メディア関係ですとか、色々な。観光事業者ですね。

【今井委員】

各市町村との連携っていうのは極めて重要なことだと思いますし、観光協会自体は市町村が会員となっているんですが、その辺の各市町村の観光行政との連携というのはどうなっているんでしょうか。どういうスタンスで、整合性をとっているんでしょうか。

【観光部長】

はい。観光協会につきましては、各市町村も独自の展開をしているわけがございます。その中で、県の観光協会の存在価値というのが、全市町村が会員として加入しているところに存在価値があると思っております。例えば観光のプロモーションですとか、PR素材を作るということでも、比較的規模の小さい町村が独自でできるかという、なかなか難しい面もあります。それと、まず個別の地域を選んでもらう前に、信州・長野県を選んでもらう、その入口をしっかりと開けるという意味もございます。そんなことで、各市町村の独自の取組に先立つ入口として、県の観光協会の意味というのは非常に大きいものがあるんじゃないかなと思っております。

【今井委員】

ここが大事だと思っているんです。現場から見ると市町村は自分の独自の観光行政があるんだよと。その上に、県が色々考えてやっていたけども、その辺の広域観光も含めて、連携をどう実効性のあるものにしていくかっていうのは大きな現実問題ですから。それともう一点、自主財源の確保と収益事業の拡充は極めて重要な位置付けだと思うんですが、なかなかそうはいつでも簡単なことではない。ウェブ活動だって民間でかなりやっているし、着地型商品企画だってどの程度旅行会社と

タイアップするかという、この辺の、どう実効性のあるものとしていくのか、そのへんはどう考えていますか。

【観光部長】

はい。自主財源、自主事業、収益事業ということなんですけども、もう十分人気商品として儲かっているのは協会が扱うまでもなく民間のエージェントですとか、商品化をする。それで、観光協会も、明らかに赤字以外ないというものに手を出すというのはいかがなものかと思っております。観光協会が行う、例えば商品開発、旅行商品開発などは、県の政策の方向と一致をさせて、政策的な方向性がある、なおかつ、最低でもとんとんといいますか、ある程度大きな赤字にならなくて済むような旅行商品として、近い将来に育つであろう、そんな商品開発をやっていくということになると思います。例えば既に、これは初めての例なんですけども、観光協会が今年試験的に取組んだ旅行商品がありまして、それがワインツーリズムでございます。着地型旅行商品の第1弾ということで、これは県の方で、長野県全体を信州ワインバレー構想として、ワインを売り出していこうという政策の方向性を持っていますけれども、それと同じ方向で、行政ではできないワインツーリズムをこの着地型旅行商品の第1弾としてやっていこうということで始めたものでございます。一例を挙げるとこんなことで、県の政策と方向性を一にして、なおかつ、商品としてもきちんとして育っていく可能性がある、そういったものをしていこうと思っております。

【福田委員長】

これは具体的にどのくらいの成果が上がっているんですか。来ている応募とかどんな状況ですか。

【観光協会塚田専務理事】

先週募集を開始したものですから、団体の問合せは若干1、2入っています。県外ですけども。第1号、1便の方の予約が今入ってきています。9月8日はもう満杯です。

【福田委員長】

これは県がプログラム化して、どういう感じでPR、売り込んでいるんですか。

【観光協会専務理事】

今回初めてのケースになりますので、塩尻市ないし塩尻観光協会とのコラボレーションになります。従って私どもの方ではホームページ等でこれを掲載して、協会の方も第2種をとりましたので、そこで商品化をしたいと。塩尻の方では具体的に実行いたしますので、それぞれの協会ベースでのプロモーションなり宣伝を行う。これからの話になってきますね。1つの試みです。

【観光部長】

こういうことができる前提として、国内旅行の商品の販売ができる第2種旅行業者の資格を取らなきゃいけない。それを取ったところでございます。

【福田委員長】

そうですか。

【浅井観光企画課長】

塩尻はそれを持っていないものですから、できない。それを県の協会が代わってやるという、市町村との連携ということだと思います。

【福田委員長】

ということは、色々なエージェントの競合になってくる。

【観光部長】

ええ。ただ、黙っていても旅行商品として一人立ちしていくところは、エージェントが自分で商品化をするということですので、そういったところに敢えて入っていくことにはなかなかならないと思います。

【観光協会専務理事】

これからの協会はですね、色々な意味で収益事業といえますか、経済活動に近いレベルでの活動することになると思うんですね。今まではベクトルからいきますと行政的な位置で、それから支援的な立場で物事を行ってきたわけですけども、限りなく経済的なポジションのところに移行するわけですけども、そうしますと今の収益的な事柄も独自で行うこと、それからコラボレーションは、基本は私はコラボレーションだと思っていますけれども。それから、あと完全にエージェントさんのようなマスマーケットの話っていうのはエージェントさんが最も得意とするところですので、そういうのは私ども商品造成支援みたいな関わりになると思います。だから、幾層かの段階をもって活動を行うことになろうかと思っています。

【福田委員長】

そうですね、この内容を見ていても中身的には差別化相当されていますね。

【観光協会専務理事】

そうです。ちょっとこの表を説明させていただく時間取らせてもらっていいですか。

それでは簡単に説明させていただきます。今まで、これは協会が進めている話でございますけど、協会のスタンスで、県の役割と違いがうまく見えないというのが、やっぱりポジショニングの問題が1つありまして、今までは行政のところの具体的なプロモーションの部分を観光協会が行っているという、そのポジショニングでいけば同じ土俵にあったわけで、県の方に移ったり協会の方に来たりして点線マルと二重マルが行ったり来たりということで分かりにくいと思いますが。資源といたしましては、そこに県民利益の実現と書いてありますけれども、協会も長野県も、目的とする行動は同じでございます。これをどういうふうに役割分担をするかということがこれからの課題になっていると思います。長野県の諸々の、県の観光ビジョン等、これは行政のビジョンでございますから、経済活動ができないわけでございますので、先ほどの資料でございますように、私どもひとつひとつビジョン等をですね、個別の経済的な具体的政策に変換をかけまして、ポジショニングは限りなく右の上、縦軸は民間の位置。それから先ほどお話のありました地域主義なのか全県主義なのかという縦軸と民間なのか行政なのかという縦軸。それから、横軸につきましてはですね、経済利益を出すっていうことは、直接的にあるのか、間接的なのかっていう目的は同じなので、それをさせていただいて、右側の直接経済利益の追求になりますし、左側は支援という概念になるかと思いますが。私ども観光協会のポジショニングも今申し上げましたような位置にいたわけでございますけれども、なるべく民間ないしは地域に近いレベルで直接経済活動をコーディネートする立場にポジショニングを移さないといけないと思っております。それが今回の図でございます。そこのところで私どもは具体的な政策に変えたものをどういうふうに経済利益として転換をかけるかという、民間の企業様ですとか、地域の行政の皆様ですとか、そういう皆さんとですね、いわば支援対実行という立場ではなくて、共同体的な連携、造語でございますが、どういうことかという、支援対実行という関係ではなくて、利益とリスクを共有するという立場から共同的な事業を立ち上げていかなければいけない、こういうふうに思っておりますので、この表がそういうふうに私どももポジショニングを図る、ポジショニングの変更を図れば当然その役割は変わってまいります。目的は最初から県民利益の実現ですから、目的は

全く変わりません。役割はそこで変わってくる。我々のパートナーシップの組み方は、今申し上げたようなパートナーシップの組み方をしていくという考え方でございます。右側には、それを文章化しているところでございます。

【観光部長】

あくまでもイメージということです。

【観光協会専務理事】

お尋ねの部分につきましてはイメージとしてご理解いただければと思います。

【福田委員長】

すごくわかりやすいと思います。官民共同のプロジェクト化をしていくということですね。重要なことだと思います。働き方をこういうふうにもた変えてくるということで。何か他にございますか。

【酒井委員】

今のこのことで、観光協会の話をしているんですけど。行政の点で少し聞きたいんですが、今観光部という非常に大きな組織があって、やっているわけですね。そういうものがこういうことも実現してくると、組織自体が変わってくるのかどうなのかというのを一つお聞きしたいのと、以前何年か前に観光部的なものはほとんどなくて仕事していたわけですね。それと今の関係と、将来に向かっていく方向っていうのはどういう関係があるのかわからないんですけど、それを教えていただきたいと思うんですが。

【観光部長】

観光に関する行政の位置付けというのが、昔から紆余曲折のあった経過がありまして、ある時は行政における観光っていうのは係程度でいいと。観光協会が自立的な関わりの中で、当然にやっていくべきで、それができてこそその観光協会だということで、事業費はほぼ観光協会の方に執行、全部お任せをして、ただ、人も県から観光協会に沢山出す、事業を行うのは人とお金を観光協会に集めてやるという時代がありました。それが村井知事になって、観光行政というものが非常に重要であると、それは民の立場の観光協会のできる、できないじゃなくて、行政として、しっかりとした軸足があってこそその観光行政であるということで、これは、一足飛びに課じゃなくてですね、観光部ということで、明確に長野県の重要産業ということで位置付けをしたわけでございます。今のお話で、そのスタンスが変わるかということ、変わらないと思っておりますし、ますます重要になってくるというふうに思っております。市町村からの色々な期待もですね、県の方で、これだけ地域間競争の厳しい時代に、信州長野県の観光がどういう方向に向いていくのかというのは非常に大事だということで、強いリーダーシップを発揮して欲しいというような声がございます。行政としての位置付けは変わらないわけですが、具体的に長野県に1人でも多くのお客さんに来ていただきたい、お金を沢山地域に落とさせていただきたいといったときに、行政が営利の事業をできるかということ、それは明らかにできないということになります。じゃあ、例えばJTBさんとか、日本旅行さんとか、エージェンツに任せてできるじゃないかとなると、それもなかなかできなくて、先ほどのどこにいかうかな、何産のものを買おうかなといったときに、具体的に何々町、何々市何々という観光地がすぐ頭に浮かぶものがありますけれども、まずその選択肢として信州長野県というのを選んでもらう、そういったことが大事ということで、お客さんのある意味厳しい取り合いになっているときに、エージェンツが代表してその長野県全体の誘客を担うというのが、これもまた難しい話でございます。そこに77市町村と県が加入している長野県観光協会の存在意義というものがございます。立ち位置というか、存在意義は今も変わらないんですけど、行政と観光協会がどういう事業の分担でやっていたかという点

に限っては、きちんともう一度見直して、営利に結び付く事業、経済活動をやっていくってものさしをあてたときに、県直営っていうのがいいのか、観光協会にお任せするというのがいいのか、とこのをしっかりと見直す作業をやっていくというのは重要じゃないかと思っております。

【福田委員長】

逆に言えば、県の部の方の、観光部の職員さんは何人くらいいらっしゃるんですか。

【観光部長】

部は、現地機関を抜かして県庁の中で約 50 人です。

【福田委員長】

そこは多いですね。

【観光企画課長】

そこは、観光プラスですね、国際課っていうのも観光部の中にありますし、あと、観光とはちょっと違う分野の移住ですとか、ブランド推進、こういった部分も今観光部が所管しているものですから。

【福田委員長】

観光部の中でも、観光部門を特にやっていくところは、何課という形になりますか。

【観光企画課長】

そうしますと、私ども観光企画課と観光振興課がメインになります。そこですと 20 人ちょっと、25 人くらいです。

【丸山委員】

僕も長野県にいたときに、田中知事が、これは商工部にあったのかな、観光関係をやめて、民間の方にやれるならとやってきましたよね。あのときの弊害はなんだったんですか。あの時から変わったことは、国内旅行は 1 千万人減っていますよね。信州もずっと減っているわけですけど、減り方がスキーがかなり減っているの、色んな分析あるけど、減っていますよね、かなりの勢いで。新幹線が来ているにも関わらず。それで、当時民間、民間っていうのかな、独立の組織でやれと、やりましたよね。あの時にどういう弊害があったんですか。

【観光協会】

株式会社化ということが打ち出されまして、市町村からの会費を全部お断りしましたので、要はオール長野県として市町村と連携してやっていこうという関係が無くなったということだと思います。

【丸山委員】

お金が出なくなった。県費だけだったんですね。

【観光協会】

平成 21 年からまた市町村からも会費をいただくようになりました。

【丸山委員】

知事が代わってから。

【観光協会】

そうですね。オール長野県で観光産業を振興しようかと。

【丸山委員】

全体の事業費もかなり小さくなったんですか。

【観光協会】

事業費は同じです。

【丸山委員】

じゃあ県が沢山出して、市町村からはもらわなかったんですか。

【観光協会】

観光協会に13人県から出向がありまして、観光協会で作るっていう話でした。

【丸山委員】

あの時の矛盾は市町村、県全体、県と市町村の間の話し合いが少なくなったんですか。

【観光協会】

そう思います。

【福田委員長】

現場の地域のことに精通している市町村との提携が切れちゃうとやっぱり難しいですね。先ほどの今井さんの話のように。

【丸山委員】

だけど、それも不思議な話でね、今、私の率直な感想は、お客さんからの視点が一個もないですよ。県と観光協会に。これはもうほんとは阿部さんと話さなきゃいけない事柄で、ここであまり長々と話す必要はないと思うんですけど、県と観光協会はどういうふうに役割分担するかとか、それぞれの市町村に観光協会沢山あってそれはどう役割分担するか、そんなことばかりやっていて、実際客数は下がっているわけですよ。沖縄が一人勝ちしているわけですよ。長野県はある程度負けていたという評価。そうすると、お客さんをどうやって増やしていくかって、どこにもないですよ、ペーパーに。つまり、ここにあることっていうのは、宮崎県でやっていること一緒なんです。信州っていうのは、ブランド県ですよ、長野っていったらぱっと思い出すのは山とか、きれいだとか、雪とか、そういうのをどうやってマーケットでとんがらせて、何を売っていくのかっていうことが1つもないんですよ。さっきから総論的な事ばかりで。これだって、エージェントの方に行くって言うだけじゃないですか。どうしてこれがよく整理されているのかよくわからない。長野県の観光で、お客に対して中国人とか、例えば九州の人とか東京の人に何を売るっていうのは、そういう議論はしているんですか。どうとんがっていくんですか。どういう話をしているんですか。30人で。長野県で、何をこれからしようとしているんですか。

【観光部長】

今ですね、とんがった議論の一番の先頭に立っているのが、地域マーケティングを、いや、地域ブランディングを県として本格的にやっというということで、この4月にブランド推進室というもの

を立ち上げたところです。

【丸山委員】

組織はいいですけど、何を売るといふか。ブランディングってなんですか。

【観光部長】

そこも含めてですね。今年度中にブランド推進戦略を作ってやっていくという取り組みが、今、一番力を入れているものです。

【丸山委員】

例えば、シンガポールが 300 万とか 350 万くらいの人だから、長野県の倍くらいの人口ですけど、あれだけ観光客を呼んで、カジノみたいな施設も作って、増えていますよね。ああいうものの勉強とかもされているんですか。つまり、長野県の 200 万くらいの人で、これだけの地域ですよ。地勢学的に特色あるわけですよ。そこをどうやって、中国の団体とか家族連れとか中高年とかに、長野県全体で入口を増やすためにどうするのかということについて、提携はないんですか。それがすごく信じられないんですけど。

【観光部長】

施策の中身ということになってきますので。

【丸山委員】

一言ですよ。どうやって入口にもってくるかっていうのは。

【観光部長】

まさにおっしゃったとおりなんです。そのワンボイスがないっていうのが今の信州の弱みなんです。

【丸山委員】

これから考えようと。

【観光部長】

そうなんです。要は今まで安住しているのは、駄目だっていいですか、多様性、多様すぎる魅力っていいですか、多様性の中に安住していたっていうのが恐らく長野県観光の現状じゃないかと。

【丸山委員】

多様性って何なのかわからないですね。

【関委員】

多様性って具体的にどんなことが多様性なんでしょう。

【丸山委員】

ここで議論したいだけなんで、観光は民間がやればいだけだと思っんです。例えばですよ、長野県で、百名山のほとんどは長野県にありますよね。その、山っていうのをもっと山登りとか、中高年の登山する人は増えているから、そのためにお客から見ても一番のポイントっていうのは途中で危険だとか、山小屋が汚いとか、トイレが汚いとか、そういうことですよ。そうしたら、トイレだけを、百名山のトイレだけを抜本的にきれいにするとか。そういうような、とんがるっていうんですかね、観光用語で、そういうことって議論されてないんですか。

【観光部長】

議論しています。

【丸山委員】

それは何ですか。それを聞きたいんですけど。

【観光部長】

今ですね、さっきもちょっと申し上げた、とんがる、ピークを上げて裾野を広げるっていう考え方が長野県ではなかなか許容されてこなかったっていうのがあります。

【丸山委員】

それはいいんだけど、今何なんですか。

【観光部長】

材料はたくさんありますので、その作業をしています。

【丸山委員】

その絞込みがされていないのもあるということですか。

【観光部長】

そうなんです。

【丸山委員】

山をやるわけではないんですか。

【観光部長】

山も今年信州山案内条例っていう、全国でただひとつの山ガイドの条例を作っています。

【丸山委員】

ただね、お客さんはね、中国の上海の人はですよ、150人の団体はどこに行くのかっていうと、北海道とか沖縄とか無限にあるんですよ。選択肢が。その中で長野っていうので、勝負しかけるわけですよ。それ自体もまだないんですか。

【観光部長】

山岳観光は年間60万を超える全国屈指のレベルです。

【丸山委員】

少しでも伸ばすポイントは何なんですか。マーケティング的には。

【観光部長】

山も温泉もスキーも食も、色々あってですね、とんがるっていうことをなかなかやってこなかったっていうことに一つ大きな課題があるっていうのが地域ブランディングに本格に取り組むきっかけです。

【丸山委員】

明らかにだつて下がっている、目立たないから下がっているだけで。だから、言わなくてもほとんどわかりますよね。僕は先ほどのこの資料のほとんどがわからないんですけど、何を意味しているのか。お客から見て何を意味しているんですか。それは組織論だと思うけど。そんなこといつまでも言っている。

【観光協会専務理事】

それはですね、組織論というよりもですね、先ほどの、一つには何をとんがらせるのかっていうのはブランディングですから、私の立場からまだ申し上げられませんが。

【丸山委員】

立場はいいですよ。ブランディングって何なんですか、みんなここにいるじゃないですか、観光関係の方たちが。

【観光協会専務理事】

今ですね、このことについて言わせていただくと、お客様に一番近いエリアっていうのがどこにあるかっていうと、やっぱり民間で最も競争しているところが一番強いわけですよね。このところが一番必要だと思っております。従って、このところは私どもはどのようなところでその事業をしていかなきゃいけないかという、そのお客様に一番近いところでやっていくということです。

【丸山委員】

お客さんに近いと主張したって観光収入とか経済活動することにならないじゃないですか。そんなことわかっていることじゃないですか。だつて、これ利害関係の調整じゃないものね、地元の。

【福田委員長】

まあ、要はこれからです、ってことですね。今まで。

【丸山委員】

そうしたら、それは役割分担以前の話では。

【福田委員長】

そうですね。

【酒井委員】

市町村なんかだと今、具体的に伊那市もどうあるべきか、ということで、目玉とすれば国内の学習旅行とか、あるいはアジア系の学習旅行とかね、学習旅行の海外版っていうのは、県の観光協会に入って、斡旋をして、それでエージェントも入ってやっているんですよね。そういう形で観光協会としての役割、行政も多分絡んで、そういうことやっている。それで、今、山岳観光をやっている。そういう中で国立公園、南アルプス 50 周年迎えると、迎えればいいものじゃなくて、今おっしゃったような、そういう視点とかでやっていかないと、山岳関係だめでしょうと。だから、山の食事をよくしましよとか、山のトイレをきれいにしましよとか、まさにそういうことをやらないといけないっていうことで、やっとうちも議論が、山岳観光地を中心にすえましょって中で、そういう議論が始まったところで、要はこれから進んでいくっていう状況なんですね。

【福田委員長】

むしろ今まで漠然とした、特定の人にば一っと投げていたんだけど、ターゲット、例えば外国人、中国人、韓国人、欧米それぞれ違いますし、この首都圏なり山をやられる方なりとかいう形、ターゲットの絞り方とか、でもまだその辺がなっていないんで、その辺委員会の方が逆に県の方とどう分担とか、市町村とどうとかいって、ここは逆にこちらがまとめる話かなっていう気がしなくもないですが。

【今井委員】

それはこれからこちらで議論されるわけですね。

【丸山委員】

ただ、聞きたかっただけで、当然観光の話なんでね、あと、これからじゃあ、逆に10%ずつ伸ばすとか、2倍とか書いてありますよね、それがこれで2倍とかいうことがないと2倍って言えないですよ。

【酒井委員】

そういうときに、観光協会なり民間なり行政の役割を、どういう位置でそれぞれ活躍していけば、目的達成できるかっていう骨組みができれば、いいと思うんですけどね。

【丸山委員】

私がおね、産業雇用局で昔やったときに、試しに雇用と職業訓練関係の人っていうのは県に何人ぐらいいるかって調べたんですよ。そうしたら2千人以上いたんですよ。国も県も市も、雇用関係の仕事をしている人っていうのは、公的なお金で、2千人いたんですよ。それで、職業紹介のホームページも県と市と国があって、一つの仕事になっていますから、あれをまとめたんですよ。インフラがどのぐらいあるのかをまず調べなければいけないですよ。一体何人の人が観光に公的な立場で関わっているのか、あと、お金は本当にいいわけですよ、人件費がいくらで、パンフレット代にいくら使ったと見たらいいと思うんです。それで山なら山で、5年間やろうかと。トイレきれいにするのに10億円かかると、そうしたら10億円をそこに入れるとか。そういうような投資を作るのが一つの、現場に近いところで、情報が集まるんだからということなんじゃないですか。あと当時考えたのは長野県で、2、3億だったと思いますけど、予約エンジンが付いている、もう古いですけど、ウェブを立ち上げて、そこに行けば旅館、交通機関、アクティビティ、各現場での、それもすべて予約できるような検索エンジンに投資しようとか、そういう様なインフラをやったり、それこそ入口に来ないですよ。お客が。そういうのを聞きたかっただけ。それをこれからやるということですか。

【観光部長】

もちろんその計画に沿った取り組みもあるんですけども。

【丸山委員】

だけど、感覚的に観光協会と県の60人でしたっけ、その人たちがすごく小さなことを考えている。ワインバレーは、これで5,000円ですよ、悪くはないですけど、100人で50万ですよ。大勢に影響しないですよ。経済活動的には。ブランド的にはあるかもしれないですけど。ワインバレーとって成立したら、そういう視点っていうのが全然入っていないので、心配といえば心配ですけど。

【観光部長】

ワインバレー構想も今進めています。

【丸山委員】

言うのは簡単だけど、実際には競合相手がいるわけですよね。

【福田委員長】

そうですね。

【丸山委員】

ワインバレーだって。宮崎に一番いいワインがありますけど。

【福田委員長】

よく観光のときに色んな地域が、自分たちがどうしたい、どうしたい、を主張するんだけど、そうではなくて外側からどう見られているとか、外側が何を望んでいるとか、ライバルがいっぱいいるという視点ではないんですね、自分たちはどうしたい、どうしたいなんで。ブランディングって言われるんだけど、ブランドかどうかを決めるのは消費者とかマーケットの方なので、自分たちがいくらブランドですよって言っても、傍がどう評価するかわからない。私はそう思っているんで。商品にしてもですね。

【丸山委員】

私はここで言いたいのは、さっき言った、どのぐらいのお金がね、本当にお金とか人数が観光部行政、観光推進の中で使われていて、それをまとめてみて、それで重点を決めて、細かいやつは捨てて、あるいは民間でできることはやめて、重点を決めてやったらいいと思います。

【酒井委員】

うちの市長は観光に力入れるって言うんですけども、例えば今 30 億の消費を 100 億にしろと言っているわけですよね、それはじゃあ、100 億って、何億でもいいんですけど、じゃあ、30 億を 40 億にするには、何がどうなって、それにはどういう風にして、それには担う皆さんがどういう役割分担をするかって整理がされてくると、その目標に向かって、実現可能なものでなきゃ駄目なんですけど、そういう整理をしなきゃ駄目だなって今、お聞きして勉強したところですけどね。

【福田委員長】

今後、委員会もどういう風にまとめるかっていうも全部難しいですけども、役割分担なりちょっと取り組みへの提起みたいな形なのか、ちょっとわからないですけども。

【丸山委員】

ただ、少なくともね、達成目標の設定をこういうふうにするなら、いつまでにするのかとかですよ、観光消費額だってこれではつかめませんから。

【観光部長】

これは、今年度、最新年度の今の計画の目標です。

【丸山委員】

計画には日にちがなきゃ計画にならないですよ。達成する計画が何年度に達成するんだとか。

【観光部長】

24年度です。

【丸山委員】

24年度に4,000億にするんですか。

【観光部長】

ええ、だからこれが先ほどの話で、20年度に作ったときはこういうハードルの高い目標を掲げたんですけれども、厳しいですね。

【丸山委員】

今度はこれを下げようというわけですか。

【観光部長】

下げるってことじゃなくてですね、現状の進捗状況は非常に厳しいものがあるということです。

【丸山委員】

要は聞かせていただいて、やり方がもったいないなと思ってね、仕事の仕方が。それだけの人数の人がある程度数億円のお金を使って、いまだに長野県って言ったら、中国で長野県とかね、台湾で長野県があそこにあるってなってないわけですよ。それはあまりにも細かいものに、人とか小さなお金を投入してきているから、思い切って、さっき言ったように山でもいいですけど、百名山なら百名山って絞ってやればいい。そうすれば、7割ぐらいの市町村は、長野でいうと関係ありますよね、百名山ね。そういうことやっていかないと、政策転換を思いっきりしたほうがいいんじゃないのかな。

【福田委員長】

私は、これはこれで重要と思っていますよ。市町村と連携とか、呼んでくるっていう中では重要と思っているんですけど、要はこれだけ付いている中で、あまりにもこういうのが施策とか抽象的すぎて、誰が who とか what とか、そういう部分が何もないので、ちょっと漠然とし過ぎだから、いくらキャンペーンとかプロモーションとかいってもさっぱりわからない、やっぱりそこにどうプライオリティをつけていくとか、もうちょっと具体的話が見えないのかなと。

【丸山委員】

民間の業者からいうというとな、一番助かるのは、県なり観光協会でもいいんですけど、宮崎だってコンベンションセンターって言うんですけどね、知事を筆頭にして、中国に行くのはいいですよ、それは、儀式しなきゃいけないから。中国、台湾、韓国、それは頻繁にやっていると思いますよ。それから、着陸料を安くするとか、大型のコンベンションを引っ張ってくるのはJTBとかシーガイアとやってできるので、涉外に行くのは、そのときにやっぱりインセンティブ出すとか、そのぐらいのことですよ。そういうことをやってもらった方が、こういうことをやったのより全然民間受けはいいと思う。こういうのは、絶対行政に知恵がないもの、ここまで、できないもの。だって、500円とか1,000円儲けている業界ですから、1泊1万円でもそんなに儲かっても1,800くらいしか儲からないんだから。

【福田委員長】

ちょっと今日はここで。協会のあり方っていう形でちょっと議論が、ちょっと委員会の中でまとまらないので、とりあえず、追加の資料とかあったら請求させていただくということで。

【観光部長】

わかりました。

【水本委員】

それでもね、私、去年からやっていたんですけども、部長代わったり、専務理事が来られたり、今まで本当に何もなくて、ようやくここに来てですね、去年あたりから力が入ってきていると思います。

【丸山委員】

旅行業界だと、4つしかないんですよ、ブランド県。宮崎とかこう言っちゃいけないけど島根とかは、お客さんの頭にぼんと浮かばないんですよ。長野は浮かぶんです。信州で。言わなくても山とか空とか綺麗っていう風に、あと、空気が綺麗ってイメージが出来ているのにもったいないですよ。

【福田委員長】

数年前は、行きたい3県に入っているっていうか、沖縄、北海道、続いて長野だったけれど、でも行って見て、ワースト5にも入るといって、そういう県で、なぜかといったら、行って見てつまんなかったとか、食が面白くなかった、そばって特に何もなかったとか、そういう形なんで、だからその落差が大きい県というか、もったいないなというイメージはありますね。イメージはすごく抜群なんですけど、行って見てがっかりする中ではワーストに入っちゃう。

【今井委員】

健康観光が長野県のやっぱり大きな1つの宝であると、私は数年前から思っています。

【丸山委員】

政策に影響するような人たちでの、こうゆう様な議論をする場所を作るとか、そういうところからやらなきゃいけない話ですね。健康観光っていっても、佐賀だってガンの最先端の施設を知事がアピールしているし、神戸だってそうですね。

【福田委員長】

観光立県長野とか言わないで、もうこれで生きるっていう、長野の観光はこれだよってものが逆にボンと出てこない、ってことですよ。観光立県なんてもう言い尽くされちゃった言葉で。その辺を今後どうするかということですよ。

【観光部長】

ちょうど今、来年度初年度のビジョンを作っているところですので、ぜひまた色々お聞きをさせていただきながらやっていきたいと思っています。

3 松本空港ターミナルビル株式会社

【原山企画部長】

県の企画部長の原山でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、私どもの所管しております松本空港ターミナルビル株式会社について内容をまずご説明をさせていただきます。資料の1をご覧くださいと思います。ターミナルビルの概要についてということで、左側ですが、上から4つ目の丸、業務内容というところにありますとおり、空港ビルの施設の賃貸業、それから空港ビル施設の維持管理がメインの業務になっております。それから、下の方に出资者と割合とありますとおり、長野県が2億5千万、50.5%の出资割合となっております。代表取締役社長に和田副知事が就いているという状況でございます。右の収支状況でございますけれども、22年5月末にJALが撤

退をいたしました。それ以降、賃料収入が大幅に減少いたしまして、平成 22 年度、23 年度決算においては経常損失を計上したところであります。24 年の 3 月末に減損会計を適用しまして、来年度の減価償却費を圧縮しました。それと共に 27 年度を最終年度とします中期経営改革プランというのを策定したところであります。このプランの説明については、畑中専務、ターミナルビルの専務の方から説明をしていただきますが、資料 2 をちょっとご覧いただきますと、施設の概要ですが、所有物件につきましても、ターミナルビルほか貨物ビルがございますけれども、斜線で示されたところがターミナル株式会社の所有物件でございます。その施設の貸付先でございますが、F D A、それから売店事業者等への貸付け、あるいは県の空港管理事務所に対する貸付けということになっております。右側が、ターミナルビルの平面図でございます。資料 1 の説明はこの程度としまして、畑中専務の方から経営改革プランの方の説明をさせていただきます。

【松本空港ターミナルビル畑中専務】

ターミナルビルの畑中でございます。よろしく願いいたします。私の方から、資料 2 の中期経営プランについて説明させていただきますが、今部長からお話がありましたとおり、22 年の 5 月に日本航空が撤退しまして、フジドリームエアラインズ(F D A)に変わったということがございます。変わったことによって、収入の柱になっている賃貸料が大幅に減りました。それまでの 4 分の 1 ないし 6 分の 1 ということになってございまして、現状のままでは会社として継続的な経営が困難な状況に至ったということでもあります。こうした状況が生まれて以来、色々検討を重ねてまいったわけですが、安定的な経営を目指したいということでこのプランを策定したところでございます。23 年度から 27 年度の 5 か年計画ということになっております。当社のビル、これは、空港に欠かすことのできない施設でございますけれども、賃貸業という事業内容、それから職員 4 名で 365 日開業という実態から、新たな事業展開は大変難しい状況だと考えております。22 年度で 2,600 万円、23 年度で 2,600 万円程度の損失を計上したところであります。営業活動から生じる損失は 2 期連続で、また、今後もなかなか改善する見通しが立たないということで、減損の兆候を認識し、キャッシュフロー計算、総額を出してみたんですが、帳簿価格を大きく下回ったということで、減損損失を認識したところでございます。その測定を行いまして、23 年度末、24 年 3 月 31 日付けで特別損失として 4 億 4,720 万円ほど特別損失を計上しました。これによって、24 年度以降の減価償却費を大きく減らせるというメリットがございます。単年度収支を改善した上で、プランに沿って経営の建て直しを図っていきたいというところでございます。国におきましては、民間活力を使った空港経営の改革というものを現在進めようとしておりまして、今後国や県のこうした動きに対応した見直しも必要になってくると考えております。具体的な施策を①から④に掲げてありますけれども、賃料収入、①ですが、確保が一番でございます。収入を増やす方策としては、何と言いましても、賃料確保ということで、空きスペースがいくつかありますので、この空きスペースについて、広く一般の企業も含めて事務室や貨物室として賃貸をすることにしております。賃貸可能なスペースとしては、別棟になっておりますが貨物ビル、ビル本体の多目的ホール、あるいは整備事務室、会議室等でございます。現在業界団体を通じまして空室情報、これを流していただいて、借り上げていただける企業というものを探している状況でございます。そのほか、設備の使用料の収入として、ボーディングブリッジという航空機に乗るための橋みたいなものがあるんですが、これは国際チャーター便においては別途いただけるものですから、そういった国際チャーター便を増やしていただくこと、これは増収につながるということで、県当局の働きかけに期待をしているところでございます。それから②として、附帯事業の充実を挙げております。ビル内電飾看板広告、これが現在活用されていないものが結構ございます。撤退されたという状況もあるわけですが、県内外の企業等に広告を掲出していただけるようなセールスを積極的に行っていきたいというところでございます。それから、物産展の実施ということで、平成 22 年度から取組んでおります。就航地の北海道、それから、南の九州沖縄ということで、2 つの観光物産展を積極的に開催しております。22 年度で北海道 2 回、九州沖縄で 1 回、静岡 1 回で 4 回です。23 年度は

北海道が2回、九州1回で、今年度も3回の計画をしております。それから、広告媒体の提供、これは物産コーナー等ありますので、こういった活用で収入を上げていきたいと。それから、3点目、営業支出の削減でございますが、徹底した見直しを行って報酬・給与等のカットをはじめ、清掃費、保守・点検料、事務費など、諸経費の削減を図るということにしております。4点目は、空港の未利用スペースですけれども、ビルの魅力を高めるということで、環境整備や情報発信をしていきたいと思っております。右上に27年度までの数値目標を掲げてございます。経営環境が大きく変わりました22年度決算、23年度決算、それから24年度から27年度の数値目標を記載してございます。表の中ほどに営業収支の欄がありますけれども、23年度までは赤字でございます。プランに沿って立て直しを行って24年度には若干の赤字ということで、27年度までには440万円ほどの黒字にしていきたいという計画でございます。そのために、先ほども申し上げた減損処理を行ったということでございます。説明以上でございます。

【企画部長】

それでは資料3の方をご覧いただきたいと思っております。包括外部監査結果を踏まえた課題と対応案ということでございます。包括外部監査において意見がいくつか出ております。それに対する対応案でございますが、まず監査の視点1ということで、改革基本方針への取組状況、それから、今後の課題に関しまして、監査人の評価ということですが、改革基本方針を添付しておりますけれども、簡単に言いますと、県関与の見直しということで、筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たした上で、将来的には県の関与を見直すと。具体的には、経営改善の見通しが立った段階で、株式の第三者への譲渡等を見直しを行っていくというのが経営改革基本方針でございます。これに対して、監査人の評価でございますけれども、22年5月のJALの撤退で経営状況が急激に悪化したと。FDAが就航したけれども、取り巻く環境は厳しいと。従って、現状のまま赤字経営が続けば基本方針の達成は困難だから、見直しが必要だというお話でございます。これに対して、ターミナルビル株式会社とすれば、先ほど説明にありましておりのことでございますけれども、平成23年度決算においてはキャッシュフローベースでの黒字を確保したと。そして、23年度の減損会計の適用と中期経営改革プランの実施によりまして、経常利益を確保するという方針でやっていきたいというところなんです。県としましては、この改革プランが着実に実行されるように空港の活性化等、利用促進に取り組んで後押しをするということでありまして、それから、監査の視点2のところでございます。県の関与の問題であります。長野県の空港施策ということでございますけれども、仮に企業会計で試算した場合にはどうかという試算が求められまして、8億3,800万円の赤字ということが出てまいりました。それを元にですね、事業の費用対効果について県民へ説明する必要があるんじゃないかというお話でございます。元々空港が企業会計でやるわけではないものですから、単にそれだけでは判断できないと思っておりますけれども、何れにしても、積極的な情報提供には努めてまいりたいと考えております。それから、2番目に、空港施策と支援策、それから長野県への示唆ということで、活性化策を充実させる必要があると、それから、県として、ターミナルビルと連携して経営の建て直しを行うことが必要であるというお話でございます。これにつきましては、県、それから信州まつもと空港利用促進協議会で、下にポツがうってありますけれども、様々な活性化策をやっております。これらについて、引き続き、空港活性化策に更に取り組んでいきたいと考えております。それから、監査の視点3で、外郭団体の経営状況でございます。経営の現状と課題ということで、現状のままの赤字経営であれば、あるいは、今後とも赤字が見込まれるので、中期経営計画と事業計画を策定して抜本的な経営改革を検討することが必要であるというご指摘で、その下の事業継続性、同じような話ですけれども、事業の継続のためには経営計画を早急に策定する必要があるというお話でございます。これにつきましては、専務の方からご説明がありましており、23年度を初年とする中期経営改革プランを策定し、経営の建て直しに取り組んでいるということでありまして、27年度では単年度収支の黒字化を図って、安定的な経営基盤の確立を目指していきたいというところでございます。県としましても、経営改革プランが着実に実

行されるように、更に空港の活性化、利用促進に取り組んでいきたいと思っておりますが、ただし、今後、空港の活性化、企業強化に不可欠な大規模な設備投資が必要とされる場合、これについては、その時点におけるターミナルビルの体力にもよりますけれども、県として必要な関与ということも当然視点としては出てくるのだろうとは考えております。それから、経営再建プランの策定ということで、経営改善が困難な場合には次の経営再建プランを検討すべきであるというご提言がございます。それから下の方に経営の一体化と経営の民営化ということで、同様といたしますか、同趣旨のお話があります。これにつきましては、ターミナルビルとすれば、中期経営改革プランを策定したところでございますので、まずは当該プランの確実な実行をやっていきたいということでございます。県としても、先ほどもご説明したとおりでございますけれども、利用促進に取り組んでいきたいと思っておりますが、もう1つ、現在国会に提出されています民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案というものがございますので、こうした国の動きについても十分注意しながら今後のあり方について検討していきたいと考えているところであります。以上が、課題と対応案でございます。資料4に松本空港の関係施策、県の施策について記載しております。空港の運営・維持・管理とそれから空港の利用促進が2大柱ということでございます。それから、参考資料としまして、次に松本空港の概要書というものを、それから、その後に利用促進協議会の事業計画というものを添付させていただきましたので必要に応じてご覧いただきたいと思います。説明は以上でございますのでよろしくお願いいたします。

【福田委員長】

はい。資料3とかで、監査の方からも出ているものに対しての対応が主なことだと思うんですけど、何かご質問ございますか。

【丸山委員】

減損会計とキャッシュベースの黒字っていうのは簡単に、減損会計って、いくらぐらい減損したんですか。

【ターミナルビル専務】

4億7,500万円です。

【丸山委員】

キャッシュベースだと、すみません、いくらぐらいに。キャッシュだといくらぐらいの数値になったんですか。

【ターミナルビル専務】

今年ですか。減価償却後で74~75万ですね。

【丸山委員】

週何便発着するんですか。30便くらいですか。

【ターミナルビル専務】

毎日ですから。30便くらいですね。

【丸山委員】

週30便。離着陸両方で30ぐらいですか。

【ターミナルビル専務】

両方で30です。28ですね。4×7で。

【丸山委員】

全部FDAですか。

【ターミナルビル専務】

全部FDAです。プラス、チャーターがございましたけれど。

【丸山委員】

チャーターはときどきですよ。

【ターミナルビル専務】

ですね。年間で50回くらいですかね。

【丸山委員】

チャーターはどういうところなんですか。

【ターミナルビル専務】

ほとんど九州方面の国内チャーターです。企画は旅行会社ですね。旅行会社が企画して、種子島でありますとか、沖縄でありますとか。

【丸山委員】

行ったり来たりですか。長野から飛んで行って、向こうで過ごしてまた帰ってくる。

【ターミナルビル専務】

そうです。ここをスタートにして帰ってくるということです。

【丸山委員】

じゃあ、飛行機は待っているわけですか。種子島で待っているんですか。

【ターミナルビル専務】

いえ、多分機材繰りで持ってくるんだと。

【丸山委員】

鹿児島の方は長野に来ているってことじゃないんですか。

【ターミナルビル専務】

じゃないです。こちらをスタートにします。あと、国外が往復8便ありましたね。

【丸山委員】

それは中国ですか。

【ターミナルビル専務】

中国、それからウラジオストク、台北。

【丸山委員】

それはこっちから行くんですか。

【ターミナルビル専務】

こっちから行く方式です。双方向は1回だけありましたね。

【丸山委員】

それもFDAがやっているんですか。

【堀田交通政策課長】

いえ、FDAは国際線はできませんので、海外の航空会社の方です。

【丸山委員】

FDAは80人乗りぐらいですか。

【ターミナルビル専務】

76と84ですね。その2種です。

【丸山委員】

ターミナルビルって建設にいくらかかったんですか。

【ターミナルビル専務】

16億円。15億7,000万だったかな。そんなもんです。その内10億3,000万が借金です。それは全部返済し終わっています。

【丸山委員】

参考までに、空港全体がいくらかかっているんですか。

【交通政策課長】

360億です。

【丸山委員】

一回飛行機が飛ぶと、離着陸すると、いくらに着陸料があるんですか。

【交通政策課長】

今、FDAのエンブラエルですと、6万数千円か、7万、機種によって違うんですが、ただ現在条例で全額減免しております。

【丸山委員】

その収益はなしですか。

【交通政策課長】

なしです。

【丸山委員】

インセンティブを出しているんだね。

【交通政策課長】

そうですね、そうした格好でも路線の維持という方を優先させているということです。

【丸山委員】

FDAはそれで利益がでているんですか。

【交通政策課長】

ただですね、今の段階ですと、1日2便ですので、FDAが松本空港にそれなりの人数を置かなければならないといけないという状況ですので、かなり厳しい状況にあります。

【福田委員長】

すみません、じゃあ全体的な方の説明もお願いします。

【交通政策課長】

それでは、空港の概要書で全体の空港の状況についてお話させていただきます。3ページに沿革がございますが、上から4番目の、昭和40年に信州松本空港ができました。ただ、当時1,500メートルの滑走路であったものが平成6年に2,000メートルということでジェット化されて現在に至っているという状況でございます。施設の概要ですが、5ページを見ていただきたいと思うんですが、私も松本空港の一番の特徴は上から3番目の1というところに標高657.5メートルということでございます。従いまして、滑走路が、その下に(5)で規模として2,000メートルとありますが、現実的には空気密度が薄いという状況で、実効値は1,800メートルくらいの運用というような状況になっております。そうした中で、現在の空港利用の状況なんですが、8ページをご覧いただきたいと思います。過去からの着陸回数ということで申し上げます。一番下に23年度ですが、合計で3,718回ということで、その内、FDAの定期便が716回ということです。その他の小型機が2,243回、また公用機ということで、759回ございますが、これは県の防災ヘリですとか県警ヘリ、あるいはドクターヘリというものが759回ということになっております。着陸回数ですので、離着陸ということになるとこの倍という状況でございます。9ページのところに定期便の利用状況ということで申し上げます。下の欄の合計の左のところに平成23年度ということで申し上げますが、チャーター便を含めて、定期便も含めてのものでございますが、合計で年間7万5,537名にご利用いただいております。利用率で65.3%という状況でございます。定期便だけみますと64.5%ぐらいの利用率ということで、概ね良好になっているのかな、という状況でございます。ここにはございませんが、平成24年度について、札幌便、福岡便ともにここ3ヶ月の状況ですと、2,000人、あるいは1,000人を上回っているという状況で、かなり今年度についても上向きにきているのかなと思っております。今後、1つの空港の方向性とすれば、1日1往復の札幌便と福岡便、これを複便化というか、2往復なりできればFDAの方についてもかなりの収益の改善になるのかなという状況でございます。空港の主な状況については今申し上げたところなんですが、チャーター便の話が出まして、チャーター便が、16ページ、17ページのところでございます。16ページに国際チャーター便ということで申し上げますが、23年度におきましては、香港との間、また、ハバロスクとの間、あと台北との間、ということで実施されております。台北については、双方向で実施したということで、こちらから台湾の方に行かれる方、また、台湾の方からこちらに来ていただく方という形で実施しております。17ページに国内チャーター便ということで申し上げますが、先ほど専務の方から話がございましたとおり、全部で52便ございまして、多いのは松本―奄美が14、或いは、那覇が8、種子島4、

鹿児島 10、熊本 7 というような形で九州・沖縄の方とのチャーター便が多いという状況になっております。状況については以上でございます。

【福田委員長】

はい、ありがとうございました。

【丸山委員】

さっきの上向きになっているっていう、利用率は、飛行機のキャパに対する利用率ですか。

【交通政策課長】

そうです。

【丸山委員】

小さい飛行機だと利用率が上がりますよね。

【交通政策課長】

そうですね。

【丸山委員】

そういうことで、良くなっていると。

【交通政策課長】

はい。ただ、FDAになってからの比較で申し上げます。

【丸山委員】

松本―種子島のね、17 ページの下から 3 行目ぐらいで、行きは 217 人で帰り 74 人ですね。FDA の飛行機で。帰りは 74 人ですね。種子島から松本に飛んできた人は、この差っていうのは種子島に行って、その後飛行機じゃなくて旅行してきた人がいるってことですか。

【企画部】

国内チャーターで組んだ関係で、機材が合わないので、どうしても片道だけ FDA を使っていくということが多いんです。

【丸山委員】

じゃあ、百何十人の人は、直行便で帰ってこなくて他を経由して帰ってくるということですか。

【企画部】

そうです。チャーター便は他にもそういうケースがあります。

【丸山委員】

あと、松本―熊本ね、177 人行って 239 人帰ってきているけど、この増えた分は九州の人が乗ってきたってことですか。

【企画部】

中には、1本だけ熊本から来たものがあります。

【丸山委員】

じゃあ、熊本からきた人もいるということですか。

【企画部】

そうですね、F D Aの機材が6機しかないものですから、どうしても機材繰りのところですが松本空港往復ではないんです。

【丸山委員】

そうなんですか。お聞きしたかったのは、松本空港を中心として、お客さんの流れが増えているのか減っているのかを知りたかったんですね。増える可能性があるのか、ないのかを知りたかったんで。どうすれば増えるのか考えなければいけないですよ。あと着陸料とらないと。ここでは6,000万円の収入で、6,000万円くらい使っているターミナルビルについて、減損会計をしちゃっているので、それについてどうのこうのってあんまりいじるところはないですよ。

【企画部長】

空港の活性化策っていうのが一番問題になってくるんだろうと思います。

【丸山委員】

空港は飛行機が来なきゃしょうがないですよ。

【ターミナルビル専務】

そうですね。お客さんは少し増えても減ってもですね、賃料で暮らしているものですから、影響しないんですよ。劇的に増えていただいて、F D Aさんに儲かっただいてバックしてもらわないと。そういうことだと思います。

【丸山委員】

賃料はF D Aが払っているんですか。

【ターミナルビル専務】

おっしゃるとおりです。F D Aから私どももいただいておりますから。F D Aは事務所としてビルから借りている。県にもお貸ししているということですが。直接乗客数とは結びついていません。

【丸山委員】

J A LとかANAとか、今度はディスカウントな飛行機会社も増えましたよね、L C Cですか。あ、あいうところとか、色んな交渉はされているんですか。

【ターミナルビル専務】

いえ、直接私どもはやっておりません。県の方ですね。

【交通政策課長】

ただ、L C C自体はですね、機材的にはかなり大きなものを、エアバス320とか使って、180人くらい乗せますので、ちょっと松本空港では滑走路の関係で離着陸できないです。

【丸山委員】

100人乗りくらいまでなんですか。飛行機の種類は。

【交通政策課長】

そうですね、大体100人から。エアバス320だと大体120人ぐらいに搭乗制限をかけて飛んでいた
だくのがチャーター便ではやっております。

【今井委員】

この問題、一番大事なのは根本的な対策というか、どこかわかっているんだと思うんですけどね、
そこに集中しない限りは、なかなか小さなことをやったところで、大したことにはならないと思うん
ですよ。肝はやっぱり飛行機を使ってもら。着陸してもら。その方が広告宣伝だとか物産展だ
とか色々あると思うんですけど、それはプラスアルファが生じる話で、その議論がどうしてもね、
利用促進協議会もそうなんだけれども、上滑りになっちゃうんですよ。根本的な問題のところの話
が。なかなか、逆に言うと触れたくない部分もあるんだろうし、それから、ある意味逆にいうとどう
しても制約があるって空港なんですよ。高地でもあるし。そのことを前提として話さないと、制約
の問題を横に隠してしまうと根本的な話になかなかいかないですよ。

【福田委員長】

物理的なキャパですね。

【丸山委員】

制約っていっても滑走路を延ばすってことはかなり難しいんですか。お金のことは別ですよ。お金
がないのはわかっているの。滑走路を延ばして、もうちょっと大きな飛行機を離着陸させるって、
そういうことはありえるんですか、物理的に。

【交通政策課長】

正直言って、平成6年のときに、ジェット化したときにもうちょっと長くしたかったんですが、制
限表面というものの関係がございまして、もう少し長くすると制限表面の規定が1つ上のランクにい
きますので、そうすると高さ制限のかかる表面がかなり広くなるというような状況でございます。従
いまして、相当難しいと思います。

【丸山委員】

要するに、100人以上の、200人とか300人の長さのあるものは飛べないってことですか。そ
れがもう条件なんですか。

【交通政策課長】

そうです。

【丸山委員】

80人から100人の飛行機が離着陸する飛行場でどうにかしていかなければいけないと。

【交通政策課長】

そうですね、100名、あるいは、120名くらいですね。

【今井委員】

時間帯として、なかなか利便性のあるものではないですね。

【関委員】

利便性のある時間じゃないですよ。どちらかというと、福岡の方から松本に来る人は使い勝手がいいと思うんですけど、松本の方が福岡の方に行くってことを考えると、ちょっと使い勝手が悪いですよね。こちらから福岡に行くときには午後の便ですよ。そうすると福岡に着いて仕事できないですよ。結局1泊するとか、そういう形になりますよね。朝飛んでいけば午後から仕事ができるわけですけど。12時ぐらいにというか、午前中ですか。

【交通政策課長】

今、1日1便なものですから、そういう状況になりますので、我々の目指しているところは複便化ということで。1日2便飛ばせば、当然そういった両方の需要に応えられるようなものがネットワークとして出来あがるということをお我々は目指しております。

【関委員】

そもそもなんで元々松本から飛ぶのが12時ぐらいにしなかったんですか。

【交通政策課長】

それは当然他のところから、小牧からどこに行く、どこに来てという全部の機材繰りの中で設定させていただいたもので、機材を遊ばせないようにするために全部組んでいますので。

【水本委員】

国際定期便は基本的には飛ばないということですか。

【交通政策課長】

小さなもので飛んでいただけということになれば可能かとは思いますが、LCCですと、機材も大きくて、かなりの数を載せるものですから、ちょっと難しいと思います。

【丸山委員】

FDAが物理的に中国に飛べるんですか。100人ぐらい乗せて。

【交通政策課長】

今は免許を持っていないのでだめなんですけど、エンブラエルで航続距離3,000キロメートルくらいありますので、当然大丈夫だと思われまして、エンブラエル190で現に日本と中国を飛んでいるものもございますから。

【丸山委員】

こういう話はどこでするんですか。県の中でするんですか。要するに飛行機の便を増やさなければいけないですよ。貨物便はかなり難しいですよ。そうすると、いわゆる観光便とかビジネス便ですよ。こういう便を将来も含めてどうやったらもっと増えるのかというようなことはどこで議論しているんですか。利用促進協議会ですか。

【今井委員】

そうだけど、そこまでの議論にいてないんじゃないですか。

【交通政策課長】

現在、私ども県の新たな交通ビジョンというものを策定中でございます。今年度中に作る予定なんですけど、そういったものも、どんな形で入れてくかってことになると思うんですが、やはり航空会社とお話をさせていただかないと難しいと思います。

【丸山委員】

それはしているんですか。

【交通政策課長】

しています。

【丸山委員】

どんな感じなんですか。

【交通政策課長】

例えば、先ほど複便化というようなお話もさせていただいたんですが、そうしたことについては運用時間の延長というような話と絡めて、今、空港の運用時間が8時半から5時までなんですけど、そういうことも含めて議論というか、色んなことが絡んでくるものですから、そこら辺で航空会社とやっているということと、あと、国際チャーター便というようなものについては、旅行会社の方に、今週も行くことになっていますが、そういったところのお話をさせていただくといった中で、詰めていくということになります。

【福田委員長】

航空会社としてはどういう条件、というよりも求めてくるものはどんなことなんですか。

【交通政策課長】

当然利用率になります。

【福田委員長】

ですけども、そこに書いてあるような空港化活性化策って。これは協議会で議論して解決できる内容なんですか。

【交通政策課長】

利用率はかなり上がっていますので。

【企画部長】

福岡線に関して言えば、福岡に知事も行って、あるいは松本市長も行って、様々なPR活動をした結果によって、福岡における認知度は非常に高まったので、福岡からのお客さんは相当、利用率はかなり高まりました。

【丸山委員】

福岡ー松本だけで行ったり来たりなかなかできないですよ。週3便、4便、観光客を往復で飛ばすっていうとかなりきついですよね。複数でやればありえますよね。複数の飛行場と絡めて。宮崎に僕はいたんで、宮崎ー松本は飛ばすよね、明らかに、この距離からするとね。宮崎の人は長野に来たいんですよ。でも来れないんですよ、実質的には。飛行機は羽田から新幹線で来なきゃいけない。

旅行商品だって 14~15 万になっちゃいますよ。だけど飛べればいいですよ、松本にね。飛びたいわけですよ、善光寺に行きたいから。長野の子どもは海がないので、サーフィンしたいですよ。このようなことってどこかで話しているんですか。複数の、福岡、チャーターするかどうかは別にしていますよ、LCCが来ているので、国内の空が開放されるようになって。片道 5,000 円の飛行機が飛んでいるわけだから。複数の飛行場を絡めて松本をハブとは言わないけど、100 人単位で観光客をぐるぐる回らせる商品を JTB とかに作らせて、複数で行かせる、長野から島根に飛んで、島根から宮崎に行き、宮崎から松本に来る。そういうような総合的な話はしているんですか。

【企画部長】

今の段階ではそこまでは話はしてないです。

【丸山委員】

JAL はもう戻ってこないんですか。無理なんですか。

【交通政策課長】

今でも一応コードシェアはしています。

【丸山委員】

JAL 単体ではありえない。

【企画部長】

ちょっと今の状況では難しいと思います。

【酒井委員】

今こういう状況に陥っているっていうのは、かなりバブル的な発想っていうのがあって、地方都市には空港を作るよ。それから新幹線は走らせるし、リニアも走らせる。当然競合するに決まっているわけですよ。そうしているうちに JAL もあっちこっちやったんだけど、赤字になって縮小すると。これがここにきてしまっているんで、それだけで片付けちゃいけないと思うんですけども、こういうビルを管理している会社してみると、そういう時代背景っていうのは非常に厳しい状況であって、会社にどうしろっていうのもなかなか難しいこともね。努力はしてもらっていると思うんですけども。そういう背景があるんで、様々な努力はしないといけないと思うんですけども、根本的に非常に厳しい状況、交通政策というか、交通上ね、難しさがあると思うんですよ。

【福田委員長】

わかります。先ほどの観光部のように、まさにここ、松本空港活性化協議会の計画ってあるんですけども、観光部とかそういうところとは一緒にやったりとはしているんですか。

【交通政策課長】

当然一緒にやっております。

【福田委員長】

どういう感じなんでしょうか。

【丸山委員】

ターミナルビルをこれ以上合理化するのは、収入を一気に 20% 伸ばせっていうのは、こういう言い

方はあれですけど、かなり難しいですね。

【酒井委員】

民営化とか民間に移譲するとか、現実的にそういう可能性ってあるんですか。できないことを目指してもしようがないんだから、そうすると現実的にどうかってことですよ。

【福田委員長】

利用促進の仕組みということですか。

【丸山委員】

今の県の幹部がこの空港を維持するかどうかということをもとに決めなきゃいけないですよ。そこまで、この監査は踏み込んでいますよ。

【今井委員】

それから、利用促進のときのスタンスとして重点的にここがポイントだということを押さえこんでいかないと、例えば、今のスタンスがどうか分からないけれども、全県で利用促進をしようとしているわけですか。

【企画部長】

可能性のあるところということで、例えばですね、山梨県の利用も考えられるということで、FD Aと協議会で行ってですね、甲府でプロモーションをやったりしています。

【今井委員】

松本空港の場合、どっちかっていうと、長野県全体が使ってくださいみたいなスタンスだったわけですよ。ところが考えたときに北信だって東信だって、飛行場使わないですよ。新幹線乗っちゃうんだから。

【福田委員長】

行くのが大変ですよ。

【今井委員】

だから、PRだってもっと重点的にね、使う想定のところにはやらない限りは、私は無理だと思いますよ。

【福田委員長】

松本空港の圏域っていうか、県内での圏域はどういう形で捉えていらっしゃるんですか。

【交通政策課長】

東信っていうのはちょっと難しいんで、中南信、北信の一部、あと今部長の方から話があったんですが、山梨県の西の方を考えております。あとは、特に今年も力を入れているのは県内というよりは県外で、特に冬季の、どうしても夏の時期は松本空港の利用はいいんですけど、冬になると落ちると。全体として、年間を通じてある程度の利用がないと、どうしても商売として成り立たないという部分がございますので、冬季の掘り起こしというのにも重点的に進めております。

【丸山委員】

飛行場としては、県の方としては災害対策とか、そういうことがあるから、廃港にするっていうことはありえないんでしょう。そういう話も出ているんですか。

【交通政策課長】

今でもドクターヘリ、防災ヘリ、あるいは県警ヘリとかですね。相当な数がありますし、それに小型機もやっていますので、それで4,000のうち、定期便が700くらいなものですから、ちょっとそういった議論というのは難しいのかなと。

【丸山委員】

逆に言うと、メンテナンスのキャッシュだとか、滑走路は会社とは関係ないと思いますけれども、ビルのメンテナンスとか、滑走路に関しては滑走路のメンテナンス、これから出てきますよね。そういうものも経費をかけて、どうにかしなきゃいけないということですね。

【交通政策課長】

現在、滑走路自体も再舗装、13年経ちまして、4年計画で滑走路の張替えをやっている最中でございます。

【ターミナルビル専務】

ビルの方も18年経過で、これから更新みたいなものが出てくるんですね。設備更新や空調とか、いわゆるビルも含めてですね。それは27年の契約にしていますが、28年以降で10年くらいかけてやろうと考えています。

【丸山委員】

それは積み立てしているんですか。

【ターミナルビル専務】

いえ、積み立てはないですが、現在でキャッシュで1億2,400万円くらいの定期を持っています。いわゆる損失を出さない限り減らないですね。そういうものを使いながら状況を見ながらやっていくということで、計画には入れてあります。

【丸山委員】

この委員会でターミナルビルの経営がどうのこうのっていうことでは、あんまり、ないっていうとあれですけど。頑張ってもらっているのに頑張ってと。利用促進をすれば、観光との関係とか、可能性があるわけですよね。

【福田委員長】

ここの計画で、そういうのが、方向は今後まとめられているんで、こういうので頑張ってもらって、あとは、位置付けとしてはドクターヘリとかも、公用としての役割もすごく大きいので、どこまで黒字化できるかというか、少しでも赤字的な経営じゃない方向でやれるかと、メンテも含めて出てくるというようなことしかないんですけど。

【丸山委員】

最近ね、旅行業界で変わってきているのは、ここは観光業界だから、同じだと思うんですけど、僕ぐらい以上の人間っていうのが出てきているんですよね。63歳で役員定年とか出てきているので、団塊の世代で。海外も行くところ行っちゃっている人が多いので、安全で手作りの旅行がしたいって人

は増えているんですよ。セグメントで言うと、例えば、スポーツでも耐久スポーツ、トライアスロンとか、そういうことをやる人たちがものすごく増えているんですよ。総合的にね、細かくはあれですけど、どのセグメントが増えている、誰が移動しているのか、国内を。というのをやっていけば、週に、例えば1,000人ぐらいの話ですよ、これね、100人で10便でいいわけですよ。10便、1,000人増やすにはどうしたらいいかっていうと、プランを作って、飛行場がある、かつ、大手が撤退した飛行場がある市なり県と話していけば、あと飛行機会社と、旅行商品は無数に作れますので。エージェントに言えば。そういうようなことで10便ぐらい増やせるような気がするんだけど、甘いかもしれないけれど。サッカーチームもあるし。そういうような話ってというのは、どこかで実質的にしているんですか。調査をしたり、出張して市長同士で話すとか、県知事同士で話すとか、特に、長野は北ですよ、山ですよ。だから海があるところと話すとか。というような話はしているんですか。

【交通政策課長】

去年は先ほど部長から話がありましたように福岡なりに行ってですね、トップセールスというような形でやっています。

【丸山委員】

そうじゃなくて、もうちょっと松本空港ターミナルビルを活性化するために、宮崎も活性化したいし、島根も活性化したいわけですよ。高知も。そういう活性化したいところ同士で集まって、実質的に飛行機会社も入れて、こういう数字を元にしてやるとか、そういうような試みはされているんですか。

【交通政策課長】

そういったことというのは、やってないです。

【丸山委員】

他の県とのビジネスプラン。そういうのはされてないんですか。

【交通政策課長】

どうしても私も航空会社のところで止まってしまっているものですから、いわゆる地方管理空港のほかのところとの連携というものはやっていないです。

【丸山委員】

それこそさっきの観光でやった方がいいかもしれないですけど。

【企画部長】

今のお話というのは、これからの観光の需要みたいなものを考えたときに、そこに松本空港みたいなポジションのところはどう絡んでくれるか、という話だと思うんですね。そういったことってというのは、空港の活性化協議会の中では今までそれほど今のような視点の議論はなかったと思いますし、観光部も新たな観光の形態というものを模索しているところでもありますので、観光部とよく話し合いながら、今のようなご提言を実現化すべく検討させていただきたいと思います。

【丸山委員】

みんな困っていますからね。

【福田委員長】

全国からというか、一般人として、長野県に行きたいという人はすごく多いんです。来てみてから、

さっきも観光部で言ったんですけど、行ってみてがっかりしたっていうのだとワースト5に入ってしまうみたいなどころがあるぐらいに人気がないです、観光的にいうと。行ってみて、味覚っていうか、PRもそばっていうだけとか、善光寺行ってもそれで終わっちゃったりとか、点でプチプチなんです。でも行ってみたいと、そういう中で長野県としてもっと食のことだとか、ワインならジビエがあったり、色々されていく中で、元からある山とか空気とか、すごくいいものがあるんで、それをどう繋げるか、見せるかっていうのがすごく課題。だけど、行ってみたいっていう人はすごく多いので、観光部とセットで考えるというか、むしろ観光部もJRだとかバスだとか言ってるんじゃないで、本当にやれば点で繋がりますから。ここは観光部と、協議会とかだけじゃなくて、連携してやっていく必要がすごくあると思いますね。

【丸山委員】

ただね、行政が、長野県に来た人が、満足するように、食をどうする、どうのこうのすっていうのはできないですよ。インフラを作るっていうことで、あとはマーケットで競争する維持力がある人は勝っていくわけだから、そこはいいと思うんですけど、インフラは作った方がいいと思うんですよ。そうしたら、やっぱり飛行機を飛ばすってことですよ。固定的に考えないで行ったり来たりするとか、海外にも行ってみるとか、FDAだけじゃなくて他もかませるとか。少なくとも動くことはできると思うんですよ。さっきみたいに全体的には安全で、日本語がしゃべれているところがやっぱりいいね、という人も増えていますから。あと日本をもっとよく知りたいっていう人も増えていますので。

【企画部長】

LCCだけの需要じゃないような気がします。これからの、もう少しいろいろなところをターゲットにするってこともあるようなので。そうすれば、小ぶりの機材でも可能性も開けてくるかなという気がします。

【丸山委員】

小ぶりの機材で、限定的なので、マーケティングはやりやすいですよ。あれこれやる必要がないので。だって、100人以下の飛行機で、観光って決まっているわけでしょ。もうちょっとそういうことを話し合う場を作った方がいいような気がしますね。具体的な部分、例えば、飛行場を持っている市長とか県知事で10人集まって、各飛行場の観光を含めた活性化の知事会を作るとか、そういうような仕掛けをすれば、今委員長がおっしゃったように、途切れないでできるんじゃないですかね。

【企画部長】

わかりました。検討委員会の報告がどうなるかは別としてですね、今のご提言は積極的に対応したいと思います。

【水本委員】

6,000万円だか7,000万円ばかりの売上げで、ちょっと大鈍振るおうとすればすぐ赤字になりますし、むしろ県が空港と一体にしてもらった方が。県なんて既に8億くらい出しているわけなんで。そもそも別会社にしてやる必要があるかどうか。もうこれで解散して株主に配当しちゃった方がいいんじゃないですか。ターミナルビルも一緒に。既に空港は県がやっているわけですから。

【交通政策課長】

先ほどもちょっと出てまいりましたけれども、今、国で法律案が出てきているというような状況もございます。そういったものを踏まえながら、どうしても一体経営っていうのはずっと考えていかな

ければいけない課題だと思います。ですから、今の状況を踏まえて、そういった法律の制度改正も踏まえながら、将来にわたる研究課題として、状況を見ながらやっていくしかないのかなと思っています。

【企画部長】

今の段階では、基本的に経営改革プランに則ってやれば、一定の経常黒字の中でやっていけるってところではですね、なんで、という話もありますので、我々とすれば今の国の法案の動向もありますから、そういうものを踏まえながらやっていきたいと思っています。

【丸山委員】

着陸料とってないわけだから、基本的には今の就航している飛行機会社の賃料でビルディング運営をしているということですよ、簡単に言えば。それは、回っていると。過去の資本金もあるし。よく分かりました。

【企画部長】

空港の活性化というか、どういう風にやっていくのかっていうところのご提言を少しいただければと思います。

【丸山委員】

群馬も栃木も（空港が）ないからチャンスといえばチャンスですよ。岐阜もないですよ。

【水本委員】

飛行機1台、人数は80人くらいじゃないですか。バスにすれば1台ちょっとなんですよ。それのためにこんなに仕込んでやる必要があるのかっていう意見もあるのではないですか。

【丸山委員】

飛行場は飛行機が飛ぶっていいことですよ。

【水本委員】

確かにね。

【企画部長】

JALが撤退したときにですね、実際どうなるんだと、県民のみなさまも不安を抱かれた中で、FDAというところで命が繋がって、県民的にみれば良かったと。何とか松本空港を利用する可能性があるってことは非常に重要なことだと思います。私とすれば、この松本空港を作ったという県民の意思と、議会においてもですね、松本空港を活性化させて、例えば国際便も含めてですね、松本空港の機能をしっかり果たしてくれという声大きいものですから、そういう方向に向かってどれだけ努力できるかということだと思います。

【福田委員長】

あとはエージェントというんじゃなくて、地域の旅館組合だとか温泉とか、地域の方の受け皿としてのとか、そこの提携が見えればいいんですけど、先ほど圏域って言いましたけど、空港から行ける圏域ってとか、そこら辺の地域ってのはかなり限られてくるので、来てもらった場合のとか、そこら辺のプランを観光部ですね、あと地域ですね、市町村もね、きちっと作って行って。空港で下ろして、オプション的に空港に着いてからみんなを連れまわるんじゃなくて、ばら撒いてもい

いわけないですか。その使い方、やり方とか。そこは市町村とか観光部のノウハウできちんとプログラム化した方がいいかなと考えていますけど。

【丸山委員】

あと、FDAは立派な会社で、立派な経営者がやっていますよね。ただ、FDAの立場からすると、例えばですよ、宮崎県の飛行場は、民間が持っているんですけど、あそこのトップと会って、松本と宮崎どうかしましょうと、その後、島根行きましょうという話は切り出しにくいんですよ。ルートがないから。それを助けてあげないと。特にFDAがチャーター便でね、ともかく日本のためにやろうという意思があって、今の経営陣がいる間にそういう動きを県がして、始めの露払いをしてあげないと、なかなか民間の会社の社長であつてもですよ、県知事とか市長と面会できないですよ。実質的な話ができないので、それは露払いして、ただ、みんなどの県も困っていますので、特にANAとJALが撤退したところは。それはやった方がいいと思いますが。そうしないと、FDAが体力なくなっちゃったときすごく困りますよね。

【企画部長】

そこは共存・共栄の関係だと思います。

【丸山委員】

本当によくFDAの立場を考えてあげた方がいいと思います。ターミナルビルと一連托生の状況なので。

【企画部長】

私どもにとっては救世主でしたし、そういう意味ではFDAと共にやりたいと思います。

【酒井委員】

松本市はかなり営業していますよね。市長以下ね。

【企画部長】

そうですね。

【福田委員長】

他に何か。それでは、今後色々取りまとめに向けて聞くことがあるかもしれませんがよろしく願いいたします。

【企画部長】

ありがとうございました。

【事務局】

よろしゅうございますかね。残り時間がですね、もう1団体やるにはタイトな状況でございまして、もう1団体は申し訳ないですけども次回に送らせていただく方向でよろしゅうございますかね。先ほどそういうようなご意見があったように承知しておりますので。

【福田委員長】

次回は文化振興事業団と、あと林業公社はもう一回部局の方に来ていただいて、色々資料とかも新たに追加とか多かったのでやるということで、その2つを優先的にしますけれども、他の4つで、部

局の方にまた来てもらう必要があるっていうところはありませんか。それとも他の4つはどうまとめるかの話に持っていくということでしょうか。

【丸山委員】

僕は沢山発言したので、皆さんの方でご意見をいただいて。

【福田委員長】

こういうペーパーよりももっと細かな議事録を早めに整備してください。

【事務局】

今お配りしているのが速記版のもので、大至急一言一句起こしまして、それはまた各委員さんの方へお配りをさせていただくようにしたいと思います。第2回目はできれば今週中に仕上げ、皆さんに確認していただけるようにしたいと思います。

【福田委員長】

今度印刷してあればいいですけども。

【事務局】

前回の分は今週中にお配りをできるように。今日のものをまた整理させていただきます。

【福田委員長】

全部合わせて8月に一括して書類として置いておいていただければ、それを見ながらやると思うので。

【事務局】

わかりました。

【今井委員】

これまでのところで、改革の方針が出ているじゃないですか。それに対して説明責任を持って落としどころをどうするのかね、そこは大事なところだと思いますので。あまり変化なくてね、今までどおりな形では一体どうなっているんだと、検討したのになんかということになるんじゃないでしょうか。

【福田委員長】

監査人以上のものが出てこない、ってことになる可能性がありますね。

【今井委員】

そう。今までのものは聞いていても、そうだよ、難しいよね、って思っちゃったり。それじゃ意味がないですから。

【福田委員長】

とりあえず8月31日は残った林業と文化やりまして、あと残った他のまとめ方とかどういう形というのは、全部議事とかも細かく上がってくるので、それを見ながら何をまとめたらいいかを一回話し合って、それで足りなかったらまた追加ということになりますけれど。

【丸山委員】

ここで話したことをまとめて、行政の方にこういうことがありますから考えなさいということなんですよね。

【今井委員】

それと、今までの方針でもおかしいところがありますよね。民間に委ねるとするのは無理だと。そうすると、今までの方針を変えてもいいということですか。

【事務局】

基本的には外郭団体の検討委員会はその権限を有しているので、その検討はできる立場ではございます。今回は6団体中心にということで整理をさせていただきましたけれども、部会では今日の午前中もお諮りしましたように、既に14団体の見直しの話も出て議論もしていただいておりますので、全般的には有り得るといふことだと思っておりますけれども。

【福田委員長】

全般的には有り得るといふと。

【事務局】

全般的に有り得るといふのは、最終的には43というものは、この委員会の中で、ご議論いただくことが不可能だという位置付けにはなっていないってことで。ただ、私どもとすれば、全体の整理として6団体が重点検討団体をお願いをして、それから次にプラスアルファで各部局から見直しの必要性があるものということで、部会でご論議をいただいているという整理ですので。それがベースであるってことは押さえていただきたいと思いますとは思っておりますけれども。

【丸山委員】

今日の住宅供給公社も、自分の家がないような、そういう人が出てきていますよね。沢山ね。そういうところに対する公的な補助とかいうことは大事だと思いますね。

【酒井委員】

住宅っていうのはザーッといっぱい作ってきて、本当に必要かどうかの疑問がある上でまたずっと作ってきて。更新の時期になってきているってことで維持管理しなきゃいけないということで、いろんな問題があるんですよ。

【福田委員長】

でもどちらかというとは今は福祉政策にもなっていますね。前までは建設だったんですけど、今は福祉の意味が強いで、公社は新規を抑えてあとは管理、建て過ぎちゃったものを管理と福祉の意味と2つってことで、役割としてはいいと思うんですけども。役割としてわからないものっていうものもまだいくつか整理しなければいけないもの、観光はちょっとわからなかったですね。

【丸山委員】

観光はね、わからないです。

【福田委員長】

県庁との関係などですか。

【丸山委員】

県がインフラを整えたり、今の飛行場、飛行機を飛ばすとか、そういうことをやって、後は任せればいいと思うんですけど、結構大技ですよ。

【福田委員長】

大所帯ですから。

【事務局】

観光部はですね、村井知事の当時に立ち上げた部であるんですけど、阿部知事も色んな機能を追加してきているということですね。例えばブランドのあり方をどうするかっていうのも、別に観光部でなくてもいいわけですけども、一番その作業で対外的に発信力を求められるのが観光行政ということの中で、観光部の中でブランドの議論もありましたし、それから移住・交流ですね。今非常にこれだけ暑い時期になってきていますので、涼しいところがいいと、別荘が結構売れたりとかですね、そういう向きが結構出てきているんですね。大きな災害に見舞われない地区だとかですね、夏の涼しさとか、そういうことが非常に売りになってきて、軽井沢の周辺とか蓼科あたりの別荘とか中古住宅が結構売れてきているという、そういう人の動きが段々出てきているような部分もあるように聞いていますので、そういう意味で移住・交流というのは1つの選択肢、攻め口でもあるわけですね。

【福田委員長】

それは本庁の方でやられているわけですよ。

【事務局】

本庁と、東京に事務所がありますので、東京で動いているわけですね。観光協会というよりはむしろ移住・交流ですから、住まいとしての選択意識とか、職を求めていかなければいけないとか、そういう別の要素もあるんですけども、それも観光部の方で、きっかけが観光の面の部分もありますので、観光部に置いていると。ここへ来て機能強化を観光部にもたらしつけてきてはいるんですね。

【福田委員長】

観光というのがいいかどうかって話ですね、逆に言えば。

【事務局】

それは議論としてあります。

【福田委員長】

観光協会と重なるっていうのは、企画とかで20人という形で言われていたんですか。

【事務局】

そうですね、観光企画課とか観光振興課のメンバーがわりと重なり合っているということです。ここで言うてはいけないんですけど、行政改革課の立場からいいますとね、私どもはスリム化が好きな組織なものですから、常々に、そこに強化するならその分は、役割分担をするのならば、県の方の行政機関はそんなに人数がいなくたっていいじゃないかと。ということは当然行政改革課の方としてはやっています。

【福田委員長】

逆に言えば、観光振興課と観光企画課の方の施策事業みたいなものがちょっとわかりにくいですね。結局観光って現場なので、現場見なくて本庁の中で議論していても何にもあれですから。現場をネットワークよく動き回れないと、という感じはするので、この施策事業を入手できたらと。

【事務局】

なかなか両面ございまして、田中県政下におけるそういうシフトと、それからここにきて村井県政下で観光部を作ってきたっていう中で、今度観光協会と。確かに我々としてもですね、二重に重なり合っている部分があるんじゃないかっていう議論は常々あって、それが先ほどの資料の中にも役割分担が明確になっていないという議論になっているんです。じゃあ、役割分担を明確にするって、今、分離の方向へ動いているんですけども、果たして県政の方の組織が今までどおりでいいのかどうかですね。これは我々としても。ただ、知事が肝いりで観光部の充実を図ってきた経過がありますので、正直言ってこれは知事と私ども一戦交えないとなかなかいけない部分かと考えています。

【丸山委員】

ただですね、やっぱりお客が増えているかどうかですよ、ポイントは。二重行政だとかそういうのはどうでもよくて、縦に切るか横に切かって話で、田中さんと村井さんの趣味が違っただけで、それをどうするかっていうのは、観光客が増えているのか、観光で食べている人たちの所得が上がっているかとか、下がっているのかとかそっちの方が大事ですよ。そっちから考えなきゃ。要するに観光収入が落ちているわけでしょ。善光寺の周りのお土産屋さんとか、蓼科の民宿とか、そこが落ちているっていうことであれば、そっちが問題で、そのテーマ設定が間違っているということになるんじゃないですか。

【福田委員長】

ただ、善光寺のあたりとかも行って見て、しょうがないなっていうことで、行政が力を入れるところではないっていうぐらいですね。

【丸山委員】

そうですね、善光寺のあそこの人たちは儲かっていますよね。あれだけ来るんだもの、人が。なんだかんだ言ったって。だって、ここの観光のピークっていったら御柱と善光寺ですよ。そこで、そこの人たちは潤っているから。

【水本委員】

長野県の場合、観光も1つの主要産業ですから。農業と連携するなどできればいいんですが。

【丸山委員】

それは日本中でやっていますよね。

【水本委員】

そうはいつでも、アドバンテージがあるわけですよ。あるうちに何とかしないと。

【福田委員長】

そうですね。そこはとにかく監査人の方の意見を受けてそれにも応える形だし、部局から聞いたものも踏まえてどういう形になるか、今度1個1個どうまとめていくかを話して、今度は今までの意見というかかなり厚くなると思いますけど、今まで全部の出してきた意見の冊子になって配られる感じなんで。

【丸山委員】

今度ですか。

【福田委員長】

はい、8月には。だから、それを振り返りながらまとめる方向で。まず、文化振興事業団が最初で、林業公社についても部局をもう一回呼んでという形で。林業公社はいいんですか。

【酒井委員】

いや、いいっていうか、どうにもならない状態なんですよ。どうしようと言ってもどうにもならない。だって県の一般会計の事業規模に比べたって相当借金が多いわけです。解決しようっていう、知事はその気になればできることですけど。しようと思うかどうか、決断できるかどうかっていう金額かどうかということですよ。県有林にしようって話が。

【福田委員長】

この前 18 の森林組合があるっていいましたよね。そして、林業公社が持っているのが5%といったときに、少ないと感じたんですけど、単純に 18 で割ると、民間が3%だけ大体5%ぐらいじゃないですか。どの森林組合も5%ぐらいずつみんなが持っていて、18 では5%の収入を持っているんだけど、一部の地域だけは公社がやっているって話になるんですか。そのあたりがわからなかったんですけど。

【酒井委員】

地域によって違うんでしょうね。色々それは。

【福田委員長】

ちゃんともう一回聞かないとわからない、いいです、もう一回聞きます。

【酒井委員】

だから、林業公社で分収林でやっているやつと、国の事業でやっているものもあるんですよ、実は。そういう制度もあるんで、国でやっている分、県でやっている分とあるんですよ。県で解決しても国の分がどうするかという、分収契約は森林管理署でもやっているんですね。

【福田委員長】

今度の時に、森林組合がやっている、県の全体があるとするじゃないですか。18 の森林組合が持っている部分があるんですけど、公社はこの中でどういう部分、ここで持っているのか、それとも飛び地的に持っているのかとか、ちょっとそこが分からないと、今あった国の分収林みたいな、そこが見える形、どういう風に県の森があって、その管理がどういう風に分かれているのか見えるものを出していただければと。

【酒井委員】

分収契約もね、国も関係している部分とか面積はどのくらいとか。県の関係している面積はどのくらいとか。それが全体の面積からいうとどのくらいとか、多分統計はあると思うんですよ。

【福田委員長】

統計と数値ともに図面も必要です。両方で出していただいたら。イメージがわからないので。それ

によって公社がどこの何を担っているのかが全然見えてないので。

【酒井委員】

林業公社も解散するなら早くしないと駄目だし、しないんだっただらと先送りして、その時考えるって、それしかないと思いますね。

【丸山委員】

相当先ですよ。60年とか。

【酒井委員】

70年も先です。それはその時に考えればいいんじゃないかっていう形にするのか、一生懸命考えてこれはもう解散しちゃって県有林にするかとかね、そういう決断が出せるかどうか。そこまで踏み切れるかどうか。

【福田委員長】

逆に言えば、その2つの方法しかないというので、あとはトップの判断といった提言の仕方できますよね。

【酒井委員】

それはそうですね。結局ああいうのは施策と1つだから、法人だけみていて、ああしろ、こうしろとは言いにくい部分はあると思います。

【福田委員長】

そうなんです。

【丸山委員】

そう。おっしゃるとおり。

【酒井委員】

だから知事さんどうしたいんですか、っていうのが。

【福田委員長】

選択肢としては2つと。そこははっきりそれがわかる。逆にまとめて欲しいということもあるんじゃないですか。

【酒井委員】

そうですね。

【丸山委員】

次は林業公社と文化振興事業団の2つをやるんですね。

【福田委員長】

部局を呼んで。その後議事録とか読みながら、この4つについてどうまとめるか、時間がある限り、それが8月です。

全体のイメージなんですけど、4回に林業公社と文化振興事業団が残ったので、まずそれをやって、6団体について、方向付けというか、どうしようか、先ほど酒井委員さんおっしゃってくださったよ

うに、例えば林業だったら2つの決断のどちらかの選択とか、その方向性だけでもまとめられたらというイメージなんです。5回なんですけど、ご相談なんですけど、残る4つがそういう形でまとまっていくとは思わないので、まとまるどころまでとなると思うんですけども、必要に応じて現地調査を実施してことなんですけど、松本空港に行かれるかどうか。もし皆さんが行ってもいいってことだったら松本で会議室を取って委員会を開くという形も有り得るんですけど、9月も現地調査はなしで詰めていくという形でよろしいですか。

【丸山委員】

全部について監査報告とか、今までのやり方にアンチテーゼを出したり、こうあるべきだって、なかなか難しいですよ。大きいものが多いから。だから1個でも2個でもここを元にして何かアイデアがでたり、知事がそれはそうだなっていう風になったりすればいいじゃないかなと最近思っているんですけど。ちょっときついなと思って、住宅供給公社とかを抜本改革するのは。

【事務局】

正直申し上げて平成16年に田中県政でかなりの大鉈をやって、それでまた19年でもう一度やって、ということで、これで近年中に3回目みたいなことです。ですから、ある面ではご指摘いただいた部分をこなしてきたというかやってきた部分もあると思います。

【丸山委員】

経費関係って、これ以上どうやって減らすんですかっていうぐらい減っている印象もありますね。投資してないですもんね、全然。

【事務局】

ええ、逆に言えば、行政改革の理念が徹底的に行き過ぎていて、自由性がなくなっているぐらい、人もお金もスリム化ってことについてはやってきたってことなんです。ただ、今回の監査報告を受ける中で、軌道修正すべきものがあるかどうかというところだと思うんですね。そういう面で、全くの白紙というか、何も手をつけないで、そこで最初からというところでは議論が始まっていないところでございます。

【丸山委員】

相当縮小していますよね。いい意味でも悪い意味でも。

【水本委員】

人を増やしてやるべきことはきちっとやってしまえばいいんだけど。

【丸山委員】

農業公社なんかそうですよね。農業公社って役割があるような感じだったけど、話としては、コーディネーションの基本とか。宮崎の人に聞いたらそうらしいんですけど。だけど、どっちかっていうと経費削減と言っていましたね。

【福田委員長】

でも現に削減しながらやるんですよ。一応これで今日はどうも、皆さんありがとうございました。

(終了)